

建設業許可申請の手引

令和7年2月

山口県土木建築部監理課

目 次

I 建設業の許可制度について	1
1 建設業とは	
2 建設業の許可を必要とする者	
3 許可業種	
4 許可の区分	
5 有効期間	
6 許可の有効期間の調整	
II 許可要件及び欠格要件について	7
1 許可の基準（許可を受けるための要件）一覧	
2 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力	
3 営業所技術者等	
4 誠実性	
5 財産的基礎等	
6 欠格要件	
III 許可の申請について	20
1 許可申請手続きの流れ	
2 許可申請の区分	
3 許可申請手数料	
4 申請に必要な書類等	
(1) 申請書・添付書類	
(2) 確認資料	
5 行政書士による代理申請について	
IV 許可申請書等の作成について	38
1 提出方法	
2 提出部数	
3 記入作成時の注意事項	
4 証明者について	
【記載例】	
・建設業許可申請書（様式第一号）	
・役員等の一覧表（様式第一号別紙一）	
・営業所一覧表（新規許可等）（様式第一号別紙二（1））	
・営業所一覧表（更新）（様式第一号別紙二（2））	
・営業所技術者等一覧表（様式第一号別紙四）	
・工事経歴書（様式第二号）	
・直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）	
・使用人数（様式第四号）	

- ・誓約書（様式第六号）
- ・常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第七号）
- ・常勤役員等の略歴書（様式第七号別紙）
- ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）
- ・常勤役員等の略歴書（様式第七号の二別紙一）
- ・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第七号の二別紙二）
- ・健康保険等の加入状況（様式第七号の三）
- ・営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第八号）
- ・実務経験証明書（様式第九号）
- ・指導監督的実務経験証明書（様式第十号）
- ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）
- ・許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）
- ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）
- ・株主（出資者）調書（様式第十四号）
- ・貸借対照表（法人）（様式第十五号）
- ・損益計算書（法人）（様式第十六号）
- ・株主資本等変動計算書（様式第十七号）
- ・営業の沿革（様式第二十号）
- ・所属建設業者団体（様式第二十号の二）
- ・主要取引金融機関名（様式第二十号の三）

V 許可取得後の届出等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111

- 1 変更届出書
- 2 廃業届

【記載例】

- ・変更届出書（様式第二十二号の二）
- ・届出書（様式第二十二号の三）
- ・廃業届（様式第二十二号の四）

VI 事業承継及び相続に係る認可申請について・・・・・・・・・・・・ 125

- 1 事業承継
- 2 相続
- 3 行政書士による代理申請について

VII 許可申請・変更届出等に係るQ & A・・・・・・・・・・・・ 180

【参考資料】

- 建設工事の種類、建設工事の内容、建設工事の例示及び許可業種の区分・・・・・・・・ 187
- 業種別技術者有資格コード一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 189

はじめに

この手引は、建設業の許可を受けようとする方や変更等の届出をしようとする方のために、建設業法に基づく申請等の手続きをまとめたものです。この法律の趣旨を十分に御理解の上、手続きを行ってください。

申請書類（許可申請書、添付書類等）に、不足や記入漏れがあり補正できない場合は、申請を取り下げていただくか県による却下処分を行わなくてはなりません。（これらの場合、県収入証紙は返却できません。）なお、提出書類や添付書類に虚偽や不正があった場合は、建設業法等により処罰されますのでご注意ください。

この手引は、山口県知事の建設業許可を受けようとする方等を対象にしたものです。他の都道府県又は国土交通省の建設業許可については、各都道府県庁又は国土交通省各地方整備局へお問い合わせください。

〔申請書類等の提出先及び山口県知事許可に関するお問い合わせ先〕

事務所（申請窓口）	所在地	電話番号	管轄地域
岩国土木建築事務所 （総務課）	〒740-0016 岩国市三笠町 1-1-1	0827-29-1540	岩国市、和木町
柳井土木建築事務所 （総務課）	〒742-0031 柳井市南町 3-9-3	0820-22-0396	柳井市、周防大島町、 上関町、田布施町、 平生町
周南土木建築事務所 （総務課）	〒745-0004 周南市毛利町 2-38	0834-33-6471	周南市、下松市、光 市
防府土木建築事務所 （総務課）	〒747-8501 防府市寿町 7-1 防府市役所本館 6 階	0835-22-0634	防府市、山口市
宇部土木建築事務所 （総務課）	〒755-0033 宇部市琴芝町 1-1-50	0836-21-7125	宇部市、美祢市、 山陽小野田市
下関土木建築事務所 （総務課）	〒751-0823 下関市貴船町 3-2-1	083-223-7101	下関市
長門土木建築事務所 （総務課）	〒759-4101 長門市東深川 1875-1	0837-22-2920	長門市
萩土木建築事務所 （総務課）	〒758-0041 萩市江向添沖田 531-1	0838-22-0043	萩市、阿武町

【**願**いする受付時間】 午前 9時～11時

午後 1時～4時 （土・日・祝日・年末年始を除く。）

※申請書類を処理する等の業務の都合がありますので、受付時間内に御提出いただくよう、御協力をお願いします。

〔国土交通大臣許可に関するお問い合わせ先〕

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係
〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀 2-15 TEL：082-221-9231(代)

※令和2年4月1日より建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務が廃止されました。山口県内の国土交通大臣許可の申請書類等は郵送又は持ち込みにより中国地方整備局書類へ直接提出して下さい。

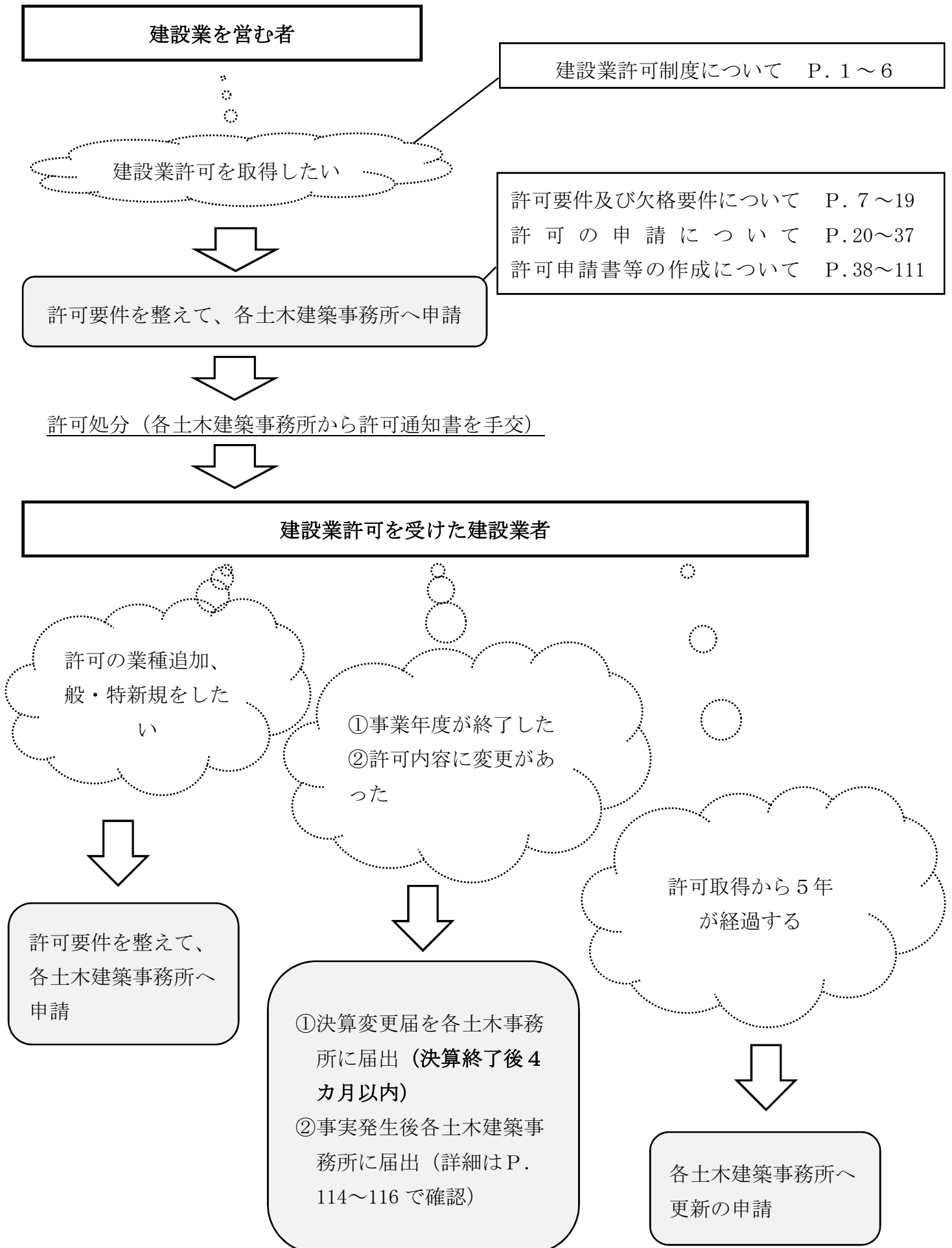
〔申請書類の入手方法〕

申請書類等は山口県庁監理課のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18100/index/>

法律で定めのある場合を除き行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは法律で禁止されています。行政書士による代理申請に関する注意点はP. 37を参照してください。

○許可申請等の主な流れ



I 建設業の許可制度について

1 建設業とは

建設業とは、元請、下請、その他いかなる名義をもってするかを問わず建設工事の完成を請け負う営業を言います。

※「建設工事」とは、土木建築に関する工事でP. 2に記載されている29業種の工事を言います。

※「営業」とは、利益を得る目的すなわち営利の目的をもって同種の業務を継続的かつ集団的に行うことを言います。

※「請負」とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約束する契約のことを言います。

建設工事に該当しない業務の例

以下の業務は営利目的でない、土木建築に関する工事でない、建設工事の完成を目的としていない、請負契約ではない等の理由から建設工事に該当しません。

- ・測量、剪定、草刈、伐採、除雪、保守点検、管理委託
- ・建設資材の製造委託契約、商品の売買
- ・船舶、自動車、貨客車等土地に定着しない動産に関する工事
- ・自家用工作物に関する工事

2 建設業の許可を必要とする者

建設業を営もうとする者は、その工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、建設業法第3条に基づき建設業の許可を受けなければなりません。

ただし、下記の「**軽微な建設工事**」のみを請け負って営業する場合には、必ずしも建設業許可は必要ではありません。

軽微な建設工事

「建築一式工事」の場合	「建築一式工事以外」の場合
次の①②のいずれかに該当する建設工事 ①工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の建設工事 ②延べ面積が、150㎡未満の木造住宅工事	工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事

- ・請負代金の額とは消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額をいいます。
- ・「木造」…建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるもの。
- ・「住宅」…住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積が2分の1以上を居住の用に供するもの。
- ・注文者が工事材料等を提供する場合にあっては、請負代金にその材料等の市場価格及び運送料を加えた額により判断します。

3 許可業種

建設業許可の許可業種は、土木一式工事と建築一式工事の2つの一式工事と27の専門工事に分かれており、業種ごとに申請が必要です。土木一式工事、建築一式工事の許可を持っていても、各専門工事の許可を持っていない場合、工事1件の請負代金の額が500万円以上の専門工事を請け負うことはできません。

区分	許可業種 (29 業種) 法第2条第1項別表第1下欄
一式工事(2業種)	1 土木工事業 2 建築工事業
専門工事(27 業種)	3 大工工事業 4 左官工事業 5 とび・土工工事業 6 石工事業 7 屋根工事業 8 電気工事業 9 管工事業 10 タイル・れんが・ブロック工事業 11 鋼構造物工事業 12 鉄筋工事業 13 舗装工事業 14 しゅんせつ工事業 15 板金工事業 16 ガラス工事業 17 塗装工事業 18 防水工事業 19 内装仕上工事業 20 機械器具設置工事業 21 熱絶縁工事業 22 電気通信工事業 23 造園工事業 24 さく井工事業 25 建具工事業 26 水道施設工事業 27 消防施設工事業 28 清掃施設工事業 29 解体工事業

※建設工事の詳細は、P. 188～189の建設工事の種類、建設工事の内容、建設工事の例示及び許可業種の区分を参考にしてください。

また、P. 188～189の建設工事の種類、建設工事の内容の詳細については、国の「建設業許可事務ガイドライン」(平成13年4月3日付国総建第97号)を参考にしてください。

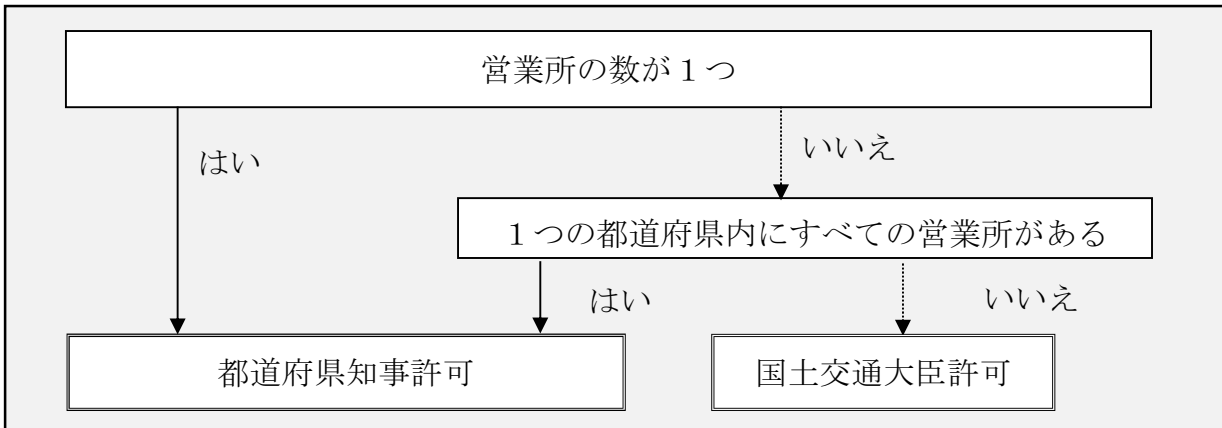
4 許可の区分

(1) 大臣許可と知事許可

建設業の許可は、次に掲げる区分に従い、国土交通大臣または都道府県知事が許可を行います。

○知事許可：1つの都道府県の区域内にのみ営業所を設けて建設業を営む場合

○大臣許可：複数の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営む場合



※知事許可、大臣許可の区分は、営業所の所在地のみによってなされる区分であり、営業し得る区域又は建設工事を施工し得る区域についての制限はありません。

営業所とは

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。

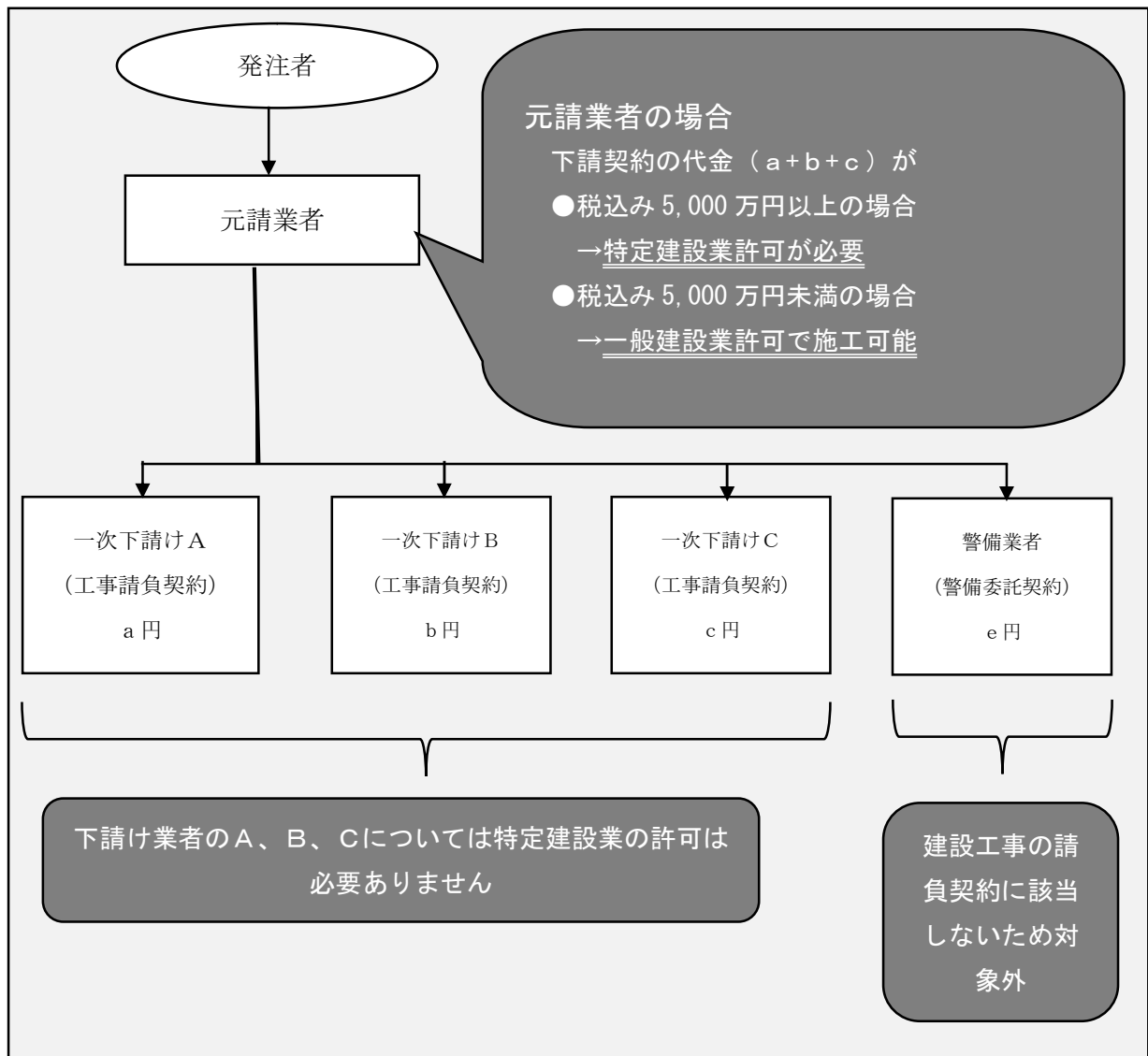
また、これら以外であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与する場合も、「営業所」に該当します。しかし、単に登記上本店とされているだけで実際には建設業に関する営業を行っていない支店、営業所等及び建設業とは無関係な支店、営業所等は、「営業所」には該当しません。

【営業所の要件】

- ・ 請負契約締結等の実体的な実務を行う場所であること。
- ・ 事務所としての備品（例：電話、机、パソコン、各種台帳）などを備えていること。
- ・ 営業所として使用する権限（所有または賃借）を有していること。
- ・ 看板、標識等により外部からそこが建設業者の営業所であると判断可能な状態であること。
- ・ 建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等（又は建設業法施行令第3条に規定する使用人）及び常勤役員等を直接に補佐する者並びに営業所技術者等が常勤していること。（→P. 8～15 参照）

(2) 一般建設業許可と特定建設業許可

発注者から直接工事を請け負い（元請業者）、かつ、下請契約の請負代金の総額が消費税込で5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる者は、特定建設業の許可が必要となります。



※発注者から元請業者が直接請け負う請負金額については、一般・特定に関わらず制限はありません。元請が一次下請けに発注する総額が一般建設業許可と特定建設業許可の判断基準になります。

※発注者から直接請け負った1件の工事が比較的規模が大きく請負金額が高額な工事であっても、その大半を自社で直接施工するなど、常時、下請契約の総額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であれば、一般建設業の許可で営業できます。

5 有効期間

建設業許可の有効期間は、許可日から5年です。

そのため、許可のあった日から5年目の対応する日の前日をもって有効期間が満了します。したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、有効期間が満了する日の30日前までに、許可の更新申請をしなければなりません。（建設業法施行規則第5条）

※更新申請は、許可有効期間の満了するおよそ3か月前から受け付けます。

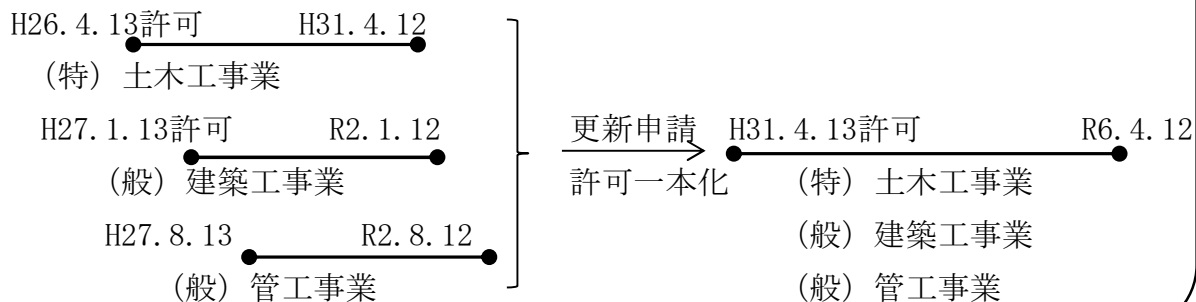
※更新申請の場合、有効期間内に申請がなされ、有効期間の満了する日までにその申請に対する処分（許可・不許可）がなされない場合は、処分がなされるまで従前の許可が有効となります。

※特定建設業の許可の有効期間の満了の日以前に当該許可に係る建設業について一般建設業の許可への移行に係る申請があり、当該有効期間の満了する日までに当該申請に係る処分（許可・不許可）がなされない場合は、処分がなされるまで従前の特定建設業許可が有効となります。（建設業許可事務ガイドライン（平成13年4月3日国総建第97号）【第3条関係】7（1）②）

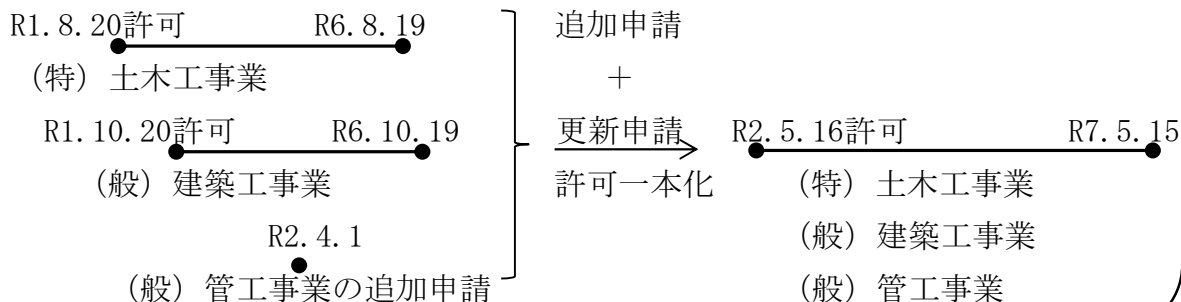
6 許可の有効期間の調整

一つの業者が、許可年月日の異なる2つ以上の許可を受けている場合、その内の最初に有効期間が満了する許可（業種）の更新申請をする際に、有効期間の残っている他の許可についても同時に許可の更新申請を行い、許可年月日を一本化することができます。

（例1）更新における一本化



（例2）業種追加と更新における一本化



※ただし、許可の一本化を申請する場合には、上記例のとおり現在有効な許可のすべて(特定および一般の許可を有している場合は、その両方) について更新しなければならず、一本化後はそれぞれの業種により異なっていた許可年月日が、1つの許可年月日に統一されます。

※知事許可における業種追加+更新、般特新規+更新、般特新規+業種追加+更新は、業種追加等の申請についてある程度の審査期間が必要となるため、原則として更新申請する許可のうち最も古い許可の有効期間が2か月以上残っていることを必要とします。有効期間満了日の2か月前以降の申請の場合は、更新と業種追加等の申請はそれぞれ別の申請として分けていただくようお願いします。

II 許可要件及び欠格要件について

1 許可の基準（許可を受けるための要件）一覧

建設業の許可を受けるためには、以下の4つの「許可要件」を満たすこと及び1つの「欠格要件」に該当しないことが必要です。

許可要件	要件概要	手引参照
建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するとする国土交通省令の基準に適合すること。	<ul style="list-style-type: none"> ①常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること ②適切な社会保険に加入していること 	基準と解説 P. 8～13 確認資料 P. 29～31 記載例 P. 63～77
営業所に専任の技術者を置いていること。	営業所技術者等の基準 【一般建設業】 <ul style="list-style-type: none"> ①申請する建設業に関する所定学科を卒業後実務の経験を有する者 ②申請する建設業に関する実務経験を10年以上有する者 ③申請建設業に関する指定の資格を有する者 	基準と解説 P. 14～15 確認資料 P. 32～36 記載例 P. 78～84
	【特定建設業】 一般建設業の基準に比べ、加重された基準を満たすこと。	
請負契約に関して誠実性を有していること。	法人、法人の役員等、個人事業主等が請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれの明らかな者でないこと。	基準と解説 P. 16
請負契約を履行するに足りる財産的基礎等を有していること。	【一般建設業新規の場合】 自己資本の額が500万円以上である若しくは500万円以上の資金を調達する能力を有すること。	基準と解説 P. 17～18
	【特定建設業の場合】 一般建設業の基準に比し、加重された能力を有すること。	

欠格要件	要件概要	手引参照
P. 15 6 (1) 又は (2)	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等	基準と解説 P. 19

2 経營業務の管理を適正に行うに足る能力

常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること及び適切な社会保険に加入していることの両方を満たす必要があります。

(1) 常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること

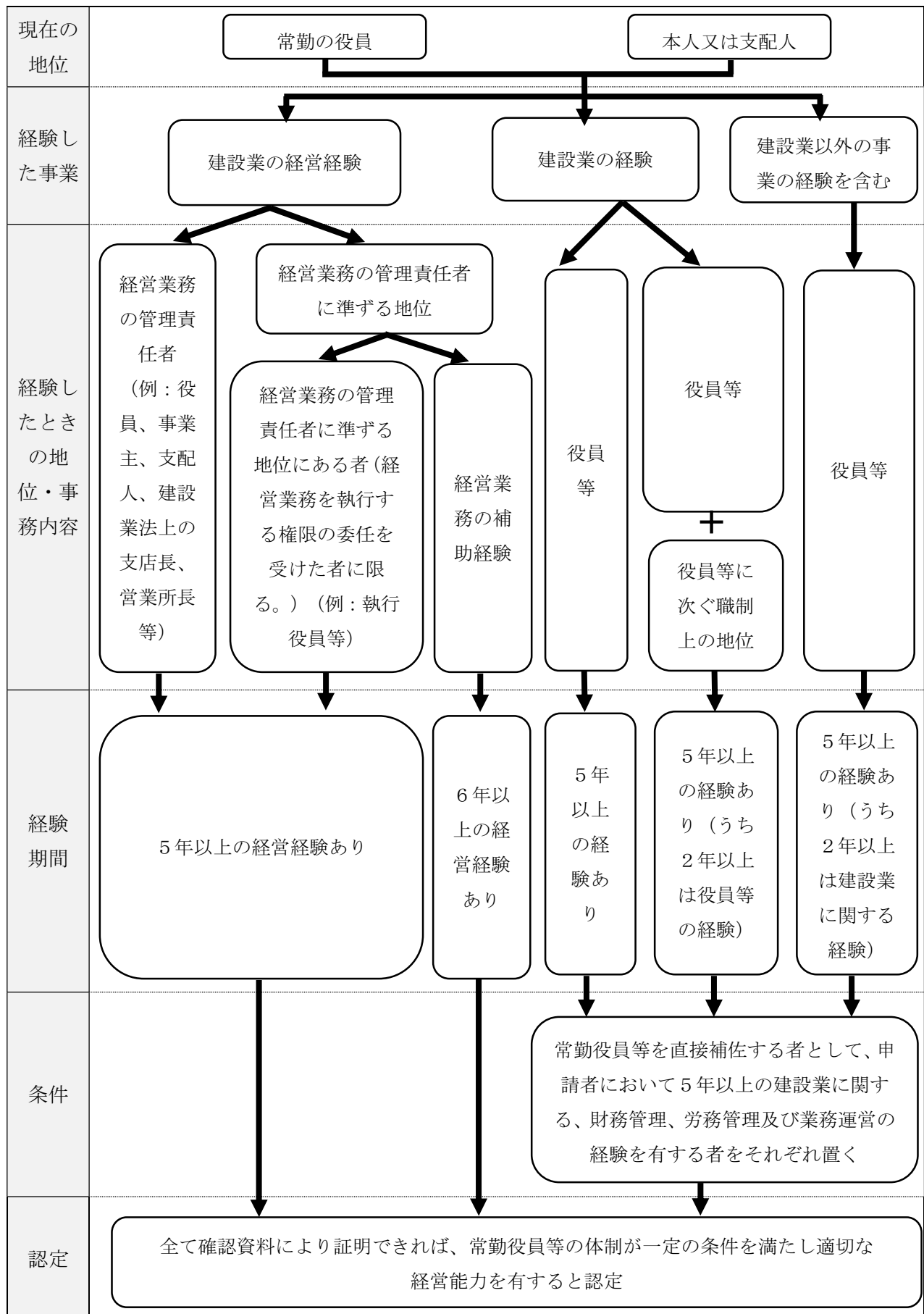
常勤役員等（法人の場合は常勤の役員、個人事業主の場合は本人又は支配人）のうち1人が以下の基準に適合している必要があります。

○常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有することの基準

経験内容	経験業種	年数	条件	建設業法施行規則
経營業務の管理責任者としての経験を有している。	建設業に関して	5年以上		建設業法施行規則第7条第1号イ(1)
経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として、経營業務を管理した経験を有している。	建設業に関して	5年以上		建設業法施行規則第7条第1号イ(2)
経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として、経營業務を補助した経験を有している。	建設業に関して	6年以上		建設業法施行規則第7条第1号イ(3)
役員等としての経験を有している。	建設業に関して	5年以上	常勤役員等を直接補佐する者として、申請者において5年以上の建設業に関する、財務管理、労務管理及び業務運営の経験を有する者をそれぞれ置くこと。	建設業法施行規則第7条第1号ロ(1)
役員等及び役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有している。	建設業に関して	5年以上（うち2年以上は役員等の経験に限る。）		

<p>役員等としての経験を有している。</p>	<p>建設業及び建設業以外の事業に関して</p>	<p>5年以上 (うち2年以上は建設業に関する経験に限る。)</p>	<p>常勤役員等を直接補佐する者として、申請者において5年以上の建設業に関する、財務管理、労務管理及び業務運営の経験を有する者をそれぞれ置くこと。</p>	<p>建設業法施行規則第7条第1号ロ(2)</p>
-------------------------	--------------------------	--	---	---------------------------

○常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有するとして認定されるまで（フロー図）



○常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有することの注釈

常勤	<p>原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している状態をいいます。</p> <p>建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤」には該当しません。</p>
役員	<p>法人における業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずる者（例：法人格のある各種組合の理事）のこと。執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として「これらに準ずる者」に含まれません。</p>
役員等	<p>役員及び役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者（例：相談役、顧問、多数の株式を有する者）のこと。</p>
経營業務の管理責任者としての経験	<p>営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、受注者としての建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいい、具体的には、次のいずれかの経験をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を執行する社員、取締役、執行役、法人格のある各種組合等の理事等としての経験（非常勤の経験を含む。登記がなされていること。） ・個人事業主、支配人としての経験 ・建設業の契約締結権限のある営業所の所長としての経験 <p>※いずれも日本国内での経験に限ります。</p>
支配人	<p>営業主に代わつて、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人のこと。登記の行われているものをいいます。</p>
準ずる地位	<p>法人の場合：役員に次ぐ職制上の地位（例：執行役員） 個人の場合：当該個人に次ぐ職制上の地位（例：配偶者、子）</p>
経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として、経營業務を管理した経験	<p>取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従つて、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。</p>
経營業務を補助した経験	<p>経營業務の管理責任者に準ずる地位（法人格のある各種組合の理事、支店長、営業所長又は支配人に次ぐ職制上の地位にある者を含む。）にあり、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいいます。</p>

役員等に次ぐ職制上の地位にある者	社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。 ※個人は対象になりません。
役員等に次ぐ職制上の地位での経験	役員等に次ぐ職制上の地位にあり、建設業の財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当した経験をいいます。
財務管理の業務経験	建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。）をいいます。
労務管理の業務経験	社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験（役員としての経験を含む。）をいいます。
業務運営の経験	会社の経営方針や運営方針を策定、実施に関する業務経験（役員としての経験を含む。）をいいます。
常勤役員等を直接補佐する者	組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行う者のこと。

○注意点

- ・常勤役員等を直接補佐する者の経験は、申請者の下での経験に限ります。
- ・常勤役員等を直接補佐する者が、建設業に関する財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有するときは、その1人の者がそれぞれの業務経験に係る常勤役員等を直接補佐する者を兼ねることができます。
- ・常勤役員等を直接補佐する者が、建設業に関する財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務を同時に経験している場合、その経験期間はそれぞれの業務経験の期間として計算することができます。

（例）A氏がH27.4～R2.3に建設業に関する財務管理及び労務管理の業務を担当していた場合

→ A氏は財務管理の業務経験を有する者と労務管理の業務経験を有する者を兼ねることができます。

- ・建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接補佐する者となる者が営業所技術者等としての基準を満たしている場合には、同一の営業所（主たる営業所）内に限って営業所技術者等を兼ねることができます。
- ・建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等は、他の建設業許可業者の常勤役員等、営業所技術者等、建設業法施行令第3条に規定する使用人と兼ねることはできません。

(2) 適切な社会保険に加入していること

申請者において、加入義務がある場合に適切な社会保険に加入している必要があります。

健康保険	健康保険法の適用事業所に該当する全ての営業所について、健康保険新規適用届を提出していること。
厚生年金保険	厚生年金保険法の適用事業所に該当する全ての営業所について、厚生年金保険新規適用届を提出していること。
雇用保険	雇用保険法の適用事業所に該当する全ての営業所について、雇用保険適用事業所設置届を提出していること。

3 営業所技術者等

建設業を営む全ての営業所ごとに、許可を受けようとする業種に係る以下の「営業所技術者等の要件」を満たす技術者の配置が必要です。

「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。したがって雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務しなければなりません。原則として、営業所技術者等が、建設業法第26条の5に掲げる特例を除き、工事現場の主任技術者等を兼ねることはできません。

また次のような場合は、原則として専任とは認められません。

- ・技術者の住所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり常識上通勤が不可能である場合
- ・他の営業所において専任を要する職務を行っている場合
- ・他の法令により特定の事務所等に専任を要する者である場合
- ・他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者である場合

○営業所技術者等の要件

一般建設業の許可	
以下の（１）～（４）のいずれかを満たす者	
（１）許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、指定学科を卒業後以下の実務経験を有する者	
学校	実務経験年数
大学（短大含む）・専門学校（高度専門士取得）・専門学校（専門士取得）高等専門学校	3年
高等学校・中等教育学校・専門学校（専修学校専門課程）	5年
（２）許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、10年以上の実務経験を有する者	
（３）許可を受けようとする建設業に係る、指定の資格を有する者	
（４）国土交通大臣が（１）又は（２）と同様以上の知識及び技術又は技能を有すると認める者	
特定建設業の許可	
以下の（１）～（３）のいずれかを満たす者	
（１）上欄の一般建設業の許可の（１）又は（２）に該当し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、2年以上の指導監督的実務経験を有する者（土木一式、建築一式、電気、管、鋼構造物、舗装、造園に係る業種を除く。）	
（２）許可を受けようとする建設業に係る、指定の資格を有する者	
（３）国土交通大臣が（１）又は（２）と同様以上の知識及び技術又は技能を有すると認める者	

○営業所技術者等の注釈

指定学科	建設業法施行規則第1条で規定されている学科で建設業の業種ごとに指定されたものです。(P. 33、34 参照)
実務経験	建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めます。ただし、単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれません。 なお、経験期間が重複しているものにあつては二重に計算しません。 ※日本国内での経験に限ります。
指定の資格	建設業法施行規則第7条の3第2号で規定されている各種資格のことです。(P. 190～195 参照) 資格によっては、取得後一定期間の実務経験が必要になります。
国土交通大臣が認める者	申請を行い、外国での実務経験、学歴又は資格を加味して要件を満たす者として取り扱うことができる制度です。個別に申請が必要になります。詳細は国土交通省にお問い合わせください。
指導監督的実務経験	許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上(令和7年2月1日以降の場合は5,000万円以上)であるものに関して行った指導監督的な実務の経験のことです。したがって、発注者から直接請け負った建設工事に関する経験のみを認めるものであり、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含まれません。

○注意点

- ・ 2以上の業種の許可を申請する場合で、営業所技術者等となるものが複数業種の要件を満たす場合は、同一営業所内であれば当該業種の営業所技術者等を兼ねることができます。
- ・ 1つの業種に関する経験期間は他の業種と重複できませんが技術的に関連した業種は、実務経験の通算が認められます。(P. 35 参照)
- ・ 平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できます。
- ・ 電気工事及び消防施設工事については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接従事できません。また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行後は、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事であっても同法に基づく解体工事業登録が必要となります。これらの免状の交付、登録のない期間の経験は実務経験として算入できません。

4 誠実性

許可を受けようとする者が法人である場合には当該法人・役員等・政令で定める使用人が、個人である場合は本人・政令で定める使用人が、請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかでないことが必要です。

「不正な行為」とは	請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領、文書偽造等、法律に違反する行為
「不誠実な行為」とは	工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為

(例) 建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消し処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者

○誠実性の注釈

役員等	役員	業務を執行する社員	持分会社の業務を執行する社員
		取締役	株式会社の取締役
		執行役	指名委員会等設置会社の執行役
		これらに準ずる者	法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まれません。
政令で定める使用人	等	相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者	「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。) この他、取締役と同等以上の支配力を有する者
		建設業法施行令第3条に定められる使用人 法人・・・支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者 個人・・・支配人	

○注意点

- ・許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、不正又は不誠実な行為をした事実が確知された場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとします。

5 財産的基礎等

倒産することが明白である場合を除き、許可申請時に以下の「財産的基礎等の要件」を満たしていることをもって、許可基準に適合するものと取り扱います。

○財産的基礎等の要件

一般建設業許可	
次の <u>いずれかに</u> 該当すること	
(1) 自己資本の額が 500 万円以上であること	
(2) 500 万円以上の資金調達能力を有すること	
(3) 許可申請直前の過去 5 年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること	
特定建設業許可	
次の <u>すべてに</u> 該当すること	
(1) 欠損の額が資本金の 20%を超えていないこと	
(2) 流動比率が 75%以上であること	
(3) 資本金の額が 2,000 万円以上であり、かつ自己資本の額が 4,000 万円以上であること	

○財産的基礎等の注釈

自己資本	法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計から事業主貸勘定を差し引いた額に、負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。				
資金調達能力	担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から 500 万円以上の資金について、借り入れる等資金を調達する能力のこと。具体的な証明方法については P. 25 参照				
欠損の額	<p>法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金がマイナスである場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>法人</td> <td>繰越利益剰余金の負の額－（資本剰余金＋利益準備金＋任意積立金） ≤0.2×資本金</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>事業主損失－（事業主借勘定－事業主貸勘定＋準備金）≤0.2×期首資本金</td> </tr> </tbody> </table>	法人	繰越利益剰余金の負の額－（資本剰余金＋利益準備金＋任意積立金） ≤0.2×資本金	個人	事業主損失－（事業主借勘定－事業主貸勘定＋準備金）≤0.2×期首資本金
法人	繰越利益剰余金の負の額－（資本剰余金＋利益準備金＋任意積立金） ≤0.2×資本金				
個人	事業主損失－（事業主借勘定－事業主貸勘定＋準備金）≤0.2×期首資本金				
流動比率	<p>流動資産を流動負債で除して得た数値に 100 を乗じた数をいいます。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>法人・個人</td> <td>流動資産合計÷流動負債合計×100≥75%</td> </tr> </tbody> </table>	法人・個人	流動資産合計÷流動負債合計×100≥75%		
法人・個人	流動資産合計÷流動負債合計×100≥75%				
資本金	法人にあつては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額を、個人にあつては期首資本金をいいます。				

○注意点

- この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により確認をします。
- 資本金の額について、申請時直前の財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金については、この基準を満たしているものとして取り扱います。この取扱いは資本金に限ったもので、自己資本は財務諸表で基準を満たすことが必要です。
- 許可切れで新規申請をする場合又は初回更新の前に業種追加や般特新規の申請をする場合は、直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有することの要件を満たしませんので他の要件を満たして申請をしてください。

6 欠格要件

許可を受けようとする者が以下に該当する場合は、許可を受けることができません。

- (1) 許可申請書、添付書類中に重要な事項について虚偽の記載若しくは重要な事実の記載が欠けている場合
- (2) 次のいずれかに該当する場合

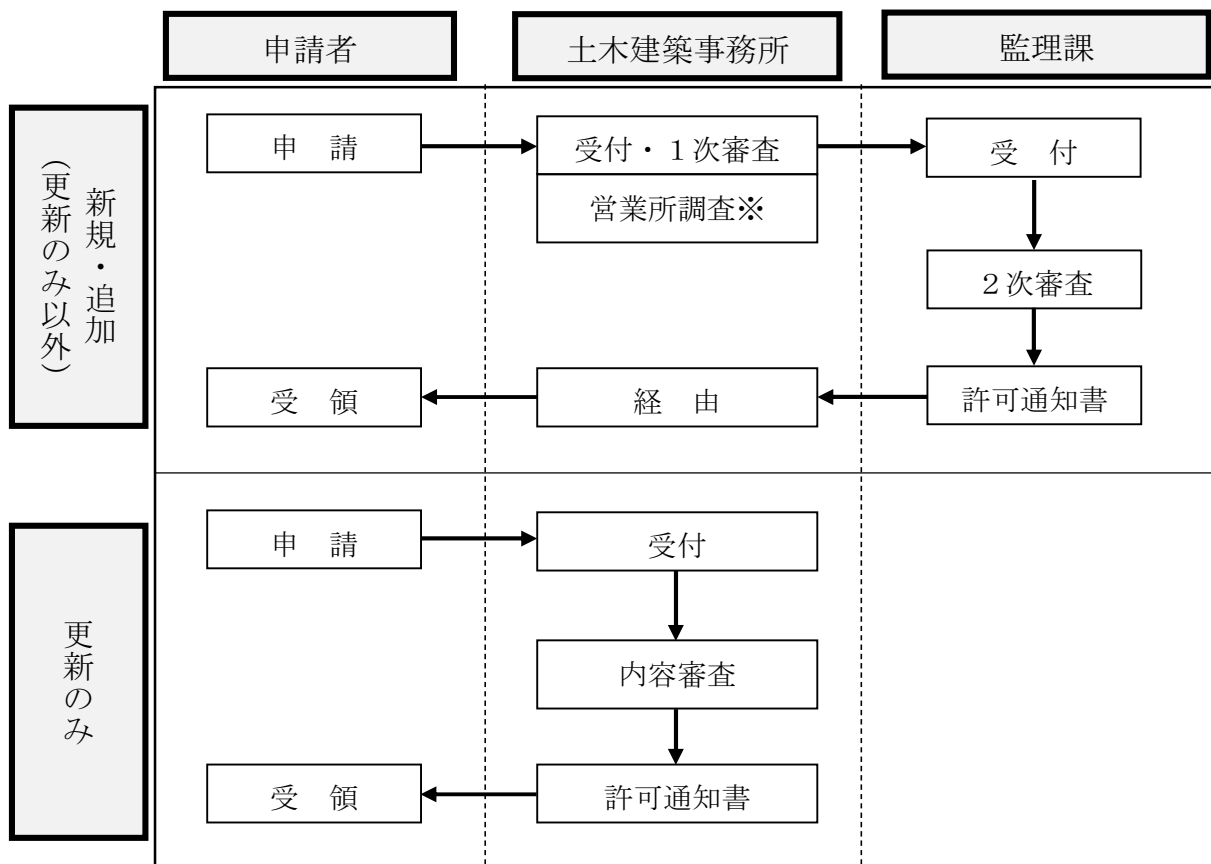
①	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
②	不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取消されて5年を経過しない者
③	②に該当する建設業の取消し処分に係る聴聞の通知があった日以降、廃業の届出した者で、その届出の日から5年を経過しない者
④	③の聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等や使用人、又は個人の使用人であった者で、廃業の届出の日から5年を経過しない者
⑤	営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
⑥	営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
⑦	禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
⑧	建設業法又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
⑨	暴力団員等又は、暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
⑩	心身の故障により建設業を適正に営むことができない者
⑪	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～⑩・⑫（法人である場合においては、その役員が①～④・⑥～⑩）のいずれかに該当する者
⑫	法人の役員等又は政令で定める使用人の内①～④・⑥～⑩までに該当する者
⑬	個人の政令で定める使用人の内①～④・⑥～⑩までに該当する者
⑭	暴力団員等がその事業活動を支配する者

※一定の法令の規定

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く）
- ・「刑法（明治40年法律第45号）」第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）又は第247条（背任罪）
- ・「暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）」
- ・建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法の規定で政令で定めるもの

Ⅲ 許可の申請について

1 許可申請手続きの流れ



※営業所調査について

山口県では、建設業許可申請の審査時において、書類審査だけではなく営業所への実地調査（営業所調査）を実施します。許可申請の区分における「新規」「許可換新規」または営業所の新設（追加）及び移転時に実施します。

営業所調査では、営業所の要件（→P. 3 参照）や建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等の常勤性等を確認します。営業所調査にあたっては、以下の書類等を用意してください。

【営業所調査に必要な書類】

- ・建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者並びに営業所技術者等の常勤性等が確認できる資料（具体的な確認資料についてはP. 31 及び 35 を参照してください。）
- ・工事台帳
- ・賃金台帳

※その他、必要な書類等があれば営業所調査実施前に御連絡します。

※郵送の場合には、営業所のある建物の外観、入口付近、営業所の内部及び営業所に掲げる標識が掲示されていることがわかる写真を送付してください。

※郵送の場合、営業所の使用権原については、自己所有又は賃貸借等のいずれか該当するものを記載してください。

2 許可申請の区分

許可申請には、いくつかの区分があります。

	申請区分	説明
1	新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合
2	許可換新規	次のとおり、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し新たに許可を申請する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県知事許可から山口県知事許可へ ・山口県知事許可から国土交通大臣許可へ ・国土交通大臣許可から山口県許可へ
3	般・特新規	<ul style="list-style-type: none"> ・現在<u>一般</u>建設業の許可のみを受けている者が、新たに<u>特定建設業</u>の許可を受けようとする場合 ・現在<u>特定</u>建設業の許可のみを受けている者が、新たに<u>一般</u>建設業の許可を受けようとする場合 <p>(注) 特定建設業の許可のみを受けている者が、専任技術者が特定建設業の許可要件を満たさなくなった場合等により建設業法第 29 条に該当するため当該特定建設業の許可を維持できない場合は次のように取り扱います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定建設業の許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとする場合は、当該特定建設業の廃業届を提出し、「般・特新規」として一般建設業の許可を申請することが必要です。 2 特定建設業の許可を受けている建設業の全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合は、特定建設業のすべての業種の廃業届を提出し、「新規」として一般建設業の許可を申請することが必要です。
4	業種追加	<ul style="list-style-type: none"> ・現在一般建設業の許可を受けている者が、他の業種について一般建設業の許可を申請する場合 ・現在特定建設業の許可を受けている者が、他の業種について特定建設業の許可を申請する場合
5	更新	現在受けている許可をそのままの要件で引き続き受けようとする場合
6	般・特新規＋業種追加	上記 3 と 4 を同時に申請する場合
7	般・特新規＋更新	上記 3 と 5 を同時に申請する場合
8	業種追加＋更新	上記 4 と 5 を同時に申請する場合
9	般・特新規＋業種追加＋更新	上記 3 と 4 と 5 を同時に申請する場合

3 許可申請手数料

許可申請には、所定の申請手数料が必要です。手数料は、一般建設業、特定建設業別にそれぞれ下表により納入してください。

	申請区分		山口県知事許可 (山口県収入証紙)
1	新規	一般又は特定のいずれか一方のみ	9万円
		一般と特定の同時申請	18万円
2	許可換新規	一般又は特定のいずれか一方のみ	9万円
		一般と特定の同時申請	18万円
3	般・特新規		9万円
4	業種追加	一般又は特定のいずれか一方のみ	5万円
		一般と特定の同時申請	10万円
5	更新	一般又は特定のいずれか一方のみ	5万円
		一般と特定の同時申請	10万円
6	般・特新規＋業種追加		14万円
7	般・特新規＋更新		14万円
8	業種追加＋更新	一般又は特定のいずれか一方のみの追加 ＋一般又は特定のいずれか一方のみの更新	10万円
		一般又は特定のいずれか一方のみの追加 ＋一般の更新＋特定の更新	15万円
		一般の追加＋特定の追加＋一般の更新＋特定の更新	20万円
9	般・特新規＋業種追加＋更新		19万円

〔山口県収入証紙の納入方法〕

県内の県税事務所等で購入の上、申請書（別紙三）の所定の位置に貼付してください。

※消印は絶対にしないでください。

〔収入証紙の売りさばき所〕

山口県会計課のホームページを参照

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/159/102353.html>

4 申請に必要な書類等

申請に必要な書類を（１）及び（２）に記載しています。

(1) 申請書・添付書類

申請区分に応じ、以下の図を参照してください。

山口県土木建築部

様式番号	書類の名称 「省略可能な書類」欄の記号について ●…必須提出書類 ○…既に提出されている場合は省略可能 △…記載事項に変更がない場合は省略可能 ◇…更新申請の対象業種については省略可能 —…不要	要◎ 否×		省略可能な書類										
		法人の場合	個人の場合	新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新	業種追加+更新	般特新規+業種追加+更新		
山口県様式	許可申請書表紙	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
申請書	第1号	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	別紙一	◎	×	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	別紙二（１）	◎	◎	●	●	●	—	—	—	—	—	—		
	別紙二（２）	◎	◎	—	—	—	—	●	—	—	—	●		
別紙三	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
別紙四	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
添付書類	第2号	◎	◎	●	○	●	○	●	●	◇	◇	◇		
	第3号	◎	◎	●	○	●	○	●	●	●	●	●		
	第4号	◎	◎	●	○	●	○	●	●	●	●	●		
	第6号	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	↑ 役員等 ↓	第7号	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第7号別紙	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		第7号の2	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		↓ 役員等+補佐 ↑	第7号の2別紙一	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			第7号の2別紙二	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	第7号の3	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	—	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	第8号	◎	◎	●	●	●	◇	●	●	●	●	●		
	—	◎	◎	●	●	●	◇	●	●	◇	◇	◇		
	第9号	◎	◎	●	●	●	◇	●	●	◇	◇	◇		
	第10号	◎	◎	●	●	●	◇	●	●	◇	◇	◇		
	第11号	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	第12号	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	第13号	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	—	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	—	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	—	◎	×	●	●	○	△	○	△	○	△	△		
	第14号	◎	×	●	●	○	△	○	△	○	△	△		
	第15号	◎	×	●	●	○	○	○	○	○	○	○		
	第16号	◎	×	●	●	○	○	○	○	○	○	○		
	第17号	◎	×	●	●	○	○	○	○	○	○	○		
	第17号の2	◎	×	●	●	○	○	○	○	○	○	○		
第17号の3	◎	×	●	●	○	○	○	○	○	○	○			
第18号	×	◎	●	●	○	○	○	○	○	○	○			
第19号	×	◎	●	●	○	○	○	○	○	○	○			
—	◎	◎	●	●	○	△	○	△	○	△	△			
第20号	◎	◎	●	●	○	△	○	△	○	△	△			
第20号の2	◎	◎	●	●	○	△	○	△	○	△	△			
—	◎	◎	●	●	○	○	○	○	○	○	○			
第20号の3	◎	◎	●	●	○	△	○	△	○	△	△			
—	◎	◎	●	●	●	●	—	●	—	●	●			

(注1) 以下の書面を添付します。

項目	提出資料
健康保険及び厚生年金保険	申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「標準報酬額決定通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類
雇用保険	申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え又はこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類 注) 雇用保険の適用状況が確認できるものに限る

(注2) 営業所技術者等証明書に記載された者の担当する業種に対応する技術資格を証明する資料のみ必要です。

(注3) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」についてはP.16を参照してください。

(注4) 該当する者がいない場合でも「該当なし」と記載し、提出します(省略はできません)。

(注5) 建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等については、作成を要しません。

(注6) 該当者がいない場合は作成不要です。また、建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、許可申請書の住所、生年月日等の調書をもって建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書に代えることが出来るため、作成を要しません。

(注7) 役員(非常勤含む)、法定代理人、建設業法施行令第3条に規定する使用人について提出が必要です。

(注8) 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。詳細はP.25~27を参照してください。

(注9) 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

- ① 資本金の額が1億円超であるもの
- ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

(注10) 登記事項証明書

商業登記がなされている場合においては登記事項証明書、個人である場合(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。)においては、その法定代理人の登記事項証明書についても添付することになります。

(注11) 事業税の納税証明書を添付します。

(注12) 一般建設業許可において、申請区分が「新規」「業種追加」等で許可取得後の営業期間が5年未満かつ直近の決算書の自己資本が500万円未満の場合添付します。

○資金調達能力について

一般建設業許可を申請する場合で、財務諸表で財産的基礎が確認を取れない場合は以下の書類のいずれかを添付してください。

500万円以上の資金についての取引金融機関の預金残高証明書（原本）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書発行日現在の残高であること（発行日現在の残高を発行できない場合は、発行日に可能な限り近い日現在のもの） ・ 複数の口座の残高を合計する場合は同一日付であること。 ・ 証明書発行日が申請日の1か月以内のものであること。
500万円以上の資金についての取引金融機関の融資証明書（原本）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書発行日が申請日の1か月以内のものであること。

※注意 固定資産評価証明書の評価額は、財産的基礎の確認資料とは認められません。

○登記されていないことの証明書又は医師の診断書及び身分証明書について

次の内容の登記されていないことの証明書又は医師の診断書のいずれか及び身分証明書を提出してください。

登記されていないことの証明書又は医師の診断書（原本）				
<table border="1"> <tr> <td>登記されていないことの証明書</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書で、法務局及び地方法務局（山口県では山口法務局）において交付を受けてください。 ・ 本籍の記入については任意としますが、「身分証明書」の添付の要否を判断するため、外国籍の方については国籍を記入してください。 </td> </tr> <tr> <td>医師の診断書</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有す旨を記載した医師の診断書を提出してください。 ・ 医師の診断書の記載事項については、次ページ以降を参照してください。 </td> </tr> </table>	登記されていないことの証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書で、法務局及び地方法務局（山口県では山口法務局）において交付を受けてください。 ・ 本籍の記入については任意としますが、「身分証明書」の添付の要否を判断するため、外国籍の方については国籍を記入してください。 	医師の診断書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有す旨を記載した医師の診断書を提出してください。 ・ 医師の診断書の記載事項については、次ページ以降を参照してください。
登記されていないことの証明書				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書で、法務局及び地方法務局（山口県では山口法務局）において交付を受けてください。 ・ 本籍の記入については任意としますが、「身分証明書」の添付の要否を判断するため、外国籍の方については国籍を記入してください。 				
医師の診断書				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有す旨を記載した医師の診断書を提出してください。 ・ 医師の診断書の記載事項については、次ページ以降を参照してください。 				
身分証明書（原本）				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明書で、本籍地の市区町村において交付を受けてください。 ・ 役員等が外国籍である場合には本証明書は発行されませんので、申請書等に添付は不要です。 				

※注意 申請又は届出日の3か月前以内に発行されていること。

・診断書作成例

診 断 書 作 成 例

氏名	男・女
	年 月 日生 (歳)
住所	

上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。

診断にあたっての根拠

所見 (現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

1. 各種検査

長谷川式認知症スケール (点 (年 月 日実施) 実施不可)

MMSE (点 (年 月 日実施) 実施不可)

脳の萎縮または損傷の有無

あり ⇒ (部分的にみられる 全体的にみられる 著しい 未実施)

なし

知能検査

その他

2. 短期間に回復する可能性

回復する可能性は高い 回復する可能性は低い 分からない

(特記事項)

3. 判断能力について

(1) 見当識の障害の有無

あり ⇒ (まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い

障害が高度)

なし

}

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ (意思疎通ができないときもある 意思疎通ができないことが多い
 意思疎通ができない)

なし

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

(5) その他(※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載)

参考となる事項(本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

(2) 確認資料

確認資料は、以下の確認項目及び建設業の許可要件等に関することについて確認するための資料です。以下のア～ウにより、書類を窓口申請時及び営業所調査時に提出または提示してください。

なお、許可取得後の変更届の提出の際にも、確認資料が必要です。

次に示すのは確認資料の代表例であり、必要がある場合は別途書類を求めることがあります。また、例外的な取扱い等については、Ⅶ 許可申請・変更届出等に係るQ & Aを参照してください。

※ 以下のア～ウの確認資料のうち、「(原本)」又は「(写し)」と指定されているものの以外の提出又は提示については、原本又は写しのいずれかを提出又は提示してください。

<確認項目一覧>

許可要件等		確認項目
経營業務の管理を適正に行うに 足る能力	常勤役員等	現在の地位（役員又は個人若しくは支配人）
		経験した事業
		経験したときの地位、事務内容及び経験期間
		現在の常勤性
	常勤役員等を直接補佐する者	経験内容（注）
		経験したときの地位
		経験期間
		現在の常勤性
営業所技術者等	実務経験の内容及び証明者	
	指定の資格	
	指導監督的実務経験	
	現在の常勤性	

(注) 申請者における経験内容に限ります。

ア 常勤役員等

確認項目	確認資料	
	申請者が法人の場合	申請者が個人の場合
現在の地位	役員の場合 商業登記簿謄本(当該謄本で証明できない場合は、これに準ずる書類)	事業主本人の場合 不要 支配人の場合 商業登記簿謄本
建設業又は建設業以外の事業の経験	建設業の経験の場合 【建設業許可を取得していた場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可通知書(写し) ・受付印の押印された建設業許可申請書(写し) 【建設業許可を取得していない場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・契約書、注文書、請書、請求書 (経験期間に工事实績がない場合) <ul style="list-style-type: none"> ・法人税の確定申告書(写し) 建設業以外の事業の経験の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本 ・定款 ・経験事業に係る許可等通知書(写し) 	建設業の経験の場合 【建設業許可を取得していた場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可通知書(写し) ・受付印の押印された建設業許可申請書(写し) 【建設業許可を取得していない場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・契約書、注文書、請書、請求書 (経験期間に工事实績がない場合) <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の確定申告書(写し) 建設業以外の事業の経験の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本 ・定款 ・経験事業に係る許可等通知書(写し) ※法人での経験に限る。
経験をしたときの地位、事務内容及び経験期間	役員 商業登記簿謄本(経験期間の確認が取れるもの) 事業主 【直近の確定申告以前】 確定申告(必要年数分) 【直近の確定申告以降】 ※①～③の順で優先順位が高く、上位のものが提示できる場合下位のものは不要 ①源泉徴収の状況がわかる書類(必要期間分)又は住民税特別徴収の状況がわかる書類及び領収書(必要期間分) ②契約書、注文書・請書+基本契約書、注文書・請書+基本契約約款(それぞれ1ヵ月につき1件程度) ③建設工事の請負にかかる注文書、請書、請求書(それぞれ1ヵ月につき1件程度) 請求書の場合、併せて入金を確認できるものも提示 支配人 商業登記簿謄本(経験期間の確認が取れるもの)	

	<p>営業所長としての経験</p> <p>①建設業許可を取得していた場合 ・受付印の押印された許可申請書又は変更届出書（営業所及び令第3条に規定する使用人の記載があるもの）（写し）</p> <p>②建設業許可を取得していない場合 ・建設業の契約締結権限が委任されていることが分かる委任状等（写し）</p> <p>経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として、経營業務を管理した経験</p> <p>次に掲げる事項に関する経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として、経營業務を管理した経験が分かる次に定める書類（写し）</p> <p>①執行役員等の職制上の地位 組織図その他これに準ずる書類</p> <p>②業務執行部門が建設業に係るものであること 業務分掌規程その他これに準ずる書類</p> <p>③取締役会決議による権限移譲等 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類</p> <p>④経験期間 取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類</p> <p>経營業務を補助した経験</p> <p>次に掲げる事項に関する経營業務を補助した経験が分かる次に定める書類（写し）</p> <p>①職制上の地位 組織図その他これに準ずる書類</p> <p>②補助経験 業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類</p> <p>③補助経験の期間 人事発令書その他これに準ずる書類</p> <p>役員等としての経験</p> <p>商業登記簿謄本（経験期間の確認が取れるもの）（当該謄本で証明できない場合は、これに準ずる書類）</p> <p>役員等に次ぐ職制上の地位での経験</p> <p>次に掲げる事項に関する役員等に次ぐ職制上の地位での経験が分かる次に定める書類（写し）</p> <p>①職制上の地位 組織図その他これに準ずる書類</p> <p>②経験内容 業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類</p> <p>③経験期間 人事発令書その他これに準ずる書類</p>
現在の常勤性	以下のとおり

イ 常勤役員等を直接補佐する者

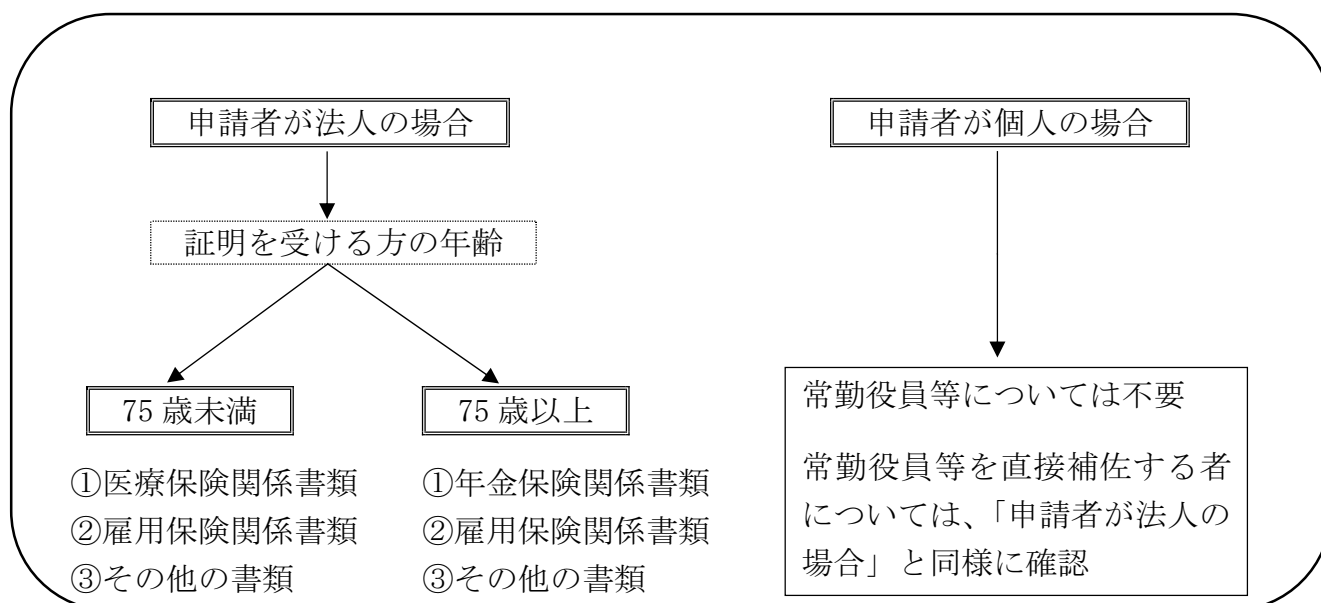
確認項目	確認資料
経験内容	業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類
経験をしたときの地位	組織図その他これに準ずる書類
経験期間	人事発令書その他これに準ずる書類
現在の常勤性	以下のとおり

※ 申請者における経験内容、経験をしたときの地位及び経験期間がわかるものに限ります。

○現在の常勤性

以下のチャートに従い該当する書類を提示してください。

(①～③の順で優先度が高く、上位のものが提示できる場合には下位のものは不要です。)



医療保険関係書類	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（事業所名の記載があり直近のもの） 住民税特別徴収税額通知書の写し 健康保険被保険者証カード（表面） <p>※マイナ保険証は所属企業の記載がないため不可。 健康保険被保険者証カードは有効期限内のものに限る。</p> <p>【上記書類で確認がとれない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所属企業の雇用証明書の写し若しくはこれらに準ずる資料
----------	--

年金保険関係書類	<ul style="list-style-type: none"> 標準報酬決定通知書（厚生年金 70 歳以上被用者算定届に係るもの） 【上記書類で確認がとれない場合】 <ul style="list-style-type: none"> 70 歳以上被用者該当届（受付印があるものに限る。）
雇用保険関係書類	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者証 雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業所名の記載のあるもの） 事業所別被保険者台帳
その他の書類	≪法人の役員の場合≫ <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書（申告書＋役員報酬内訳書）

※証明を受ける方の住所と営業所の所在地が遠方の場合、通勤が可能であることの確認資料を追加で求める場合があります。

（例）住民票、運転免許証等の住所が確認できる公的証明書、単身赴任等により住民票を異動させていない場合は、支店長等が証明する在籍証明書又は住居の賃貸借契約書等

ウ 営業所技術者等

確認項目	確認資料
実務経験の内容及び証明者※1※2	各建設業の業種ごとに実務経験証明書の内容及び証明者の適正を確認する書類 確認書類 <ul style="list-style-type: none"> 契約書、注文書、請書 【上記書類で確認が取れない場合】 <ul style="list-style-type: none"> 請求書（併せて通帳、領収書、預金取引明細票等で入金確認が取れるものも提示） 経営事項審査の完成工事高整理表（山口県様式第1号）（表紙等に山口県の受付印が押印されているものに限る。）（原本） ≪過去実務経験を認められたことのある方≫ <ul style="list-style-type: none"> 実務経験証明書（申請書の表紙等に山口県の受付印があるものに限る。）をもってその期間、内容について認定します。
指定の資格	以下の証明書の原本 <ul style="list-style-type: none"> 技術検定合格証明書等の資格証明書 監理技術者資格者証
指導監督的実務経験	各建設業の業種ごとに以下の条件をすべて満たす書類（上記「実務経験の内容及び証明者の 確認書類 」） <ul style="list-style-type: none"> 発注者から直接請け負っていること。 請負代金の額が 4,500 万円以上であるもの。
現在の常勤性	P. 35 のとおり

※1 実務経験の確認期間

1 か月につき 1 件程度の従事実績を確認します。この確認された実務経験の期間

を積み上げていき、必要期間となるまで確認します。

※2 関連した業種を申請する場合

実務経験の通算が認められます。P.35を参照してください。

○各業種に関する指定学科

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

○指定学科の具体例（出典：一般財団法人建設業技術者センター）

指定学科の具体例を示します。以下の学科名と異なる場合は各土木建築事務所にご確認ください。

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
(1) 土木工学に関する学科	開発科	(4) 電気工学に関する学科	応用電子科
	海洋科		システム科
	海洋開発科		情報科
	海洋土木科		情報電子科
	環境造園科		制御科
	環境科		通信科
	環境開発科		電気科
	環境建設科		電気技術科
	環境整備科		電気工学第二科
	環境設計科		電気情報科
	環境土木科		電気設備科
	環境緑化科		電気通信科
	環境緑地科		電気電子科
	建設科		電気・電子科
	建設環境科		電気電子システム科
	建設技術科		電気電子情報科
	建設基礎科		電子応用科
	建設工業科		電子科
	建設システム科		電子技術科
	建築土木科		電子工業科
	鉱山土木科		電子システム科
	構造科		電子情報科
	砂防科		電子情報システム科
	資源開発科	電子通信科	
	社会開発科	電子電気科	
	社会建設科	電波通信科	
	森林工学科	電力科	
	森林土木科	(5) 電気通信工学に関する学科	電気通信科
	土工土木科	(6) 機械工学に関する学科	エネルギー機械科
	生活環境科学科		応用機械科
	生産環境科		機械科
	造園科		機械技術科
	造園デザイン科		機械工学第二科
	造園土木科		機械航空科
	造園緑地科		機械工作科
	造園林科		機械システム科
	地域開発科学科		機械情報科
	治山学科		機械情報システム科
	地質科		機械精密システム科
	土木科		機械設計科
	土木海洋科		機械電気科
	土木環境科		建設機械科
	土木建設科		航空宇宙科
土木建築科	航空宇宙システム科		
土木地質科	航空科		
農業開発科	交通機械科		
農業技術科	産業機械科		
農業土木科	自動車科		
農林工学科	自動車工業科		
農業工学科	生産機械科		
農林土木科	精密科		
緑地園芸科	精密機械科		
緑地科	船舶科		
緑地土木科	船舶海洋科		
林業工学科	船舶海洋システム科		
林業土木科	造船科		
林業緑地科	電子機械科		
(2) 都市工学に関する学科	環境都市科		電子制御機械科
都市科	都市システム科		動力機械科
(3) 衛生工学に関する学科	衛生科		農業機械科
環境科	環境計画科		環境計画科
空調設備科	建築科		建築科
設備科	衛生科		衛生科
設備工業科	建築設備科		建築設備科
設備システム科	建築第二科		建築第二科
	住居科	住居科	
	住居デザイン科	住居デザイン科	
	造形科	造形科	
	(8) 鉱山学に関する学科	鉱山科	

※ 学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えることが出来ます。ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることは出来ません。

○実務経験の通算

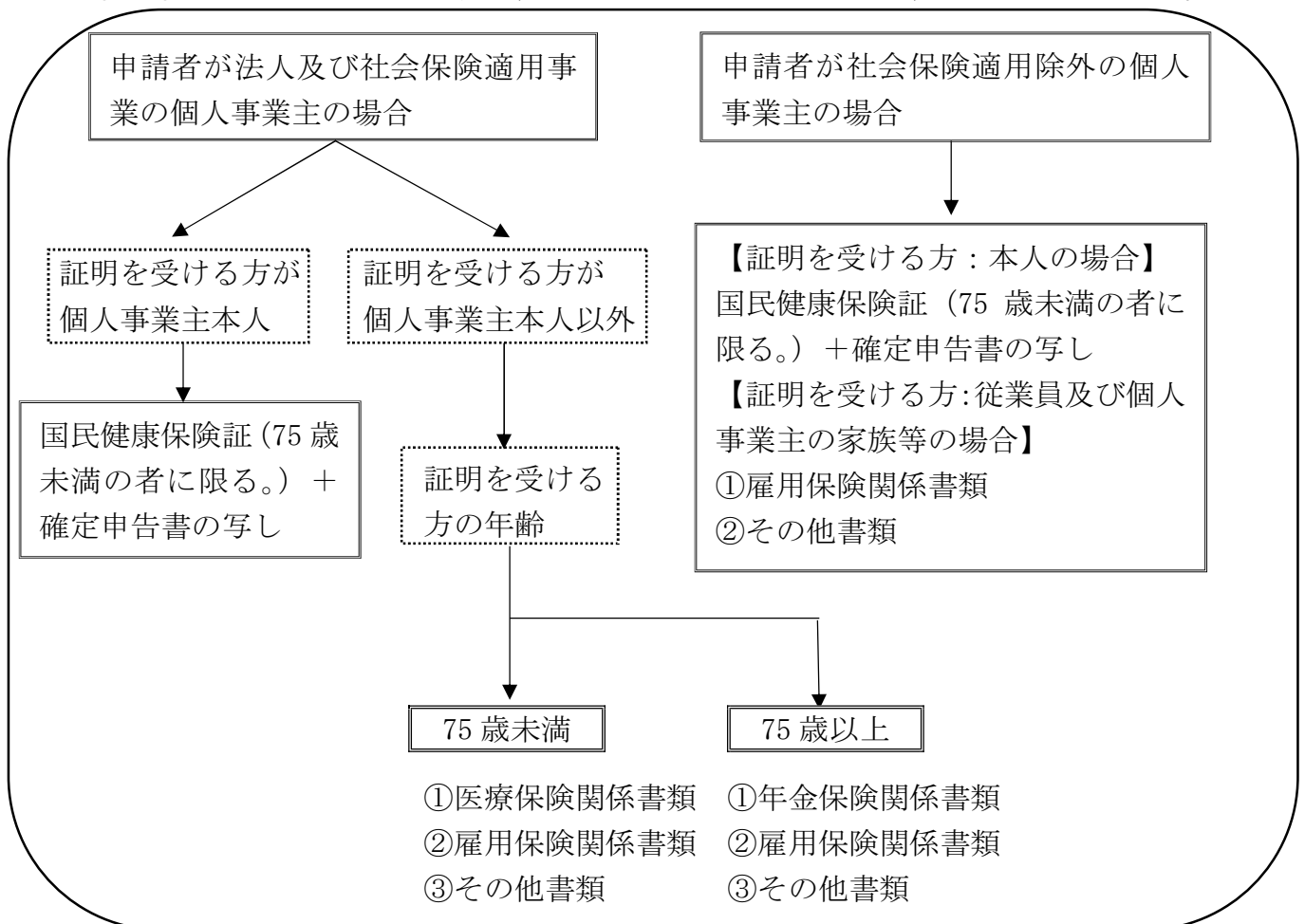
技術的に関連した業種は、以下の通り実務経験の通算が認められます。この場合実務経験の年数は、申請業種と合算できるその他業種の合計で 12 年以上（うち申請業種に係る経験年数が 8 年を超えていること）が必要となります。

申請業種	合算できるその他の業種
大工工事業	← 建築工事業、内装仕上工事業
とび・土工工事業	← 土木工事業、解体工事業
屋根工事業	← 建築工事業
しゅんせつ工事業	← 土木工事業
ガラス工事業	← 建築工事業
防水工事業	← 建築工事業
内装仕上工事業	← 建築工事業、大工工事業
熱絶縁工事業	← 建築工事業
水道施設工事業	← 土木工事業
解体工事業	← 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業

○現在の常勤性

以下のチャートに従い該当する書類を提示してください。

(①～③の順で優先度が高く、上位のものが提示できる場合下位のものは不要です。)



医療保険関係書類	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（事業所名の記載があり直近のもの） 住民税特別徴収税額通知書の写し 健康保険被保険者証カード（表面） <p>※マイナ保険証は所属企業の記載がないため不可。 健康保険被保険者証カードは有効期限内のものに限る。</p> <p>【上記書類で確認がとれない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所属企業の雇用証明書の写し若しくはこれらに準ずる資料
年金保険関係書類	<ul style="list-style-type: none"> 標準報酬決定通知書（厚生年金 70 歳以上被用者算定届に係るもの） <p>【上記書類で確認がとれない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 70 歳以上被用者該当届（受付印があるものに限る。）
雇用保険関係書類	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者証 雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業所名の記載のあるもの） 事業所別被保険者台帳
その他書類	<p>《法人の役員の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書（申告書＋役員報酬内訳書） <p>《個人事業主の家族等の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民税特別徴収税額通知書 事業主の確定申告書（事業専従者欄で確認） 出勤簿、賃金台帳（3 か月分）

※証明を受ける方の住所と営業所の所在地が遠方の場合、通勤が可能であることの確認資料を追加で求める場合があります。

（例）住民票、運転免許証等の住所が確認できる公的証明書、単身赴任等により住民票を異動させていない場合は、支店長等が証明する在籍証明書又は住居の賃貸借契約書等

（3）添付書類及び確認資料の日付一覧表

以下のとおりです。

申請日より 3 か月以内
<ul style="list-style-type: none"> 納税証明書 登記事項証明書 登記されていないことの証明書 身分証明書
申請日より 1 か月以内
<ul style="list-style-type: none"> 預金残高証明書 融資証明書

5 行政書士による代理申請について

代理申請とは

代理申請とは行政書士の記名で申請及び届出を行うことです。申請者の記名で申請する書類で提出する際の書類の訂正を行わない提出代行とは異なるので注意をしてください。

(1) 記名

申請者・届出者の欄は、行政書士の記名で可とします。その際、上段には申請者本人の所在地・氏名（法人である場合は所在地と代表者氏名）を必ず記載し、その下に「上記代理人」と明記し、続いて住所及び「行政書士」の明記、氏名を記載してください。

(2) 連絡先の記載

申請書の事務担当者の欄には、当該代理申請を行った行政書士の連絡先を必ず記載してください。

(3) 委任状の添付

以下の点に従い、委任状を添付してください。

- ・委任状は各申請・届出ごとに作成し、委任の範囲を具体的に記載してください。また委任状の日付は申請（届出）日から3か月以内のものとしてください。
- ・委任状には行政書士の登録番号（行政書士票の番号）を記載してください。
- ・委任状は、正本（原本）1部並びに副本（写し可）を申請書の部数提出してください。受付印が必要な場合は別途副本を作成し提出してください。

(4) 申請後の申請書類の訂正

代理申請により行政庁に提出した書類に訂正等が生じた場合、委任権限がある場合に限り代理人による訂正が可能です。（書類訂正の権限が委任されていなければ認められません。）

(5) 営業所調査時の対応

営業所調査時に代理人が対応することは可能ですが、必ず申請者本人若しくは従業員等で、内容について説明し、責任ある回答が出来る者を同席させてください。

※上記の代理申請のルールは山口県の取扱いです。他行政庁の取扱いについては各行政庁に確認の上、代理申請を行ってください。

IV 許可申請等の作成について

1 提出方法

主たる営業所を管轄する県の土木建築事務所の申請窓口申請書等を持参又は郵送してください。

※郵送にあたっては、一般書留郵便等の配達等の記録が残る方法で郵送してください。

※郵送の場合、確認資料については写しを送付してください。(一定期間の経過後、県で廃棄させていただきます。)

※受付印が必要な場合は、受付印を押印する書類及び返信用の封筒と切手を同封してください。

2 提出部数

正本1部+写し1部(土木建築事務所控え)

※提出するものとは別に、申請者控えとして提出するものと同じものを作成してください。

3 作成時の注意事項

(1) 申請書の各様式の記載要領及び本手引きの記載例(P.42~111ページ)をよく読み、作成してください。

(2) 記入は手書き、パソコンどちらでも構いませんが文字は楷書で記入してください。

(3) 数字はすべて算用数字で記入してください。(商号、氏名を除く。)

(4) 年月日はすべて和暦で記入してください。

(5) 書き間違えた場合は、二本線で消して書き直してください。

(6) 申請書は、P.23にある「申請書類・添付書類一覧表」にある様式番号順に並べて提出をしてください。

(7) 法人の新規許可申請等の際、取得しようとする業種が、当該申請者の定款の目的の範囲内であるかにつき疑義がある場合は、確認を取らせていただく場合があります。

(8) 実務経験証明書(様式第9号)及び指導監督的実務経験証明書(様式第10号)の実務経験の内容について

・使用された期間内において、建設工事に携わった実務経験の内容について具体的に記載してください。例えば「都市計画街路〇〇線改良工事現場主任」「〇〇駅ビル増改築工事現場監督」等のように具体的な工事名をあげてください。

・1年1行で、『主な工事名』他〇〇件」と記載してもよいですが、工事件数が1年の実績に見合った件数となっているか確認します。

※証明書は業種ごとに作成してください。

4 証明者について

(1) 対象書類

- ・常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）
- ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）
- ・実務経験証明書（様式第9号）
- ・指導監督的実務経験証明書（様式第10号）

(2) 証明者

ア 基本的な考え方

証明者は以下の通りです。

(ア) 経験期間を証明する者は、原則として経験の内容に係る使用者（法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人）です。

(イ) 法人の解散等の場合は、被証明者と同等以上の役職にあった者となります。

(ウ) 転職等により経験期間が複数に分かれている場合は、経験期間ごとに適切な証明者による証明書を作成してください。

(エ) 次の表は、経験の内容に応じた適切な証明者を示しています。

自社とは、今回申請する法人のことであり、他社とは今回申請以前に在籍していた法人のことです。

同業者証明における同業者とは、元下関係等の直接の関わりのある業者を基本とします。（申請者との関係は、契約書、請書等で確認しますので、提示してください。）

(オ) 建設業以外の事業に関する経験について使用者の証明を得ることができない場合は、建設業とは業種・業態が異なることから、証明書に記載された事実を証し得る他の者による証明をお願いします。

【常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）並びに常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）】

経験の内容	使用者証明	同業者証明	自者証明
他社での経験	◎	○	△
自社での経験	◎	—	—
事業主の経験	—	◎	△
事業主の下での経験	◎	○	△

原則◎

○は◎の証明が得られない場合のみ可
○の証明が得られない場合（理由を説明すること）は△でも可

【実務経験証明書（様式第9号）及び指導監督的実務経験証明書（様式第10号）】

経験の内容	使用者証明	同業者証明	自者証明
他社での経験	◎	○	△
自社での経験	◎	—	—
事業主での経験	—	◎	△
事業主の下での経験	◎	○	△

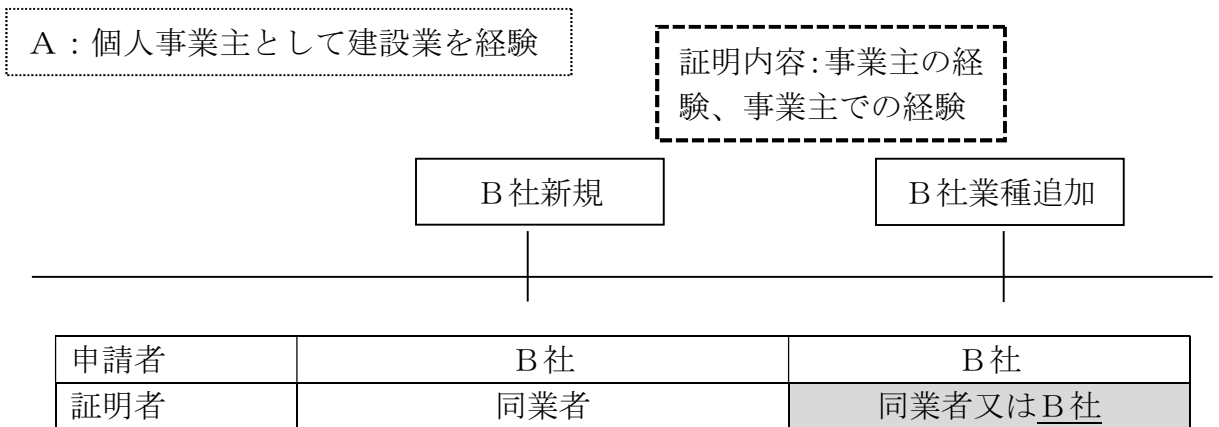
原則◎
○は◎の証明が得られない場合のみ可
○の証明が得られない場合（理由を説明すること）は△でも可

イ 一度証明された者に係る証明者

4(2)アの表にかかわらず、自社での経験以外の経験の内容について許可申請等において一度証明された者については、当該許可申請等に係る申請者等（自社（個人事業主含む。））が証明者となることができます。

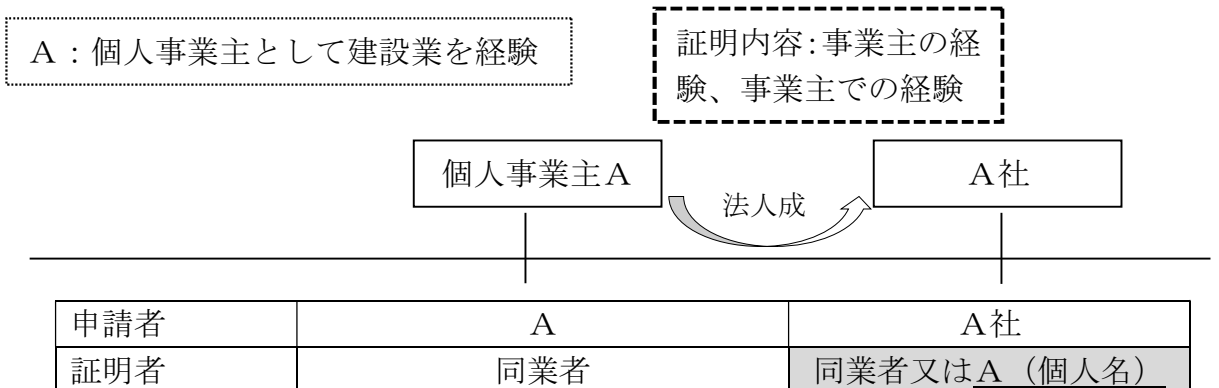
(ア) 基本型

(例) Aの個人事業主時代の経験でB社が申請した後に業種追加申請等を行う場合

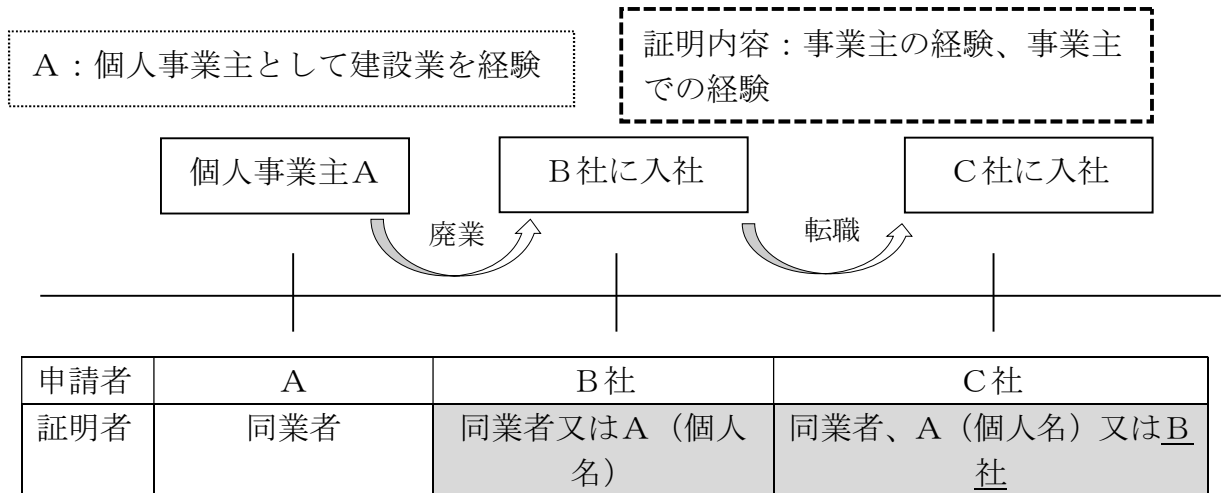


(イ) 応用的な型

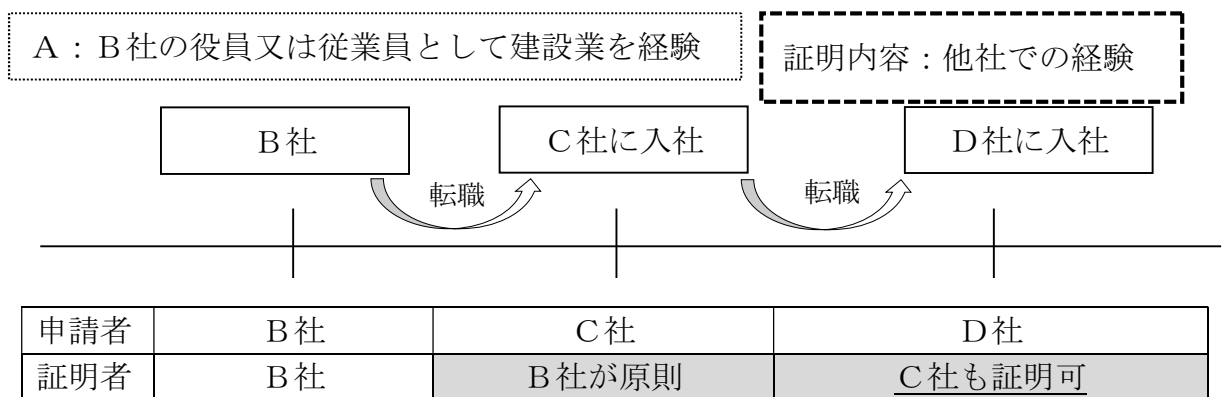
(例1) 法人成新規の場合



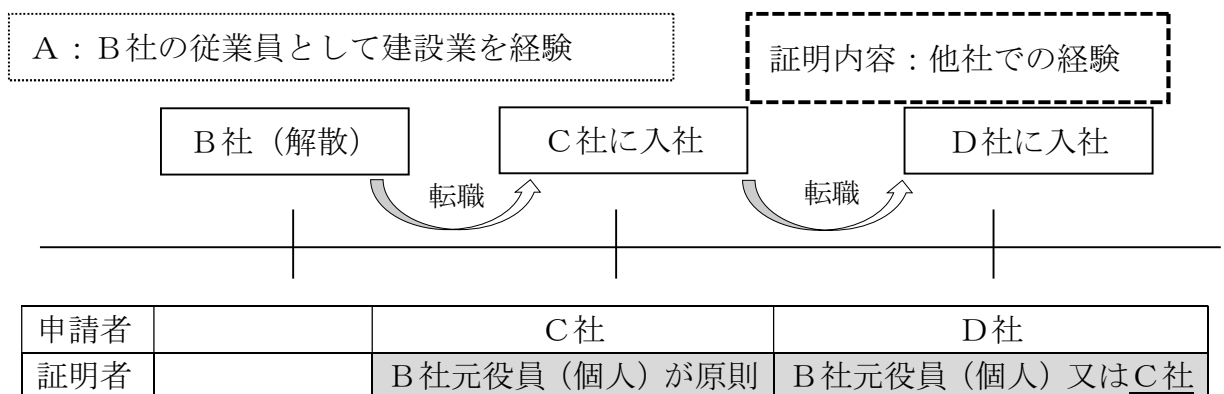
(例2) 個人事業主を廃業し、別の法人で申請をする場合



(例3) 法人で建設業の経験をし、別の法人で申請をする場合



(例4) 建設業の経験をした法人が解散した後、別の法人で申請をする場合



※常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）並びに常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）については、一度証明された証明書と同一申請者等及び同一年数の場合（記載内容が同一の場合）、証明者欄は省略することができます。

記載要領

- 1 「 地方整備局長 「国土交通大臣 「般
北海道開発局長、 知 及び については、不要のものを消し、山口県知事と記入すること。
知事」 事」 特」
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
また、登記上の住所と事実上の住所が異なる場合は、2段書きで記入すること。
（例）（登記上の住所）
○○○○○○
（事実上の住所）
○○○○○○
- 3 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように記入すること。
数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土) 建築工事業(建) 大工工事業(大) 左官工事業(左) とび・土工工事業(と) 石工事業(石) 屋根工事業(屋) 電気工事業(電) 管工事業(管) タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼) 鉄筋工事業(筋) 舗装工事業(舗) しゅんせつ工事業(しゅ) 板金工事業(板) ガラス工事業(ガ) 塗装工事業(塗) 防水工事業(防) 内装仕上工事業(内) 機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶) 電気通信工事業(通) 造園工事業(園) さく井工事業(井) 建具工事業(具) 水道施設工事業(水) 消防施設工事業(消) 清掃施設工事業(清) 解体工事業(解)
---	---	--

- 7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記載し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) (株) A建設□
B建設(有)□)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 10 〇〇〇「代表者又は個人のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記載し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ㇿ又はㇾのように1文字として扱うこと。
- 11 〇〇〇「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 12 「支配人の氏名」の欄には、申請者が個人の場合において、支配人すなわち営業主にかわってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載すること。
- 13 1〇〇「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 14 111「主たる営業所の所在地」の欄は、13により記載した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 〇〇町1-1-1〇〇のように記入すること。
- 15 12のうちの「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 〇83-933-〇〇〇〇のように左詰めで記入すること。
- 16 13「資本金額
又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合のみ記載し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記載し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 17 14「兼業の有無」及び「建設業以外に行っている営業の種類」の欄は、兼業を営んでいる場合「1」と具体的な内容を記入し、兼業を営んでいない場合は「2」と記入すること。
建設業法において、「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。（建設業法第2条第2項）建設工事はP. 190を参照すること。
※せん定や草刈り、保守点検、委託管理業務等は建設工事ではないため建設業に該当せず、兼業となることに留意すること。
- 18 15「許可換えの区分」の欄並びに16「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合のみ記入すること。
「旧許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について、該当するコードを記入すること。（山口県知事許可は「35」）
また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば 〇〇1234又は〇1月〇1日のように、カラムに数字を記載するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 19 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

個人事業主・支配人が申請・届出をする場合は、本様式は作成不要です。

1 本様式に記載する役員等とは、以下の者です。

・ 役員

持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務執行社員、株式会社の取締役(特例有限会社の取締役を含む)、指名委員会等設置会社の執行役、法人格のある各種組合等の理事等

※執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含みません。

・ 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者

相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人である者に限る)

※この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載します。

2 「常勤・非常勤の別」の欄は、常勤・非常勤の区別を記載します。(総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、記載しません。なお、「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄																
区	分	項番	3	大臣 知事	コード					許可年月日						
		8	1													
許	可	番	号	国土交通大臣 知事	許可（一般	-	特	第	5	10	号	令和	11	13	15	日

(主たる営業所)

フリガナ																	
主たる営業所の名称																	
ホnten 本店																	
営業しようとする建設業	8	3	2				2										
変更前																	

(1. 一般)
2. 特定)

(従たる営業所)

フリガナ																									
シュウナンエイギョウシヨ																									
従たる営業所の名称	8	4	周	南	営	業	所																		
従たる営業所の所在地	8	5	3	5	2	1	5	都道府県名					山口県					市区町村名			周南市				
郵便番号	8	7	7	4	5	-	0	0	0	4	電話番号			0	8	3	4	-	3	3	-	△	△	△	△
営業しようとする建設業	8	8	2				2																		
変更前																									

(1. 一般)
2. 特定)

(従たる営業所)

フリガナ																									
従たる営業所の名称																									
従たる営業所の所在地	8	5						都道府県名					市区町村名												
郵便番号	8	7				-					電話番号														
営業しようとする建設業	8	8																							
変更前																									

(1. 一般)
2. 特定)

記載要領

- 1 本様式には、全ての「営業所」について記載すること。「営業所」とは、工事請負契約を締結する権限を有する者がおり、営業所技術者等を配置している本店、支店等をいい、単なる作業所、現場詰所、連絡所は含まないことに留意すること。
- 2 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないよう詰めで記入すること。
- 4 従たる営業所がない場合は、分かるように「該当なし」と記入すること。
- 5 83 及び 88「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業(般特新規や業種追加の申請時等)がある場合は同様の要領により記入すること

- 6 85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 7 86「従たる営業所の所在地」の欄は、6により記載した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については- (ハイフン)を用いて、例 瀧町1-1-1 のように記入すること。

- 8 87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ- (ハイフン)で区切り、例えば

083-933-0000 のように左詰めで記入すること。

営業所一覧表（更新）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営主 業た る所	本店	〒753-8501 山口県山口市滝町10番1号 (TEL) 083-933-0000	土、と、内	園
	周南営業所	〒745-0004 山口県周南市毛利町2丁目38 (TEL) 0834-33-△△△△	土、と	
従 た る 営 業 所				

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所に

において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

記載方法

- 1 本様式は、更新申請をする場合のみ使用すること。
- 2 本様式には、全ての「営業所」について記載すること。「営業所」とは、工事請負契約を締結する権限を有する者がおり、営業所技術者等を配置している本店、支店等をいい、単なる作業所、現場詰所、連絡所は含まないこと。
- 3 従たる営業所がない場合は、分かるように「該当なし」と記入すること。
- 4 「営業しようとする建設業」の欄は、今回の申請で更新しようとする業種のうち、それぞれの営業所において営業しようとする業種を、一般と特定に区分して次の表の（ ）内に示された略号で記入すること。

土木工事業（土） 建築工事業（建） 大工工事業（大） 左官工事業（左） とび・土工工事業（と） 石工事業（石） 屋根工事業（屋） 電気工事業（電） 管工事業（管） タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	鋼構造物工事業（鋼） 鉄筋工事業（筋） 舗装工事業（舗） しゅんせつ工事業（しゅ） 板金工事業（板） ガラス工事業（ガ） 塗装工事業（塗） 防水工事業（防） 内装仕上工事業（内） 機械器具設置工事業（機）	熱絶縁工事業（絶） 電気通信工事業（通） 造園工事業（園） さく井工事業（井） 建具工事業（具） 水道施設工事業（水） 消防施設工事業（消） 清掃施設工事業（清） 解体工事業（解）
---	---	--

営業所技術者等一覧表

令和 7 年 2 月 1 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	タカスギコウジ 高杉 浩二	土-9、と-9	13
〃	イノウエミカ 井上 美佳	園-4	02
〃	内-8	内-8	38
周南営業所	イトウマサユキ 伊藤 政之	土-9、と-9	13

記載要領

- 1 営業所は、営業所一覧表（様式第一号別紙2）で記載した順に記載すること。
- 2 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・ 法第7条第2号イ該当【高校・大学等の指定学科卒業＋実務経験（5年又は3年以上）】
※参考 改訂25版建設業の許可の手引き（編著 建設業許可行政研究会）大成出版46頁及び163頁
- 「4」・・・・・・ 法第7条第2号ロ該当【実務経験10年以上】
- 「7」・・・・・・ 法第7条第2号ハ該当【国家資格者等】

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・ 法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当【上記「1」＋指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「3」・・・・・・ 法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）【一級の国家資格者相当と大臣が認定】
- 「5」・・・・・・ 法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当【上記「4」＋指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「8」・・・・・・ 法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当【上記「7」＋指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「9」・・・・・・ 法第15条第2号イ該当【1級の国家資格者等】

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- 3 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）（P. 190～195）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

経営事項審査の申請を行う場合（元請完成工事高7割→総完成工事高の7割）

工事経歴書

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所にレ印を記 主任技術者 監理技術者		うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月	
〇〇市	元請	JV	市道〇〇線 法面処理工事	山口県〇〇市	大村 慎一		レ	35,333千円	35,333千円	令和4年12月	令和6年2月
山口県	元請		県道〇〇線 道路標識設置工事	山口県〇〇町	品川 紀夫		レ	6,500 (5,355)千円	千円	令和6年3月	令和7年4月
K・K	元請		K邸外構工事	山口県〇〇市	品川 紀夫		レ	3,200千円	千円	令和6年7月	令和6年8月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
㈱〇×建設	下請		〇×ビル基礎工事	山口県〇〇市	広沢 恭平		レ	6,330千円	千円	令和6年4月	令和6年6月
㈱△△工務店	下請		△△川改修工事の内掘削工事	山口県〇〇町	木戸 勝彦		レ	4,415千円	千円	令和6年5月	令和6年6月
〇〇開発㈱	下請		〇〇アパート改築工事の内足場仮設工事	山口県〇〇市	木戸 勝彦		レ	2,200千円	千円	令和 6年1月	令和6年2月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

小 計	6件	56,833千円	35,333千円	うち 元請工事	
				43,888千円	35,333千円

合 計	26件	81,190千円	35,333千円	うち 元請工事	
				60,199千円	35,333千円

工 事 経 歴 書

（建設工事の種類） とび・土工・コンクリート 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額		工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所にレ印を記 主任技術者 監理技術者	うち、 〔 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部 〕	千円	千円	着 工 年 月
〇〇市	元請	JV	市道〇〇線 法面処理工事	山口県〇〇市	大村 慎一	レ	27,333千円	27,333千円	令和4年12月	令和6年2月
山口県	元請		県道〇〇線 道路標識設置工事	山口県〇〇町	品川 紀夫	レ	4,100千円	千円	令和6年3月	令和6年4月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
㈱〇×建設	下請		〇×ビル基礎工事	山口県〇〇市	広沢 恭平	レ	5,400千円	千円	令和6年4月	令和6年6月
(有)△△工務店	下請		△△川改修工事の内掘削工事	山口県〇〇町	木戸 勝彦	レ	4,415千円	千円	令和6年5月	令和6年6月
〇〇開発㈱	元請		〇〇社宅 外構工事	山口県〇〇市	品川 紀夫	レ	3,200千円	千円	令和6年7月	令和6年8月
〇〇開発㈱	下請		〇〇アパート改築工事の内足場仮設工事	山口県〇〇市	広沢 恭平	レ	2,200千円	千円	令和 6年1月	令和6年2月
㈱〇×建設	下請		県道〇〇線 側溝工事	山口県〇〇市	品川 紀夫	レ	2,100千円	千円	令和6年4月	令和6年6月
(有)〇〇土木	下請		市道〇〇線 カッター工事	山口県〇〇市	木戸 勝彦	レ	2,000千円	千円	令和6年5月	令和6年6月
㈱〇×建設	下請		A邸新築工事の内基礎工事	山口県〇〇市	木戸 勝彦	レ	1,985千円	千円	令和6年7月	令和6年8月
㈱〇×建設	下請		△△社宅 足場仮設工事	山口県〇〇市	品川 紀夫	レ	1,977千円	千円	令和 6年1月	令和6年2月
〇〇開発㈱	下請		国道〇〇号 側溝工事	山口県〇〇市	広沢 恭平	レ	1,855千円	千円	令和6年7月	令和6年7月
K・K	下請		K邸車止め設置工事	山口県〇〇市	品川 紀夫	レ	1,777千円	千円	令和6年3月	令和6年3月

小 計	12件	58,342千円	27,333千円	うち 元請工事	
				34,633千円	27,333千円

合 計	42件	81,190千円	27,333千円	うち 元請工事	
				60,199千円	27,333千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。完成工事がない場合にも作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
 - (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
 - (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定される事のないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。

- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること（監理技術者資格者証の有無ではなく、監理技術者の配置を必要とする工事の有無で区分すること。）また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
※建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、配置技術者の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これらが認められる場合としては、配置技術者の死亡、傷病又は退職等真にやむを得ない場合等とされています。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込 **税抜** 単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			(土) 工事	(と) 工事	(内) 工事	(園) 工事		
第20期 令和3年9月1日から 令和4年8月31日まで	元請	公共	152,260	101,506	2,162	1,442	0	257,370
		民間	48,158	32,105	8,404	5,602	0	94,269
	下請		64,002	42,667	4,089	2,726	0	113,484
	計		264,420	176,278	14,655	9,770	0	465,123
第21期 令和4年9月1日から 令和5年8月31日まで	元請	公共	145,634	97,089	506	338	0	243,567
		民間	52,374	34,916	7,217	4,811	0	99,318
	下請		27,022	18,014	1,485	990	0	47,511
	計		225,030	150,019	8,208	6,139	0	390,396
第22期 令和5年9月1日から 令和6年8月31日まで	元請	公共	124,928	37,488	2,711	1,808	0	170,135
		民間	20,759	22,711	9,140	6,093	0	52,803
	下請		20,269	20,991	21,372	14,248	4,766	84,346
	計		165,956	81,190	33,223	22,148	4,766	307,284
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

記載方法

- 1 本様式には、許可を受けようとする業種及び既に許可を受けている業種を記載すること。
- 2 直近の3年間分について、上から古い順に記載すること。
- 3 各事業年度の「合計」は、損益計算書(様式第16号)の「完成工事高」と一致すること。

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	5人	3人	2人	10人
周南営業所	3人	2人	0人	5人
合 計	8人	5人	2人	15人

記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

記載方法

- 1 営業所は、営業所一覧表（様式第一号別紙2）で記載した順に記載すること。
- 2 申請者が法人の場合は、非常勤の役員は含めないこと。
- 3 技術関係使用人のうち「建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者」欄には、営業所技術者等と主任技術者等として各工事現場に配置できる者の合計を記載し、「その他の技術関係使用人」欄には、その他常時雇用で工事作業に従事する者の人数を記載すること。
- 4 該当する者がいない場合は空欄にせず、「0人」と記載すること。

誓 約 書

$\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$
 $\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$
 の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 7 年 2 月 1 日

申 請 者 山口県山口市滝町10番1号
~~譲 受 人~~ 株式会社山口土木
~~合併存続法人~~ 代表取締役 山口 太郎
~~分割承継法人~~

地方整備局長
~~北海道開発局長~~
 山口県知事 殿

記載要領

$\left\{ \begin{array}{l} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\}$ 、
 「申 請 者
~~譲 受 人~~
 合併存続法人
 分割承継法人」
 「地方整備局長
 北海道開発局長
 知事」
 については不要なものを消すこと

記載方法

本様式は申請者及び申請者の役員等が建設業法第8条の「欠格要件」に該当しないことを誓約するものです。申請者及び申請者の役員等が「欠格要件」に該当していないか確認の上、作成すること。

00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 代表取締役
経験年数 平成18年 4月から 令和2年 3月まで 満 12年 0月
証明者と被証明者との関係 役員
備考

令和 7 年 2 月 1 日

山口県山口市滝町10番1号
株式会社山口土木
代表取締役 山口 太郎

証明者

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役員 本 大 の支配人 } で第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に該当する者であることに相違ありません。

令和 7 年 2 月 1 日

山口県山口市滝町10番1号
株式会社山口土木
代表取締役 山口 太郎

申請者 届出者

地方整備局長
北海道開発局長
山口県知事 殿

申請又は届出の区分 項番 3 171 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 知事 許可年月日
許可番号 18 国土交通大臣 許可 (一般) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 19 ヤマ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名 20 山口太郎 生年月日 S35年10月11日
住所 山口県山口市下小鯖〇番〇〇号

◎【変更前】

氏名 21 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 16 18

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載要領

- この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該とすること。また、証明者が建設業者である場合には、証明者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種を「備考」欄に記載すること。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる(詳細は受付窓口でご相談ください)。この場合にあっては、その明者の氏名及び役職を記載すること。
なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができ
- 「役職名等」の欄には、経營業務を管理した経験の有した際の役職名を記入すること。
- 「経験年数」欄には、経營業務を管理した経験期間を記入すること。(なお中断期間がある場合は、二段書きにして記入する
- 「

〔 (1) (2) (3) 〕	〔 の常勤の役員 本 人 の 支 配 人 〕	〔 般 特 〕	〔 申請者 届出者 〕	については、不要のものを消すこと。		
				〔 地方整備局長 北海道開発局長 県知事 〕	〔 国土交通大臣 県知事 〕	については、不要なものを消し、「山口県知事」と記載すること。
				〕	〕	
- で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみさないように記入すること。
- ①⑦「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「1. 新規」・・・許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「2. 変更」・・・現在証明されている常勤役員等に変更があった場合
「3. 常勤役員等の更新等」・・・常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入
「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 「変更の年月日」の欄は、7に①⑦の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日ごと。
- ①⑧「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、7に①⑦の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。
「許可番号」の欄の「大臣
知事
コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について、該当するコードを記入すること。(山口県事許可は「35」)
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入と。
- ①⑨「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文については、例えば ㇿ 又は ㇻ のように1文字として扱うこと。
- ②①及び②①「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば 建設 因郎 のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 「住所」欄について、現在の居所と住民票上の住所が異なる場合は、両方を併記すること。
例 ○○○○ (住民票上の住所)○○○○

常勤役員等の略歴書

現住所	山口県山口市下小鯖〇番〇〇号		
氏名	山口 太郎	生年月日	昭和35年 10月 11日生
職名	代表取締役		
	期間	従事した職務内容	
職歴	自 昭和58年 4月 1日 至 平成 5年 3月 31日	株式会社ヤマケン開発 入社 本店工事部勤務	
	自 平成 5年 4月 1日 至 平成14年 4月 30日	株式会社ヤマケン開発 取締役	
	自 平成14年 5月 1日 至 平成18年 3月 31日	有限会社山口土木設立、代表取締役に就任	
	自 平成18年 4月 1日 至 年 月 日	株式会社山口土木(組織変更)代表取締役に就任、現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 7年 2月 1日		氏名	山口 太郎

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載方法

1 「現住所」欄について、現在の居所と住民票上の住所が異なる場合は、両方を併記すること。

例 ○○○○○○ （住民票上の住所）○○○○○

2 「職名」欄について、申請・届出時における職名を記入すること。（個人の場合は「事業主」、法人の場合は「代表取締役」等）

3 「職歴」欄について、現在までの建設業に関する経験が明らかになるよう具体的に記入すること。

4 「期間」欄について、「自」「至」の年月日は全て記入すること（現在に至る等「至」がない場合を除くこと）。

5 「賞罰」欄について、該当がある場合は、その内容について具体的に記入し、該当がない場合は「なし」と記入すること。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ \text{本条} \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役
 経験年数 平成26年 4月から 令和2年 3月まで 満 6年 0月
 証明者と被証明者との関係 役員
 備考

令和 7 年 2 月 1 日

山口県山口市滝町10番1号
 株式会社山口土木
 代表取締役 山口 太郎
 証明者 _____

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本条} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号ロ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ \text{本条} \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和 7 年 2 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 山口県知事 殿

山口県山口市滝町10番1号
 株式会社山口土木
 代表取締役 山口 太郎
 申請者 _____
~~届出者~~

申請又は届出の区分 $\left[\begin{matrix} \text{項番} \\ 1 \\ 7 \\ 1 \end{matrix} \right]$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 知事
 許可番号 $\left[\begin{matrix} 1 \\ 8 \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 国土交通大臣許可(一般- $\left[\begin{matrix} \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$)第 $\left[\begin{matrix} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 号 許可年月日 令和 $\left[\begin{matrix} \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 年 $\left[\begin{matrix} \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 月 $\left[\begin{matrix} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ $\left[\begin{matrix} 1 \\ 9 \\ \text{ヤ} \\ \text{マ} \end{matrix} \right]$ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 氏名 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 0 \\ \text{山} \\ \text{口} \\ \text{ } \\ \text{太} \\ \text{郎} \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 生年月日 $\left[\begin{matrix} \text{S} \\ 3 \\ 5 \\ \text{年} \\ 1 \\ 0 \\ \text{月} \\ 1 \\ 1 \\ \text{日} \end{matrix} \right]$
 住所 山口県山口市下小鯖〇番〇〇号

◎【変更前】

氏名 $\left[\begin{matrix} 2 \\ 1 \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \end{matrix} \right]$ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 生年月日 $\left[\begin{matrix} \text{ } \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{年} \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{月} \\ \text{ } \\ \text{ } \\ \text{日} \end{matrix} \right]$

備考
 常勤役員等の略歴については、別紙による。

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に

配置するものであることに相違ありません。

令和 7 年 2 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
山口県知事 殿

申請者 山口県山口市滝町10番1号
~~提出者~~ 株式会社山口土木
代表取締役 山口 太郎

役職名等 **財務部長**
経験年数 平成25年 4月から 令和2年 3月まで 満 7年 0月
証明者と被証明者との関係 **従業員**
備考

申請又は届出の区分 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 知事 国土交通大臣 知事 許可 (一般) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名 生年月日 日
住所 山口県山口市上堅小路〇番〇〇号

◎【変更前】

氏名 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 7 年 2 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
山口県知事 殿

申請者
提出者
山口県山口市滝町10番1号
株式会社山口土木
代表取締役 山口 太郎

役職名等 経営企画部長
経験年数 平成22年 4月から 令和2年 3月まで 満 10年 0月
証明者と被証明者との関係 従業員
備考

申請又は届出の区分 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 知事
許可番号 国土交通大臣 許可 (一般) 第 号 令和 年 月 日
記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 生年月日 日
住 所 山口県山口市香山町〇番〇〇号

◎【変 更 前】

氏 名 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 (1)の証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該とすること。また、証明者が建設業者である場合には、証明者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種を「備考」欄に記載すること。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる(詳細は受付窓口でご相談ください)。この場合にあっては、その(1)下記の者は、次のとおり第7条第1号口
なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができ
- 3 「役職名等」の欄には、証明しようとする経験を有した際の役職名を記入すること。
- 4 「経験年数」欄には、役員等及び役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験又は常勤役員等を直接補佐する者としての経験期間を記入すること。(なお中断期間がある場合は、二段書きにして記入すること。)
- 5 「

(1)	}	「	の常勤の役員	」	、	「	一般特	、	「	申請者	届出者	」	については、不要のものを消すこと。
(2)													
(3)													

」、

地方整備局長	}	「	の支配人	」	、	「	国土交通大臣	」	、	「	山口県知事	」	については、不要なものを消し、「山口県知事」と記載すること。
北海道開発局長													
県知事													

」については、不要なものを消し、「山口県知事」と記載すること。
- 6

--	--	--	--

で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみさないように記入すること。
- 7
「1. 新規」 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「2. 変更」 現在証明されている常勤役員等に変更があった場合
「3. 常勤役員等の更新等」 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入
「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 8 (2)の「変更の年月日」の欄は、7により $\boxed{1}\boxed{7}$ の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3)の「変更の年月日」の欄は、12により $\boxed{2}\boxed{2}$ の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 9 $\boxed{1}\boxed{8}$ 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、7により $\boxed{1}\boxed{7}$ の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、 $\boxed{2}\boxed{3}$ 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、12により当該 $\boxed{2}\boxed{3}$ の直前の $\boxed{2}\boxed{2}$ 、 $\boxed{2}\boxed{7}$ 又は $\boxed{3}\boxed{1}$ 「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。
「許可番号」の欄の「大臣 知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について、該当するコードを記入すること。(山口県知事許可は「35」)
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば $\boxed{0}\boxed{0}\boxed{1}\boxed{2}\boxed{3}\boxed{4}$ 又は $\boxed{0}\boxed{1}$ 月 $\boxed{0}\boxed{1}$ 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 10 $\boxed{1}\boxed{9}$ 、 $\boxed{2}\boxed{4}$ 、 $\boxed{2}\boxed{8}$ 又は $\boxed{3}\boxed{2}$ 「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば $\boxed{ギ}$ 又は $\boxed{ヴ}$ のように1文字として扱うこと。
- 11 $\boxed{2}\boxed{0}$ 、 $\boxed{2}\boxed{1}$ 、 $\boxed{2}\boxed{5}$ 、 $\boxed{2}\boxed{6}$ 、 $\boxed{2}\boxed{9}$ 、 $\boxed{3}\boxed{0}$ 、 $\boxed{3}\boxed{3}$ 及び $\boxed{3}\boxed{4}$ 「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば $\boxed{田}\boxed{田}\boxed{田}\boxed{太郎}\boxed{田}$ のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば $\boxed{0}\boxed{1}$ 月 $\boxed{0}\boxed{1}$ 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 12 「住所」欄について、現在の居所と住民票上の住所が異なる場合は、両方を併記すること。
例 ○○○○ (住民票上の住所)○○○○
- 13 $\boxed{2}\boxed{2}$ 、 $\boxed{2}\boxed{7}$ 及び $\boxed{3}\boxed{1}$ 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「1. 新規」 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を直接に補佐する者としての証明を行う場合
「2. 変更」 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者に変更があった場合
「3. 常勤役員等の更新等」 常勤役員等を直接に補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合
また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 14 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成し提出すること。

常勤役員等の略歴書

現住所	山口県山口市下小鯖〇番〇〇号		
氏名	山口 太郎	生年月日	昭和35年 10月 11日生
職名	取締役		
	期間	従事した職務内容	
職	自 昭和58年 4月 1日 至 平成7年 3月 31日	株式会社ヤマケン開発 入社 本店工事部勤務	
	自 平成7年 4月 1日 至 平成16年 3月 31日	株式会社山口土木 入社 工事部勤務	
	自 平成16年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日	株式会社山口土木 経営企画部勤務	
	自 平成26年 4月 1日 至 年 月 日	株式会社山口土木 取締役に就任、現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 7 年 2 月 1 日		氏名 山口 太郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	山口県山口市上堅小路〇番〇〇号			
氏名	久坂 誠	生年月日	昭和40年 8月 9日生	
職名	財務部長			
職歴	期間	従事した職務内容		
	自 昭和61年 4月 1日 至 平成8年 3月 31日	株式会社山口土木 入社 工事部勤務		
	自 平成8年 4月 1日 至 平成15年 3月 31日	株式会社山口土木 営業部勤務		
	自 平成15年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日	株式会社山口土木 財務部勤務		
	自 平成25年 4月 1日 至 年 月 日	株式会社山口土木 財務部長、現在に至る		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
			なし	
上記のとおり相違ありません。				
令和 7 年 2 月 1 日		氏名 久坂 誠		

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載方法

1 「現住所」欄について、現在の居所と住民票上の住所が異なる場合は、両方を併記すること。

例 ○○○○○○ (住民票上の住所)○○○○○

2 「職名」欄について、申請・届出時における職名を記入すること。(個人の場合は「事業主」、法人の場合は「代表取締役」等)

3 「職歴」欄について、現在までの建設業に関する経験が明らかになるよう具体的に記入すること。

4 「期間」欄について、「自」「至」の年月日は全て記入すること(現在に至る等「至」がない場合を除くこと)。

5 「賞罰」欄について、該当がある場合は、その内容について具体的に記入し、該当がない場合は「なし」と記入すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和 7 年 2 月 1 日

山口県山口市滝町10番1号

株式会社山口土木

代表取締役 山口 太郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 山口県知事 殿

申請者
 届出者

許可年月日

許可番号 国土交通大臣許可(般特—)第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	(20人 3人)	1	1	1	健康保険	〇〇〇〇 〇〇〇〇
					厚生年金保険	〇〇〇〇 〇〇〇〇
					雇用保険	35〇〇〇〇〇〇
周南営業所	(6人 0人)			1	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	35〇〇〇〇〇〇
	(人 人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人 人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人 人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	(26人 3人)					

記載要領

1 この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
- ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
- ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
- ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
- ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合
- ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の

認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。

- (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
 - ②新たに営業所を追加した場合
- この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

2 「申請者届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般特」については、不要なものを消し、「山口県知事」と記載すること。

4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙一に記載した順に記載すること。

6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。

7 「保険の加入状況」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、「3」を記入すること。

8 「保険の加入状況」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、「3」を記入すること。

9 「保険の加入状況」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。

10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

記載要領 ※この記載要領は添付不要です。

1 この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者届出者」の「届出者」を消すとともに、「61」区分の欄に「1」を記入すること。

- (2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となっている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があった場合、「(1)」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、「61」区分の欄の「2」を記入すること。
- (3) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合、「(1)」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、「61」区分の欄に「3」を記入すること。
- (4) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等でなくなった場合(その者がこれまで営業所技術者等となっていた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに営業所技術者等となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。)

「(2)」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、「61」区分の欄に「4」を記入すること。

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書(別記様式第22号の3)を用いて届け出ること。

- (5) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれている営業所のみに変更があった場合、

「(1)」を○で囲み、「申請者届出者」の「申請者」を消すとともに、「61」区分の欄に「5」を記入すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があった場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2 「建設業法第7条第2号」「建設業法第15条第2号」、「一般特」については、不要のものを消すこと。

「地方整備局長 北海道開発局長 県知事」「国土交通大臣 県知事」については、不要なものを消し、「山口県知事」と記入すること。

- 3 「申請者届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5 「62」許可番号の欄の「大臣知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について、該当するコードを記入すること。(山口県知事許可の場合は「35」)

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記載するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 「63」フリガナの欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「キ」又は「フ」のように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば「田中 太郎」のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入し、例えば「01」月「01」日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**造園** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 7 年 2 月 1 日

山口県山口市滝町10番1号
株式会社山口土木

証 明 者

被証明者との関係

従業員

記

技 術 者 の 氏 名	高杉 浩二	生年月日	昭和51年12月27日	使用された期間	平成 5年 10月から 年 月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	株式会社山口土木				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事係長	〇〇公園緑化工事			平成5年10月から平成5年12月まで	
〃	〇〇ビル屋上緑化工事 その他11件			平成6年1月から平成6年12月まで	
〃	〇〇小学校植栽工事 その他15件			平成7年1月から平成7年12月まで	
〃	山口学園整備工事			平成8年1月から平成8年3月まで	
工事部長	県道山口〇〇線植栽工事 その他10件			平成8年4月から平成8年12月まで	
〃	国道〇号線植栽工事 その他10件			平成9年1月から平成9年12月まで	
〃	昭和公園整備工事 その他15件			平成10年1月から平成10年12月まで	
〃	久保光庭園緑化工事 その他9件			平成11年1月から平成11年12月まで	
〃	山中邸庭園工事 その他10件			平成12年1月から平成12年12月まで	
〃	平成保育園植栽工事 その他10件			平成13年1月から平成13年12月まで	
〃	里中公園植栽工事 その他12件			平成14年1月から平成14年12月まで	
〃	田中邸庭園工事 その他13件			平成15年1月から平成15年12月まで	
〃	山下邸庭園工事 その他21件			平成16年1月から平成16年12月まで	
〃	河村邸庭園工事 その他22件			平成17年1月から平成17年12月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 10年 5月	

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記載方法

- 1 本様式を使用するときは、「実務経験の内容の欄に記載した工事(その他〇〇件と記載し省略したものも含む)を請け負ったことが確認できる資料(契約書・注文書・請書等)を受付窓口で提示すること。
- 2 この証明書は、建設業法第7条第2号のうち下表に掲げる経験等により、営業所技術者等となる場合に提出すること。監理技術者資格者証等により、第7条第2号の基準を満たすことを証明する場合には、この証明書の提出を要しない。

建設業法第7条第2号の該当区分		許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する必要な実務経験年数
イ 所定の学科を修めて学校を卒業した者	・大学卒業者 ・専門学校卒業者で、専門士又は高度専門士を称するもの	3年以上
	高等学校等卒業者	5年以上
ロ イ及びハ以外の者		10年以上
ハ イ又はロと同等以上と認定された者	・登録地すべり防止工事試験に合格した者 ・登録計装試験に合格した者 ・建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者 ・建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年十二月十六日国土交通省令第八十三号)附則に該当する者	1年以上
	職業能力開発促進法による技能検定のうち2級の検定職種に合格した者	3年以上 (ただし、H16.4.1時点で合格していた者については1年以上)
	電気工事士法による第2種電気工事士免状の交付を受けた者	3年以上
	電気事業法による電気主任技術者免状の交付を受けた者	5年以上
	電気通信事業法による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者	5年以上
	水道法による給水装置主任技術者免状の交付を受けた者	1年以上

- 3 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 4 「実務の経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する技術上の経験をいう。したがって、建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するための見習中の技術経験も含むことができる。また、この実務経験は請負人の立場における経験に限られないことから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験もこれに含まれるが、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれないことに留意すること。
- 5 「下記の者は、」の次には、許可を受けようとする建設業に係る建設業に係る建設工事の種類を記入すること。
- 6 「証明者」は、被証明者に使用者がいる場合はその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とする。この場合において、証明者が申請者・届出者と異なるときは、証明者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を空白部分に記載すること。
使用者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者として記載することができる。
- 7 「被証明者との関係」の欄には、証明者の立場からみた被証明者との関係を証明者が記入すること。例えば、役員、社員、従業員等と記入すること。
- 8 「技術者の氏名」「生年月日」の欄には、証明を得ようとする者の氏名及び生年月日を記入すること。
- 9 「使用者の商号又は名称」の欄には、実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記入すること。
- 10 「使用されていた期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者に雇用されていた期間を記入すること。(現在も雇用されている場合は「年 月まで」は空欄にすること。)
- 11 「職名」の欄には、「実務経験の内容」に欄に記載された建設工事に関する実務の経験を有したときの職名を具体的に(〇〇係長、〇〇工事長等)記入すること。
- 12 「実務経験の内容」の欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載するものとし、例えば、「都市計画街路〇〇線改良工事」「〇〇駅ビル増改築工事」等のように具体の工事件名をあげて、建設工事に関する実務経験の内容が具体的に明らかになるように記入すること。
- 13 「実務経験年数」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を合計して「合計」欄に記入すること。当然、当該合計年数が1の表に掲げる必要な実務経験年数を満たしていることを要する。
※期間は重複しないように記載すること。
なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで記載すること。
- 14 「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者と「証明者」の欄に記載された証明者が異なる場合をいい、「その理由」の欄には、「令和〇年〇月 会社解散のため」、「令和〇年〇月 事業主死亡のため」等と記入すること。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、**内装仕上** 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 7 年 2 月 1 日

山口県山口市滝町10番1号
株式会社山口土木

証 明 者

被証明者との関係

従業員

記

技術者の氏名	井上 美佳		生年月日	昭和50年11月3日	使用された	平成21年 9月から
使用者の商号 又は 名称	株式会社山口土木				期 間	年 月まで
発注者名	請負代金の額	職 名	実務経験の内容		実務経験年数	
〇〇県	48,000千円	現場主任者	〇〇体育館床仕上及び壁張り工事		平成22年10月から平成23年4月まで	
〇〇大学	50,000千円	〃	〇〇大学〇〇ホール防音工事		平成23年5月から平成23年12月まで	
〇〇町	74,000千円	〃	〇〇町中央公民館壁工事		平成24年2月から平成24年11月まで	
〇〇県	65,000千円	〃	〇〇県立歴史博物館壁修繕工事		平成24年12月から平成25年3月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由					合計	満 2年 1月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が5,000万円以上の建設工事（令和7年2月1日前の建設工事にあつては4,500万円以上のもの、平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記載方法

- 1 本様式が必要とされる技術者は、特定建設業の許可を受けようとする者の技術者で、法第15条第2号の「ロ」に該当する者すなわち次に該当する者をいう。

一般建設業の許可を受けるに必要な技術者としての要件を備え、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が、5,000万円以上であるものに関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者（なお、昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上5,000万円未満の建設工事に就いて積まれた実務の経験、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上5,000万円未満の建設工事に就いて積まれた実務の経験及び平成6年12月28日以降令和7年2月1日前に請負代金が4,500万円以上5,000万円未満の建設工事に就いて積まれた実務の経験は、5,000万円以上の建設工事に就いての実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。）

※本様式は、指定建設業（土、建、電、管、鋼、舗、園）以外の業種について特定建設業の許可を得ようとする場合で、1級相当の国家資格を有する者又は大臣認定者以外の者を専任技術者として申請する場合に用いること。
- 2 本様式は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 3 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施行の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。

なお、この経験は、発注者から最初の元請負人として請け負った建設工事に関する経験であり、注文者側における経験又は下請負人としての経験は、これに含めないで、注意すること。また、監理技術者資格者証により法第15条第2号の基準を満たすことを証明する場合にはこの証明書の提出を要しない。
- 4 「下記の者は、」の次には、許可を受けようとする建設業に係る建設業に係る建設工事の種類を記載すること。
- 5 「証明者」の欄は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とする。この場合において証明者が申請者・届出者と異なるときは、証明者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を空白部分に記載すること。

使用者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者として記載することができる。
- 6 「発注者名」の欄には、最初の元請負人として直接請け負った契約の相手方の名称を具体的に記入すること。
- 7 「請負代金の額」の欄には、発注者から直接請け負った1件の工事の請負代金が、5,000万円以上のもの（昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の工事にあつては3,000万円以上、平成6年12月28日以降令和7年2月1日前の工事にあつては4,500万円以上のもの）について記載すること。

この場合の請負代金の額は、「実務経験の内容」の欄に記載した建設工事の請負代金の額とし、その請負代金の額に変更があった場合には、変更後の請負金額の額が、5,000万円以上であるもの（昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の工事にあつては3,000万円、平成6年12月28日以降令和7年2月1日前の工事にあつては4,500万円以上のもの）であること。
- 8 「実務経験の内容」の欄には、3で説明した指導監督的な実務を得るに至った従事した建設工事の具体的な名称を請負契約書等により記載して経験の内容が明らかになるように記入すること。（その他〇〇件と省略しないこと。）
- 9 「実務経験年数」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載すること。それらの期間を合計して「合計」の欄に記載し、当該合計年数が2年以上となることを確認すること。

※期間は重複しないように記載すること。
- 10 「被証明者との関係」の欄には、証明者の立場から見た被証明者との関係を証明者が記入すること。例えば、役員、社員、従業員等と記入すること。
- 11 「使用されていた期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者に雇用されていた期間を記入すること。（現在も雇用されている場合は「年 月まで」は空欄にすること。）
- 12 「職名」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に関する実務の経験を有したときの職名を具体的に（〇〇係長、〇〇工事長等）記入すること。
- 13 「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者と「証明者」の欄に記載された証明者が異なる場合をいい、「その理由」の欄には、「令和〇年〇月 会社解散のため」、「令和〇年〇月 事業主死亡のため」等と記入すること。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和7年2月1日

営業所の名称	職名	フリガナ 氏名
周南営業所	周南営業所長	イトウ マサユキ 伊藤 政之

記載方法

- 1 本様式は、支配人及び支店又は営業所(主たる営業所を除く。)の代表者について記載すること。これらの者が、建設業許可申請書(様式第1号)の別紙1の「役員の氏名及び役名等」の欄に記載した役員を兼ねている者についても記載を要する。
本様式に掲げる者は、建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して、一定の権限を有する者であって、これらの者が建設業法第8条の欠格要件に該当した場合には、許可を受けられず、また、許可を受けた後においてもその許可を取り消されることに留意すること。
※該当する者がいない場合でも、「該当なし」と記入し、提出すること。
- 2 「営業所の名称」の欄には、営業所の名称を営業所一覧表(様式第1号別紙2)に記載した順序に記載すること。
- 3 「職名」の欄には、申請者が法人であって主たる営業所以外の営業所を置く場合にあつては、その営業所の代表者の職名を「〇〇支店長」、「〇〇営業所長」等と記載すること。なお、その者が役員を兼ねている場合にあつては「取締役 〇〇支店長」、「取締役 〇〇営業所長」等と記載すること。

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本} \\ \text{人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

住 所	山口県山口市後河原〇〇〇		
氏 名	高杉 浩二	生 年 月 日	昭和51年 12月 27日生
役 名 等	取締役		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰			
上記のとおり相違ありません。			
令和 7 年 2 月 1 日		氏 名 高杉 浩二	

記載要領

- 1 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本} \\ \text{人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

記載方法

- 1 本様式は、許可申請者が法人である場合には、建設業許可申請書(様式第1号)の別紙1の「役員等の氏名及び役名等」欄に記載した役員等全員について作成すること。許可申請者が個人である場合には、申請者本人(法定代理人を含む。)について作成すること。ただし、常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者については、本様式の作成を要しない。
- 2 「

法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等

」については、許可申請者が法人である場合には、「本人」と「法定代理人」、「法定代理人の役員等」を消し、許可申請者が個人である場合には、「法人の役員等」と「本人」、「法定代理人」又は「法定代理人の役員等」を消すこと。
- 3 「職名」の欄には、許可申請時における職名を記載するものとし、許可申請者が法人の場合には、「代表取締役」、「専務取締役」、「常務取締役」等と記載し、許可申請者が個人の場合には「事業主」と記載すること。
- 4 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がない場合には「なし」と記載すること。
なお、「顧問」及び「相談役」については株主等と同様に、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しないこと。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	山口県周南市駅前〇〇		
氏 名	伊藤 政之	生 年 月 日	昭和49年 5月 8日生
営 業 所 名	周南営業所		
職 名	周南営業所長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 7 年 2 月 1 日		氏 名 伊藤 政之	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載方法

- 1 この調書は、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」(様式第11号)に記載した者全員について作成すること。役員を兼ねている者については提出を要しない。
- 2 「営業所名」の欄には、所属する営業所の名称を記載すること。
- 3 「職名」の欄には、許可申請時における職名を記載するものとし、「〇〇支店長」、「〇〇営業所長」等と記載すること。
- 4 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がない場合には「なし」と記載すること。

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
山口 太郎	山口県山口市下小鯖〇番〇〇	1,000株
周防 勉	山口県山口市神田町〇〇〇	300株
高杉 浩二	山口県山口市後河原〇〇〇	250株
大内 義治	山口県周南市桜馬場〇番〇〇〇	200株

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

記載方法

- 1 本様式は、許可申請者が法人でかつ、株式会社である場合あっては、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、また、その他の法人あっては、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。
- 2 「株主(出資者)名」の欄には、株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合には、その者の氏名を記載すること。
- 3 「所有株数又は出資の価額」の欄には、株数を記載するときは「株」と、出資の価額を記載するときは「円」とその単位を必ず記載すること。

貸 借 対 照 表

令和6年8月31日 現在

(会社名) 株式会社山口土木

資 産 の 部

I 流 動 資 産			千円
現金預金		45,567	
受取手形			
完成工事未収入金		262,875	
有価証券		6,669	
未成工事支出金		47,301	
材料貯蔵品		637	
短期貸付金		1,625	
前払費用		383	
その他		2,637	
貸倒引当金	△	1,895	
流動資産合計		365,801	
II 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物		3,708	
減価償却累計額	△	3,708	
機械・運搬具		106	
減価償却累計額	△	106	
工具器具・備品		494	
減価償却累計額	△	494	
土地		72,843	
リース資産			
減価償却累計額	△		
建設仮勘定			
その他			
減価償却累計額	△		
有形固定資産合計		77,152	
(2) 無形固定資産			
特許権			
借地権			
のれん			

リース資産	
その他	1,111
無形固定資産合計	1,111

(3) 投資その他の資産	
投資有価証券	1,261
関係会社株式・関係会社出資金	6,745
長期貸付金	3,372
破産更生債権等	
長期前払費用	5,560
繰延税金資産	
その他	49,978
貸倒引当金	△
投資その他の資産合計	66,916
固定資産合計	145,179

III 繰延資産	
創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	
繰延資産合計	
資産合計	510,980

負債の部

I 流動負債	
支払手形	36,308
工事未払金	36,458
短期借入金	154,975
リース債務	
未払金	3,124
未払費用	183
未払法人税等	
未成工事受入金	34,320
預り金	1,373
前受収益	
引当金	
その他	
流動負債合計	267,439

II 固定負債	
社債	
長期借入金	149,170
リース債務	
繰延税金負債	
引当金	
負ののれん	
その他	
固定負債合計	149,170
負債合計	416,609

純資産の部

I 株主資本	
(1) 資本金	26,400
(2) 新株式申込証拠金	
(3) 資本剰余金	
資本準備金	
その他資本剰余金	
資本剰余金合計	
(4) 利益剰余金	
利益準備金	8,000
その他利益剰余金	44,318
準備金	
積立金	
繰越利益剰余金	15,653
利益剰余金合計	67,971
(5) 自己株式	△
(6) 自己株式申込証拠金	
株主資本合計	94,371
II 評価・換算差額等	
(1) その他有価証券評価差額金	
(2) 繰延ヘッジ損益	
(3) 土地再評価差額金	
評価・換算差額等合計	
III 新株予約権	
純資産合計	94,371
負債純資産合計	510,980

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。

- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

記載方法

- 1 「資産合計」は、「流動資産合計」と「固定資産合計」、「繰延資産」を合計した金額。
- 2 「負債合計」は、「流動負債」と「固定負債」を合計した金額。
- 3 「負債純資産合計」は、「負債合計」と「純資産合計」を合計した金額で、「資産合計」と一致すること。

損 益 計 算 書

自 令和5年9月1日

至 令和6年8月31日

(会社名) 株式会社山口土木

I 売上高	千円	
完成工事高	307,285	
兼業事業売上高	12,500	319,785
II 売上原価		
完成工事原価	262,515	
兼業事業売上原価	11,190	275,015
売上総利益 (売上総損失)		
完成工事総利益 (完成工事総損失)	44,770	
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	1,310	46,080
III 販売費及び一般管理費		
役員報酬	6,180	
従業員給料手当	12,295	
退職金		
法定福利費	7,913	
福利厚生費	675	
修繕維持費	1,278	
事務用品費	1,899	
通信交通費	1,676	
動力用水光熱費	1,057	
調査研究費		
広告宣伝費	117	
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
交際費		
寄付金	113	
地代家賃		
減価償却費	832	
開発費償却		
租税公課	898	
保険料	887	
雑費	4,575	40,413
営業利益 (営業損失)		5,667

IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	168	
その他	5,014	5,182
V 営業外費用		
支払利息	6,583	
貸倒引当金繰入額	425	
貸倒損失		
その他	323	7,332
経常利益（経常損失）		3,517
VI 特別利益		
前期損益修正益		
その他	12	12
VII 特別損失		
前期損益修正損		
その他		1,310
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		2,219
法人税、住民税及び事業税	183	
法人税等調整額		183
当期純利益（当期純損失）		2,037

完成工事原価報告書

自 令和5年9月1日
至 令和 6年8月31日

(会社名)

株式会社山口土木

千円

I	材 料 費	111,925
II	労 務 費	
	(うち労務外注費 _____)		
III	外 注 費	64,129
IV	経 費	86,461
	(うち人件費 _____)		
	完成工事原価	<u>262,515</u>

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含まない。

記載方法

- 1 I 売上高の「完成工事高」は、直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)の当該年度の「合計」と一致すること。
- 2 建設業許可申請書(様式第1号)において、兼業「有」とした場合、兼業売上について記載すること。兼業売上の実績がない場合は「0」を記載すること。
- 3 II 売上原価の「売上工事原価」は、完成工事原価報告書の「完成工事原価」と一致すること。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和5年 9月 1日
至 令和6年 8月 31日

(会社名)

株式会社山口土木

千円

	株 主 資 本									評 価 ・ 換 算 差 額 等					純資産 合 計		
	資本金	新株式申 込証拠金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等計		新株 予約権	
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準 備金	その他利益剰余金 積立金	繰越 利益 剰余金									利益 剰余金 合計
当期首残高	26,400					8,000	44,318	13,616	65,934	△	92,334						92,334
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当								△	△		△						△
当期純利益								2,037	2,037		2,037						2,037
自己株式の処分																	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)																	
当期変動額合計								2,037	2,037		2,037						2,037
当期末残高	26,400					8,000	44,318	15,653	67,971	△	94,371						94,371

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額(変動事由ごとの金額)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額(当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第59号に規定する遡及適用又は同項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金(その他資本剰余金又はその他利益剰余金)の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合(合併、会社分割、株式交換、株式移転など)による増加又は分割型の会社分割による減少
 - (7) 株主資本の計数の変動
 - ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - ④ 剰余金の内訳科目間の振替
- 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
- 13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
 - (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き(資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加)として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
 - (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取扱う。
- 14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- 15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金
 - その他有価証券の売却又は減損処理による増減
 - 純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
 - ② 繰延ヘッジ損益
 - ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
 - 純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
 - (2) 新株予約権
 - 新株予約権の発行
 - 新株予約権の取得
 - 新株予約権の行使
 - 新株予約権の失効
 - 自己新株予約権の消却
 - 自己新株予約権の処分
- 17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。
- (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
 - (2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
- この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。
- また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。
- なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。
- 18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	平成14年	5月	1日	(有)山口土木設立(資本金 3,000,000円)
	平成18年	4月	1日	株式会社に組織変更、資本金の増資(資本金 10,000,000円)
	平成20年	4月	1日	資本金の増資(資本金 20,000,000円)
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

建設業の登録及び許可の状況	平成14年	10月	1日	山口県知事許可(般-14)第29999号(土木工事業、とび・土工工事業)
	平成18年	2月	14日	山口県知事許可(般-17)第29999号(造園工事業)
	平成26年	3月	31日	山口県知事許可(般-25)第29999号(内装仕上工事業)
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

賞罰	年	月	日	なし
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載方法

- 1 「創業以降の沿革」の欄の最初の行には、事業(建設業以外の業を含む。)を開始した年月日を記載すること。
- 2 「創業以降の沿革」の欄には、商号又は名称の変更、組織の変更、合併または分割、資本金の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 3 「建設業の登録及び許可の状況」の欄には、創業以降に登録又は許可を取得した年月日及び業種を記載すること。ただし、許可の更新については記載を要しない。
- 4 「賞罰」の欄には、賞罰(建設業者が行政処分、行政罰、その他の罰を受けた場合を含む。)等を記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
山口県〇〇建設協会	平成17年4月1日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

記載方法

「建設業者団体」とは、建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする社団または財団で、建設業法第27条の37の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事に届け出た団体をいう。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	〇〇銀行山口支店	〇〇信用金庫周南支店	

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 〇〇銀行〇〇支店）

V 許可取得後の届出等について

1 変更届出書

許可取得後に、申請内容に変動(異動)が生じた時及び毎営業年度が終了した時には、期限内に変更届出書を提出しなければなりません。

(1) 届出事項及び提出期限

P. 114～116 の変更等の届出事項と提出書類等

(2) 提出部数

正本1部+写し1部(土木建築事務所控え)

必要部数を御用意の上、主たる営業所を管轄する県の土木建築事務所へ届出てください。

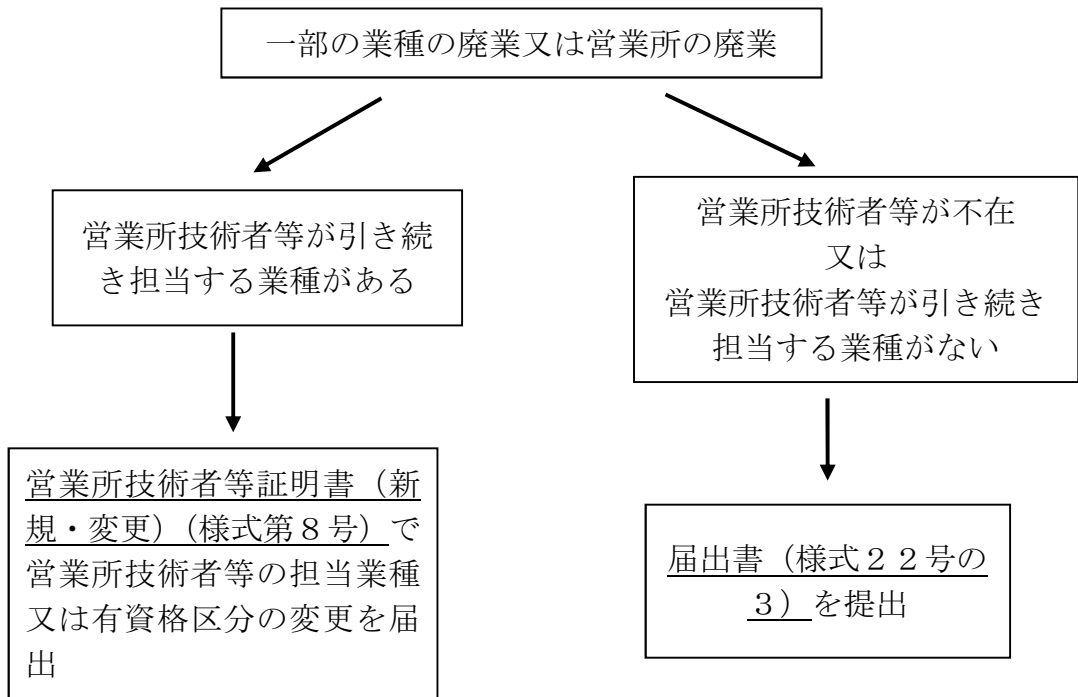
※ 提出するものとは別に、申請者控えとして届出するものと同じものを作成してください。

2 廃業届

次の事項に該当することとなった場合には、当該事項が発生してから30日以内に廃業届(様式第22号の4)を主たる営業所を管轄する県の土木建築事務所へ提出してください。(建設業法第12条)

事項	届出をすべき者
許可に係る建設業者(個人)が死亡したとき(相続人が認可申請をしなかったときに限る。)	建設業者(個人)の相続人
許可を受けた法人が合併により消滅したとき(当該消滅までに、合併の認可がされなかったときに限る。)	消滅した法人の役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算人
許可を受けた建設業を廃止したとき(譲渡及び譲受け又は分割の認可を受けたときを除く。)(※)	建設業者が個人事業主である場合は本人、法人である場合は当該法人の役員

※許可を複数有する者がその一部について許可を廃業する場合は、営業所技術者等証明書(新規・変更)(様式第8号)による営業所技術者等の担当業種若しくは有資格区分の変更又は届出書(様式第22号の3)による営業所技術者等の削除が必要です。



変更の届出事項と提出書類等

●…必須提出書類等

△…記載事項に変更がない場合は省略可

届出が必要となる場合		書類の名称等	様式番号	提出期限
基本情報の変更				
(1)	商号、名称の変更	●変更届出書(第1面のみ) ●登記事項証明書(法人のみ)	第22号の2	30日以内
(2)	資本金の変更	●変更届出書(第1面のみ) ●登記事項証明書	第22号の2	
営業所に関する変更				
(1)	既存の営業所の名称、所在地	●変更届出書(第1面、第2面) △登記事項証明書	第22号の2	30日以内
(2)	営業所の新設	●変更届出書(第1面、第2面) ●誓約書 ●建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日に関する調書 ●営業所技術者等証明書(新規・変更) ●営業所技術者等の資格に関する書面(合格証明書【写】等) ※窓口で原本確認 ●登記されていないことの証明書(建設業法施行令第3条に規定する使用人(以下、令3条の使用人)のみ)又は医師の診断書 ●身分証明書(令3条の使用人のみ) △登記事項証明書 〔確認資料〕 ●(i)営業所技術者等の常勤性に関する確認資料 ●(ii)営業所技術者等の実務経験証明書に関する確認資料〔必要な場合〕	第22号の2 第6号 第13号 第8号	
(3)	営業所の名称を変更	●変更届出書(第1面、第2面(従たる営業所がない場合は不要)) △登記事項証明書	第22号の2	
(4)	営業所の業種の変更	●変更届出書(第1面、第2面) ※営業所技術者等の追加・変更・削除も必要です。	第22号の2	
(5)	営業所の廃止	●変更届出書(第1面、第2面) △登記事項証明書 ※営業所技術者等及び令3条使用人の削除も必要です。	第22号の2	
役員に関する変更				
(1)	新たな者が役員等に就任	●変更届出書(第1面のみ) ●役員等の一覧表 ●誓約書 ●許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 ●登記されていないことの証明書又は医師の診断書(株主等を除く。) ●身分証明書(株主等を除く。) ●登記事項証明書(株主等を除く。)	第22号の2 第1号別紙1 第6号 第12号	30日以内
(2)	役員等の変更(役員等の辞任・退任)	●変更届出書(第1面のみ) ●登記事項証明書	第22号の2	
(3)	代表者の変更(役員等に関する変更(1)を除く)	●変更届出書(第1面のみ) △登記事項証明書	第22号の2	
常勤役員等に関する変更				
(1)	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)を変更	●変更届出書(第1面のみ) ●常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書 ●常勤役員等の略歴書 〔確認資料〕 ●(i)常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の常勤性に関する確認資料 ●(ii)常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の要件に関する確認資料	第22号の2 第7号 第7号別紙	2週間以内
(2)	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の氏名変更	●変更届出書(第1面のみ) ●常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書 ●常勤役員等の略歴書 ●戸籍抄本又は住民票抄本	第22号の2 第7号 第7号別紙	
(3)	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の削除	●届出書	第22号の3	

●…必須提出書類等

△…記載事項に変更がない場合は省略可

届出が必要となる場合	書類の名称等	様式番号	提出期限
事業年度の終了	<ul style="list-style-type: none"> ●変更届出書表紙 ●事業年度の終了時の変更届出書(山口県内業者用) ●工事経歴書 ●直前3年の各営業年度における工事施工金額 ●貸借対照表 ●損益計算書・完成工事高原価報告書(法人のみ) ●株主資本等変動計算書(法人のみ) ●注記表(法人のみ) ●附属明細表(法人で必要な場合)※¹ ●事業報告書(法人で必要な場合)※² ●納税証明書(山口県) △使用人数 △健康保険等の加入状況(従業員数に変更がある場合のみ必要) △建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 △定款 	山口県様式 山口県様式 第2号 第3号 第15号、第18 号、第19 号 第17号 第17号の2 第17号の3 第4号 第7号の3 第11号	事業年度終了後4か月以内
欠格要件に該当したとき	●届出書	第22号の3	2週間以内

※¹ 特例有限会社を除く株式会社のうち、資本金の額が1億円超であるもの又は最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である場合必要。

※² 株式会社の場合必要。

- ・期限内に提出されない場合、行政処分等の対象となる場合があります。ご注意ください。
- ・変更届の内容を確認するために上記の表以外の書類の提出をお願いする場合があります。

変更届出書

(第一面)

下記のとおり、

- (1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

について変更があったので届出をします。

山口県山口市滝町20-2 和7年2月1日

株式会社山口土木

代表取締役 山口 太郎

地方整備局長
北海道開発局長
山口県知事 殿

届出者

大臣コード
知事

許可年月日

許可番号 3535 国土交通大臣 山口県知事 許可(般特) 05 第029999号 令和05年08月31日

法人番号 360000000000000000

記

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. Rows include 営業所の新設, 営業所の廃止, 建設業法施行令第3条に規定する使用人, 営業所技術者等, 役員等の氏名, 役員の氏名, 主たる営業所の所在地, 郵便番号, 電話番号.

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37

商号又は名称 38

代表者又は個人の氏名 40

主たる営業所の所在地市区町村コード 41 35203 都道府県名 山口県 市区町村名 山口市

主たる営業所の所在地 42 滝町20-2

郵便番号 43 753-8502 電話番号 083-933-3630

資本金額又は出資総額 44

連絡先 所属等 総務課 氏名 周南 花子 電話番号 083-933-3629
ファックス番号 083-925-8862

記載要領

- 1 (1)から(8)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消し、山口県知事と記入すること。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
また、登記上の住所と事実上の住所が異なる場合は、2段書きで記載すること。
(例) (登記上の住所)
○○○○○○
(事実上の住所)
○○○○○○
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
数字を記入する場合は、例えば □□12 のように右詰め、また、文字を記入する場合は、例えば A建設工業□□ のように左詰め、で記入すること。
- 5 35「許可番号」の欄の 「大臣
知事」 コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について、該当するコードを記載すること。(山口県知事許可の場合は「35」)
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば 001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 36「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分に対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄に旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 37「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については例えば ギ又はヰのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 38「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例(株)A建設□
B建設(有)□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特 例 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 14 ③⑨「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「ギ」又は「ハ」のように1文字として扱うこと。
- 15 ④⑩「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 ④⑪「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 17 ④⑫「主たる営業所の所在地」の欄は、16により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば「滝町1-1-1」のように記入すること。
- 18 ④⑬のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば「083-933-0000」のように左詰めで記入すること。
- 19 ④⑭「資本金額」の欄は、届出者が法人の場合のみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、又は出資総額」
それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

記載要領

1 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。

2 81「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

- 「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」…既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合
 - 「3. 従たる営業所の新設」…新たに従たる営業所を追加する場合
 - 「4. 従たる営業所の廃止」…従たる営業所を廃止する場合
- なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

3 82「許可番号」の欄の「大臣知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について、該当するコードを記入すること。
(山口県知事許可の場合は「35」)

4 83及び88「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木事業(土) 建築事業(建) 大工事業(大) 左官事業(左) とび・土工事業(と) 石工事業(石) 屋根工事業(屋) 電気工事業(電) 管工事業(管) タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼) 鉄筋工事業(筋) 舗装工事業(舗) しゅんせつ工事業(しゅ) 板金工事業(板) ガラス工事業(ガ) 塗装工事業(塗) 防水工事業(防) 内装仕上工事業(内) 機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶) 電気通信工事業(通) 造園工事業(園) さく井工事業(井) 建具工事業(具) 水道施設工事業(水) 消防施設工事業(消) 清掃施設工事業(清) 解体工事業(解)
--	---	--

5 85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

6 86「主たる営業所の所在地」の欄は、5により記載した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、例えば 瀧町1-1-1 のように記入すること。

7 87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、例えば 083-933-0000 のように左詰めで記入すること。

届 出 書

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(3) 営業所技術者等を削除した
(4) 欠格要件に該当するに至った
ので届出をします。

令和 7年 2月 1日

~~地方整備局長
北海道開発局長~~
山口県知事 殿

山口県山口市滝町10番1号
株式会社山口土木
代表取締役 山口 太郎

届 出 者

項番 大臣コード
知事
許可番号 5135 ~~国土交通大臣~~ 許可(一般)第029999号 許可年月日 令和05年08月31日
山口県知事

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 52 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

生年月日 [] [] [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
(3) 営業所技術者等を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 53 井上 美佳 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

生年月日 S 50 年 11 月 03 日

営業所の名称 本店 建設工事の種類 内

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 53 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

生年月日 [] [] [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

営業所の名称 建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 53 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

生年月日 [] [] [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

営業所の名称 建設工事の種類

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

[]

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(1)」を○で囲むとともに⑤②「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(2)」を○で囲むとともに⑤③「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、営業所技術者等を削除した場合
この場合、「(3)」を○で囲むとともに⑤③「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。

- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消し、山口県知事と記入すること。

- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出しようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5 ⑤①「許可番号」の欄 「大臣
知事」コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について、該当するコードを記入すること。
(山口県知事許可の場合は「35」)
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①①②③④又は①月①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 ⑤②及び⑤③「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば $\square\square\square\square\square\square\square\square\square\square$ のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記載するとともに、例えば①月①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の()内に示された略号で記載すること。

土木一式工事(土) 建築一式工事(建) 大工工事(大) 左官工事(左) とび・土工・コンクリート工事(と) 石工事(石) 屋根工事(屋) 電気工事(電) 管工事(管) タイル・れんが・ブロック工事(タ)	鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋) 舗装工事(舗) しゅんせつ工事(しゅ) 板金工事(板) ガラス工事(ガ) 塗装工事(塗) 防水工事(防) 内装仕上工事(内) 機械器具設置工事(機)	熱絶縁工事(絶) 電気通信工事(通) 造園工事(園) さく井工事(井) 建具工事(具) 水道施設工事(水) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清) 解体工事(解)
--	---	---

記載要領

- 1 「地方整備局長
北海道開発局長
知事、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消し、山口県知事と記入すること。
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 ⑤④「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合は「2」をカラムに記入すること。
- 5 ⑤⑤「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について、該当するコードを記入すること。
(山口県知事許可の場合は「35」)
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば④④①②③④又は④①月④①日のように、カラムを記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 ⑤⑥「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土) 建築工事業(建) 大工工事業(大) 左官工事業(左) とび・土工工事業(と) 石工事業(石) 屋根工事業(屋) 電気工事業(電) 管工事業(管) タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼) 鉄筋工事業(筋) 舗装工事業(舗) しゅんせつ工事業(しゅ) 板金工事業(板) ガラス工事業(ガ) 塗装工事業(塗) 防水工事業(防) 内装仕上工事業(内) 機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶) 電気通信工事業(通) 造園工事業(園) さく井工事業(井) 建具工事業(具) 水道施設工事業(水) 消防施設工事業(消) 清掃施設工事業(清) 解体工事業(解)
---	---	--

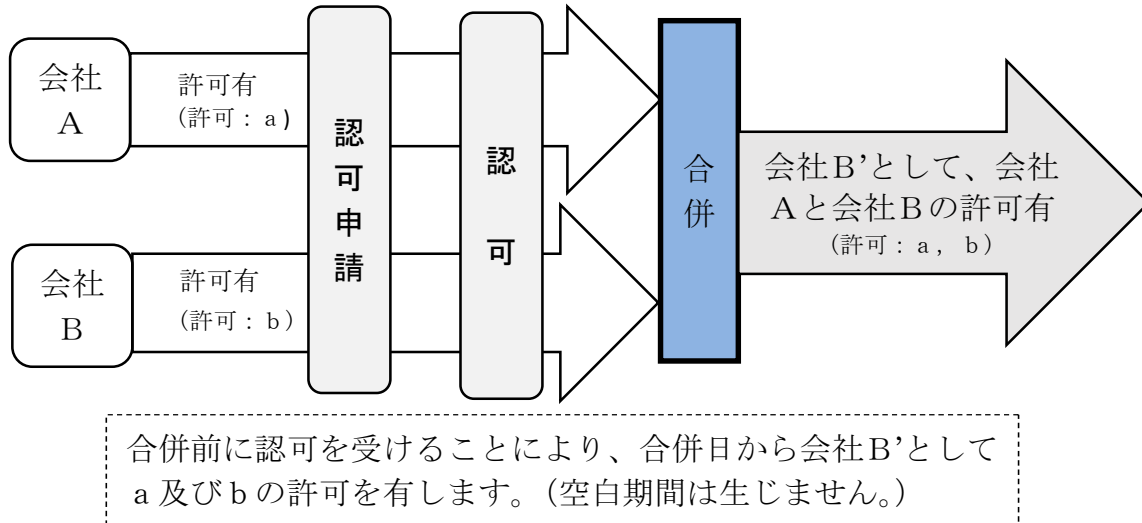
- 7 ⑤⑦「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業者を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内は何も記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、(1)から(5)までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

VI 事業承継及び相続に係る認可申請について

1 事業承継

譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割により、被承継人が有する許可に係る建設業の全部を承継する場合、事前に認可を受けることにより、事業を承継した日から被承継人が有していた許可を、承継人の許可とすることができます。

(例) 会社A (消滅会社) と会社B (存続会社) が合併する場合



(1) 事業承継の認可の要件

事業承継の認可を受けるためには、被承継人が有する許可に係る建設業の全部を承継することが必要です。

また、同じ業種について、一般の建設業許可と特定の建設業許可を同時に持つことはできないため、承継人と被承継人が同じ業種の許可を有している場合で、一般と特定の区分が異なっているときは、承継できません。

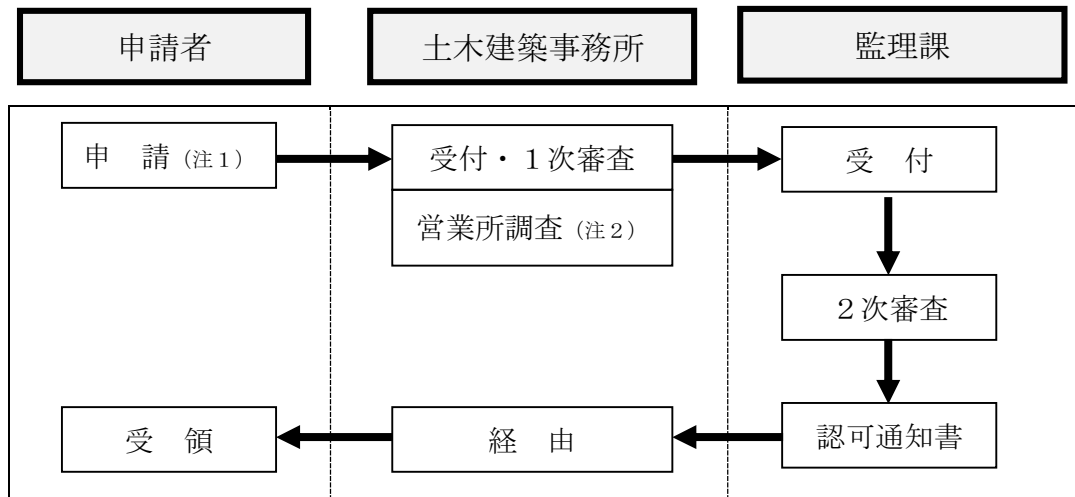
承継人	被承継人	承継後の建設業者	
建築 (特)	土木 (般) とび (般)	土木 (般) とび (般) 建築 (特)	→ 可
建築 (特)	土木 (般) とび (般)	土木 (般) 建築 (特)	→ <u>一部のみの承継は不可</u>
土木 (般)	土木 (般)	土木 (般)	→ 可
土木 (般)	土木 (特)	土木 (般) (特)	→ <u>同じ業種について、一般と特定の許可を同時に持つことは不可</u> <u>(承継人が事前に土木 (般) を廃業すれば承継可)</u>

(2) 認可の基準

認可を受けるためには、承継人が許可要件を満たすこと及び欠格要件に該当しないことが必要です。詳細は、P. 7を参照してください。

(3) 認可の申請について

ア 認可申請手続きの流れ



(注1) 以下の区分に応じて申請してください。

譲渡	譲渡人及び譲受人が <u>連署</u> した認可申請書及びその添付書類により申請
合併	合併消滅法人 ^{※1} 、合併により消滅することとなる建設業者以外の法人及び合併存続法人が <u>連署</u> した認可申請書及びその添付書類により申請
分割	分割被承継法人 ^{※2} 、分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる建設業者以外の法人及び分割承継法人が <u>連署</u> した認可申請書及びその添付書類により申請 [※] 分割承継法人が新設分割により設立される法人の場合、分割被承継法人（建設業者）が1者の場合は、当該分割被承継法人が <u>署名</u> した認可申請書及びその添付書類により申請

※1… 合併消滅法人とは、合併により消滅することとなる建設業者である法人のことをいいます。

※2… 分割被承継法人とは、分割により建設業の全部を承継させる建設業者である法人のことをいいます。

(注2) 許可申請に準じて営業所調査を行い、営業所の要件を確認します。詳細はP. 20を参照してください。

- ※ 事業を承継した日から被承継人が有していた許可を承継人の許可とするためには、事業を承継する日までに認可を受ける必要があります。
- ※ 認可申請については許可に準じた審査が必要となり、ある程度の審査期間（2か月程度）が必要となります。

イ 認可申請の区分

申請区分	説明
譲渡	建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡を行う場合
合併	建設業者である法人が合併により建設業の全部を承継させる場合
分割	建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合

ウ 認可申請手数料

認可申請には、手数料は必要ありません。

エ 申請に必要な書類等

(ア) 申請書・添付書類

申請区分に応じ、P. 129 の表を参照してください。

認可申請書と添付書類一覧

山口県土木建築部

様式番号	書類の名称 「省略可能な書類」欄の記号について ●…必須提出書類 ○…譲受人、合併存続法人又は分割承継法人が建設業許可業者である場合は省略可能 △…譲受人、合併存続法人又は分割承継法人が建設業許可業者であり、すでに提出した書類の記載事項に変更がない場合は省略可能 —…不要	要◎ 否×		省略可能な書類						
		法人の場合	個人の場合	譲渡（譲受人）	合併（合併存続法人）	合併（合併により新設される法人）	分割（分割承継法人） （新設分割により設立される法人を除く。）	分割（新設分割により設立される法人に限る。）		
	山口県様式	認可申請書表紙	◎	◎	●	●	●	●	●	
申請書	第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書（注1）	◎	◎	●	—	—	—	—	
	別紙一	役員等の一覧表	◎	×	●	—	—	—	—	
	別紙二	営業所一覧表	◎	◎	●	—	—	—	—	
	別紙三	営業所技術者等一覧表	◎	◎	●	—	—	—	—	
	第22号の7	合併認可申請書（注2）	◎	×	—	●	●	—	—	
	別紙一	役員等の一覧表	◎	×	—	●	●	—	—	
	別紙二	営業所一覧表	◎	×	—	●	●	—	—	
	別紙三	営業所技術者等一覧表	◎	×	—	●	●	—	—	
	第22号の8	分割認可申請書（注3）	◎	×	—	—	—	●	●	
	別紙一	役員等の一覧表	◎	×	—	—	—	●	●	
	別紙二	営業所一覧表	◎	×	—	—	—	●	●	
	別紙三	営業所技術者等一覧表	◎	×	—	—	—	●	●	
添付書類	第2号	工事経歴書	◎	◎	○	○	—	○	—	
	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎	○	○	—	○	—	
	第4号	使用人数	◎	◎	●	●	●	●	●	
	第6号	誓約書	◎	◎	△	△	●	△	●	
	役員等 い ず れ か の 補 佐	第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	◎	◎	△	△	●	△	●
		第7号別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎	△	△	●	△	●
		第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎	△	△	—	△	—
		第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書	◎	◎	△	△	—	△	—
		第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◎	◎	△	△	—	△	—
	—	組織図（全社的なものを含み、かつ、常勤役員等を直接に補佐する者の位置付けが明確なもの。）	◎	◎	△	△	—	△	—	
	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（注4）（注5）	◎	◎	●	●	●	●	●	
	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（注6）	◎	◎	△	△	●	△	●	
	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注5）（注7）	◎	◎	△	△	●	△	●	
	—	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注8）（注9）	◎	◎	△	△	●	△	●	
	—	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）（注8）	◎	◎	△	△	●	△	●	
	—	定款	◎	×	△	△	●	△	●	
	第14号	株主（出資者）調書	◎	×	△	△	●	△	●	
	第15号	貸借対照表	◎	×	○	○	—	○	—	
	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	◎	×	○	○	—	○	—	
	第17号	株主資本等変動計算書	◎	×	○	○	—	○	—	
	第17号の2	注記表	◎	×	○	○	—	○	—	
	第17号の3	附属明細表（注10）	◎	×	○	○	—	○	—	
	第18号	貸借対照表（個人）	×	◎	○	—	—	—	—	
	第19号	損益計算書（個人）	×	◎	○	—	—	—	—	
	—	登記事項証明書（注11）	◎	◎	△	△	—	△	—	
	第20号	営業の沿革	◎	◎	●	●	—	●	—	
	第20号の2	所属建設業者団体	◎	◎	△	△	—	△	—	
	—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）（注12）	◎	◎	○	○	—	○	—	
	第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎	△	△	●	△	●	
	第22号の6	誓約書	◎	◎	●	●	●	●	●	
—	譲渡及び譲受けに関する契約書（写し）	◎	◎	●	—	—	—	—		
—	譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類（注13）	◎	◎	●	—	—	—	—		
—	合併の方法及び条件が記載された書類	◎	×	—	●	●	—	—		
—	合併契約書（写し）及び合併比率説明書	◎	×	—	●	●	—	—		
—	合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類	◎	×	—	●	●	—	—		
—	分割の方法及び条件が記載された書類	◎	×	—	—	—	●	●		
—	分割契約書（新設分割の場合は分割計画書）（写し）及び分割比率説明書	◎	×	—	—	—	●	●		
—	分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類	◎	×	—	—	—	●	●		
—	金融機関の預金残高証明書または融資証明書（注15）	◎	◎	●	●	—	●	—		

※認可申請の内容を確認するために上記の表以外の書類の提出をお願いする場合があります。

- (注1) 譲渡人及び譲受人の連署が必要です。
- (注2) 合併消滅法人（建設業者）、建設業者以外の合併消滅法人及び合併存続法人の連署が必要です。
- (注3) 分割被承継法人（建設業者）、建設業者以外の分割被承継法人及び分割承継法人の連署が必要です。（新設分割の場合で、分割被承継法人（建設業者）が1者の場合は、分割被承継法人（建設業者）の署名が必要です。）
- (注4) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」についてはP. 16を参照してください。
- (注5) 該当する者がいない場合でも「該当なし」と記載し、提出します（省略はできません）。
- (注6) 建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等については、作成を要しません。
- (注7) 該当者がいない場合は作成不要です。また、建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、許可申請書の住所、生年月日等の調書をもって建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書に代えることが出来るため、作成を要しません。
- (注8) 役員（非常勤含む）、法定代理人、建設業法施行令第3条に規定する使用人について提出が必要です。
- (注9) 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。詳細はP. 25～27を参照してください。
- (注10) 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
- ① 資本金の額が1億円超であるもの
 - ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの
- (注11) 登記事項証明書
商業登記がなされている場合においては登記事項証明書（個人事業で支配人登記がなされている場合を含む。）、個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書についても添付することになります。
- (注12) 事業税の納税証明書を添付します。
- (注13) 譲渡人又は譲受人が法人である場合のみ提出が必要です。
- (注14) 譲受人が個人であっても、譲渡人が法人であれば提出が必要です。
- (注15) 一般建設業の許可を受けている被承継人に係る認可において、承継人の許可取得後の営業期間が5年未満かつ直近の決算書の自己資本が500万円未満の場合添付します。

(イ) 確認資料

確認資料は、許可申請等と同様に、以下の許可要件に関する確認項目について確認するための資料です。(3)エ(ア)により以下の書類を提出する場合は、確認資料を窓口申請時に提出または提示してください。

提出書類	許可要件	確認項目	確認資料
<ul style="list-style-type: none"> ・常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（第7号） ・常勤役員等の略歴書（第7号別紙） ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第7号の2） ・常勤役員等の略歴書（第7号の2別紙1） ・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（第7号の2別紙2） 	常勤役員等	建設業又は建設業以外の事業の経験	P. 29～30のとおり
		経験したときの地位、事務内容及び経験期間	
		現在の常勤性（注）	
<ul style="list-style-type: none"> ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第7号の2） ・常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（第7号の2別紙2） 	常勤役員等を直接補佐する者	経験内容	P. 30～31のとおり
		経験したときの地位	
		経験期間	
<ul style="list-style-type: none"> ・営業所技術者等一覧表（別紙三） 	営業所技術者等	実務経験の内容	P. 32のとおり
		指定の資格	
		指導監督的実務経験	
		現在の常勤性（注）	

(注) 認可申請時時点で常勤性を確認できる場合に限りします。

(4) 認可申請書等の作成について

ア 提出方法

認可を受けて建設業者としての地位を承継する者の主たる営業所を管轄する県の土木建築事務所の申請窓口申請書等を持参又は郵送により提出してください。

イ 提出部数

正本1部+写し1部（土木建築事務所控え）

※ 提出するものとは別に、申請者控えとして提出するものと同じものを作成してください。

(5) 認可後の提出書類及び確認資料について

譲渡、合併又は分割により認可を受けて建設業者としての地位を承継した時には、期限内に以下の書類を提出しなければなりません。

ア 提出書類及び提出期限

提出が必要な者	書類の名称等	様式番号	提出期限
譲受人	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険等の加入状況 建設業法施行規則第7条第2号イからハまでに規定する届書を提出したことを証する書面（注） 	第7号の3	承継の日から2週間以内
合併存続法人			
分割承継法人（新設分割により設立された法人を除く。）			
合併により新設された法人	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険等の加入状況 建設業法施行規則第7条第2号イからハまでに規定する届書を提出したことを証する書面（注） 	第7号の3	承継の日から2週間以内
	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 営業の沿革 所属建設業者団体 	第20号 第20号の2	承継の日から30日以内
分割承継法人（新設分割により設立された法人に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険等の加入状況 建設業法施行規則第7条第2号イからハまでに規定する届書を提出したことを証する書面（注） 	第7号の3	承継の日から2週間以内
	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書 営業の沿革 所属建設業者団体 	第20号 第20号の2	承継の日から30日以内

(注) 以下の書面を添付します。

項目	提出資料
健康保険及び厚生年金保険	申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「標準報酬額決定通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類
雇用保険	申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え又はこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類

イ 提出部数

正本1部＋写し1部（土木建築事務所控え）

※ 提出するものとは別に、申請者控えとして提出するものと同じものを作成してください。

(6) 承継後の許可の有効期間

承継後に有することとなる許可の有効期間は、承継前の承継人及び被承継人に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、承継の日の翌日から5年です。

00101

譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 7 年 2 月 1 日

山口県山口市滝町10番2号

山口土木

申請者 譲渡人 代表者 山口 太郎

山口県山口市滝町10番1号

株式会社山口土木

譲受人 代表取締役 山口 太郎

地方整備局長
北海道開発局長
山口県知事 殿

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	許可年月日
許可番号	項番 01 国土交通大臣許可(般特)第 030100 号	令和 02 年 04 月 30 日
認可申請年月日	02 令和 07 年 04 月 30 日	

譲渡及び譲受けの理由

03 令和 07 年 04 月 30 日

04 法人成りにより、個人事業を法人に譲渡するため。

譲渡及び譲受けの価格

05 7,000,000円

引き続き使用する許可番号

06 035 国土交通大臣許可(般特)第 030100 号

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業

07 11111111111111111111111111111111 (1.一般 2.特定)

認可申請時において許可を受けている建設業

08 11111111111111111111111111111111 (1.一般 2.特定)

商号又は名称のフリガナ

09 ヤ マ グ チ ド ボ ク

商号又は名称

10 (株) 山 口 土 木

代表者又は個人の氏名のフリガナ

11 ヤ マ グ チ タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名

12 山 口 太 郎 支配人の氏名

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード

13 35203 都道府県名 山口県 市区町村名 山口市

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地

14 滝 町 1 0 - 1

郵便番号

15 753-8501 電話番号 083-933-0000

ファックス番号 083-933-xxxx

法人又は個人の別

16 1 (1.法人 2.個人)

資本金額又は出資総額

17 5000 (千円)

法人番号

18 000000000000000000000000

兼業の有無

19 2 (1.有 2.無)

建設業以外に行っている営業の種類

許可番号

20 01 国土交通大臣許可(般特)第 030100 号 令和 02 年 04 月 30 日

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長、
知事」 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消し、山口県知事と記入すること。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
また、登記上の住所と事実上の住所が異なる場合は、2段書きで記入すること。
(例) (登記上の住所)
○○○○○○
(事実上の住所)
○○○○○○
- 3 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように記入すること。
数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 04「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。
- 8 07「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土) 建築工事業(建) 大工工事業(大) 左官工事業(左) とび・土工工事業(と) 石工事業(石) 屋根工事業(屋) 電気工事業(電) 管工事業(管) タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼) 鉄筋工事業(筋) 舗装工事業(舗) しゅんせつ工事業(しゅ) 板金工事業(板) ガラス工事業(ガ) 塗装工事業(塗) 防水工事業(防) 内装仕上工事業(内) 機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶) 電気通信工事業(通) 造園工事業(園) さく井工事業(井) 建具工事業(具) 水道施設工事業(水) 消防施設工事業(消) 清掃施設工事業(清) 解体工事業(解)
---	---	--

- 9 08「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば キ又はバのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) (株) A建設□
B建設(有)□)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

個人事業主・支配人が申請・届出をする場合は、本様式は作成不要

1 本様式に記載する役員等とは、以下の者です。

・ 役員

持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務執行社員、株式会社の取締役(特例有限会社の取締役を含む)、指名委員会等設置会社の執行役、法人格のある各種組合等の理事等

※執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含みません。

・ 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者

相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人である者に限る)

※この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載します。

2 「常勤・非常勤の別」の欄は、常勤・非常勤の区別を記載します。(総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、記載しません。なお、「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

記載要領

- 1 本様式には、全ての「営業所」について記載すること。「営業所」とは、工事請負契約を締結する権限を有する者がおり、営業所技術者等を配置している本店、支店等をいい、単なる作業所、現場詰所、連絡所は含まないことに留意すること。
- 2 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように左詰めで記入すること。
- 4 従たる営業所がない場合は、分かるように「該当なし」と記入すること。
- 5 83 及び 88「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 6 85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 7 86「従たる営業所の所在地」の欄は、6により記載した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、例えば 樋町1-1-1 のように記入すること。

- 8 87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、例えば

083-933-0000 のように左詰めで記入すること。

営業所技術者等一覧表

令和 7 年 2 月 1 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	タカシ コウジ 高杉 浩二	土-7、と-7、舗-7	13

記載要領

- 1 営業所は、営業所一覧表（様式第二十二号の五別紙二）で記載した順に記載すること。
- 2 「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等とな建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。
 - ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当【高校・大学等の指定学科卒業+実務経験（5年又は3年以上）】
※参考 改訂25版建設業の許可の手引き（編著 建設業許可行政研究会）大成出版46頁及び163頁
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当【実務経験10年以上】
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当【国家資格者等】
 - ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当【上記「1」+指導監督の実務経験（2年以上）】
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）【一級の国家資格者相当と大臣が認定】
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当【上記「4」+指導監督の実務経験（2年以上）】
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当【上記「7」+指導監督の実務経験（2年以上）】
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当【1級の国家資格者等】

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- 3 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）（P. 192~197）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 7 年 2 月 1 日

申請者 山口県山口市滝町10番1号
株式会社山口土木
代表取締役 山口 太郎

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

山口県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

00111

合併認可申請書 (第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 7 年 2 月 1 日

山口県山口市滝町10番1号 株式会社山口土木 代表取締役 山口 太郎
山口県山口市滝町10番3号 株式会社山口舗装 代表取締役 山口 健太

地方整備局長 北海道開発局長 山口県知事 殿

行政庁側記入欄 大臣コード 知事 許可番号 01... 国土交通大臣 許可(一般) 第...号 許可年月日 令和...年...月...日 認可申請年月日 令和...年...月...日

合併年月日 令和...年...月...日

合併の理由 競争力を強化するため。

合併の価格 7,000,000円

引き続き使用する許可番号 0635... 国土交通大臣 許可(一般) 第...号

<合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項>

合併後に営業しようとする建設業 07 1...1...1... (1.一般 2.特定)

認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業 08 1...1... (1.一般 2.特定)

商号又は名称のフリガナ 09 ヤ マ グ チ ド ボ ク ...

商号又は名称 10 (株) 山 口 土 木 ...

代表者の氏名のフリガナ 11 ヤ マ グ チ タ ロ ウ ...

代表者の氏名 12 山 口 太 郎 ...

合併後の主たる営業所の所在地市町村コード 13 3 5 2 0 3 都道府県名 山口県 市区町村名 山口市

合併後の主たる営業所の所在地 14 滝 町 1 0 - 1 ...

郵便番号 15 7 5 3 - 8 5 0 1 電話番号 0 8 3 - 9 3 3 - 0 0 0 0

ファックス番号 083-933-xxxx

資本金額等 16 ... 資本金額又は出資総額 ... (千円) 法人番号 ...

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長、
知事」 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消し、山口県知事と記入すること。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
また、登記上の住所と事実上の住所が異なる場合は、2段書きで記入すること。
（例）（登記上の住所）
○○○○○○
（事実上の住所）
○○○○○○
- 3 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように記入すること。
数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 04「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。
- 8 07「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土) 建築工事業(建) 大工工事業(大) 左官工事業(左) とび・土工工事業(と) 石工事業(石) 屋根工事業(屋) 電気工事業(電) 管工事業(管) タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼) 鉄筋工事業(筋) 舗装工事業(舗) しゅんせつ工事業(しゅ) 板金工事業(板) ガラス工事業(ガ) 塗装工事業(塗) 防水工事業(防) 内装仕上工事業(内) 機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶) 電気通信工事業(通) 造園工事業(園) さく井工事業(井) 建具工事業(具) 水道施設工事業(水) 消防施設工事業(消) 清掃施設工事業(清) 解体工事業(解)
---	---	--

- 9 08「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば キ又はバのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) (株) A建設□
B建設(有)□)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

記載方法

1 本様式に記載する役員等とは、以下の者です。

- ・ 役員

持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務執行社員、株式会社の取締役(特例有限会社の取締役を含む)、指名委員会等設置会社の執行役、法人格のある各種組合等の理事等

※執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含みません。

- ・ 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者

相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人である者に限る)

※この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載します。

2 「常勤・非常勤の別」の欄は、常勤・非常勤の区別を記載します。(総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、記載しません。なお、「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

記載要領

- 1 本様式には、全ての「営業所」について記載すること。「営業所」とは、工事請負契約を締結する権限を有する者がおり、営業所技術者等を配置している本店、支店等をいい、単なる作業所、現場詰所、連絡所は含まないことに留意すること。
- 2 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように左詰めで記入すること。
- 4 従たる営業所がない場合は、分かるように「該当なし」と記入すること。
- 5 83 及び 88「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 6 85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 7 86「従たる営業所の所在地」の欄は、6により記載した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、例えば 滝町1-1-1 のように記入すること。

- 8 87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、例えば

083-933-0000 のように左詰めで記入すること。

営業所技術者等一覧表

令和 7 年 2 月 1 日

営業所の名称	フリガナの 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	高杉 浩二	土-7、と-7、舗-7	13

記載要領

- 1 営業所は、営業所一覧表（様式第二十二号の七別紙二）で記載した順に記載すること。
- 2 「建設工事の種類」の欄は、合併認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に
る建設工事すべてについて、例えば「土ー9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（
内に示された略号とをー（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当【高校・大学等の指定学科卒業＋実務経験（5年又は3年以上）】
※参考 改訂25版建設業の許可の手引き（編著 建設業許可行政研究会）大成出版46頁及び163頁
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当【実務経験10年以上】
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当【国家資格者等】

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当【上記「1」＋指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）【一級の国家資格者相当と大臣が認定】
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当【上記「4」＋指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当【上記「7」＋指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当【1級の国家資格者等】

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- 3 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）（P. 192～197）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

記載要領

- 1 「地方整備局長
北海道開発局長、
知事」 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消し、山口県知事と記入すること。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添付類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
また、登記上の住所と事実上の住所が異なる場合は、2段書きで記入すること。
(例) (登記上の住所)
○○○○○○
(事実上の住所)
○○○○○○
- 3 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように記入すること。
数字を記入する場合は、例えば □□12 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば A建設工業□□ のように左詰めで記入すること。
- 5 03「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 04「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。
- 8 07「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土) 建築工事業(建) 大工工事業(大) 左官工事業(左) とび・土工工事業(と) 石工事業(石) 屋根工事業(屋) 電気工事業(電) 管工事業(管) タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼) 鉄筋工事業(筋) 舗装工事業(舗) しゅんせつ工事業(しゅ) 板金工事業(板) ガラス工事業(ガ) 塗装工事業(塗) 防水工事業(防) 内装仕上工事業(内) 機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶) 電気通信工事業(通) 造園工事業(園) さく井工事業(井) 建具工事業(具) 水道施設工事業(水) 消防施設工事業(消) 清掃施設工事業(清) 解体工事業(解)
---	---	--

- 9 08「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば キ又はバのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) (株) A建設□
B建設(有)□)

種 類	略 号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 12 ①①又は②②「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記載し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ㇿ又はㇾのように1文字として扱うこと。
- 13 ①②又は②③「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を、姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 ①③「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は②④「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 15 ①④「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は②⑤「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、例えば 瀧町1丁目1番1号のように記入すること。
- 16 ①⑤又は②⑥のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、例えば 083-933-0000のように左詰めで記入すること。

- 17 ①⑥又は②⑦のうち「資本金額」又は「出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合のみ当該法人番号を記入すること。

- 18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について、該当するコードを記入すること。(山口県知事許可は「35」)

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば 001234又は01月01日のように、カラムに数字を記載するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 ①⑨「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により分割の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

- 21 分割被承継法人(建設業者としての地位を承継させる者に限る。)が複数ある場合は、〈分割被承継法人に関する事項〉については、分割被承継法人ごとに記載すること。

記載方法

1 本様式に記載する役員等とは、以下の者です。

・ 役員

持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務執行社員、株式会社の取締役(特例有限会社の取締役を含む)、指名委員会等設置会社の執行役、法人格のある各種組合等の理事等

※執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含みません。

・ 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者

相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人である者に限る)

※この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載します。

2 「常勤・非常勤の別」の欄は、常勤・非常勤の区別を記載します。(総株主の議決権の100分の5以上を有する株主及び出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、記載しません。なお、「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

記載要領

- 1 本様式には、全ての「営業所」について記載すること。「営業所」とは、工事請負契約を締結する権限を有する者がおり、営業所技術者等を配置している本店、支店等をいい、単なる作業所、現場詰所、連絡所は含まないことに留意すること。
- 2 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように左詰めで記入すること。
- 4 従たる営業所がない場合は、分かるように「該当なし」と記入すること。
- 5 83 及び 88「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 6 85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 7 86「従たる営業所の所在地」の欄は、6により記載した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用いて、例 瀧町1-1-1 のように記入すること。

- 8 87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、例えば

083-933-0000 のように左詰めで記入すること。

営業所技術者等一覧表

令和 7 年 2 月 1 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	タカシ コウジ 高杉 浩二	土-7、と-7、舗-7	13

記載要領

- 1 営業所は、営業所一覧表（様式第二十二号の八別紙二）で記載した順に記載すること。
- 2 「建設工事の種類」の欄は、分割認可申請書（別記様式第二十二号の八）別紙二「営業所一覧表」の業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に
る建設工事すべてについて、例えば「土ー9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（
内に示された略号とをー（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当【高校・大学等の指定学科卒業＋実務経験（5年又は3年以上）】
※参考 改訂25版建設業の許可の手引き（編著 建設業許可行政研究会）大成出版46頁及び163頁
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当【実務経験10年以上】
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当【国家資格者等】

・特定建設業の場合

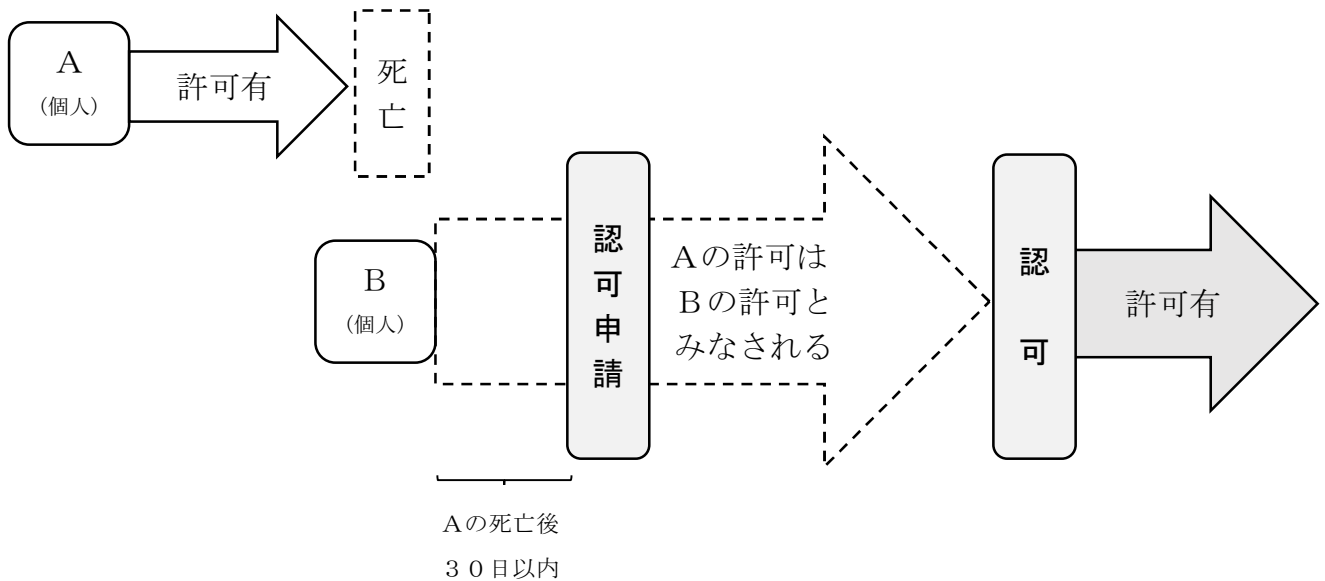
- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当【上記「1」＋指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）【一級の国家資格者相当と大臣が認定】
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当【上記「4」＋指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当【上記「7」＋指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当【1級の国家資格者等】

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- 3 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）（P. 190～195）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

2 相続

相続人が、被相続人（建設業者）の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとする場合、被相続人の死亡後30日以内に認可の申請を行い、認可を受けることにより、被相続人が有していた許可を相続人の許可とすることができます。



Aの死亡後30日以内に認可申請を行うことにより、Bが認可（不認可）を受けるまでは、Aにされた許可はBにされた許可とみなされます。

(1) 相続の要件

相続の認可を受けるためには、被相続人が有する許可に係る建設業の全部を相続することが必要です。

また、同じ業種について、一般の建設業許可と特定の建設業許可を同時に持つことはできないため、相続人と被相続人が同じ業種の許可を有している場合で、一般と特定の区分が異なっているときは、相続できません。

相続人	被相続人	相続後	
許可なし	土木（般） とび（般）	土木（般） とび（般）	→ 可
許可なし	土木（般） とび（般）	土木（般）	→ <u>一部のみの相続は不可</u>
建築（特）	土木（般） とび（般）	土木（般） とび（般） 建築（特）	→ 可

建築（特）	土木（般） とび（般）	土木（般） 建築（特）
土木（般）	土木（般）	土木（般）
土木（般）	土木（特）	土木（般）（特）

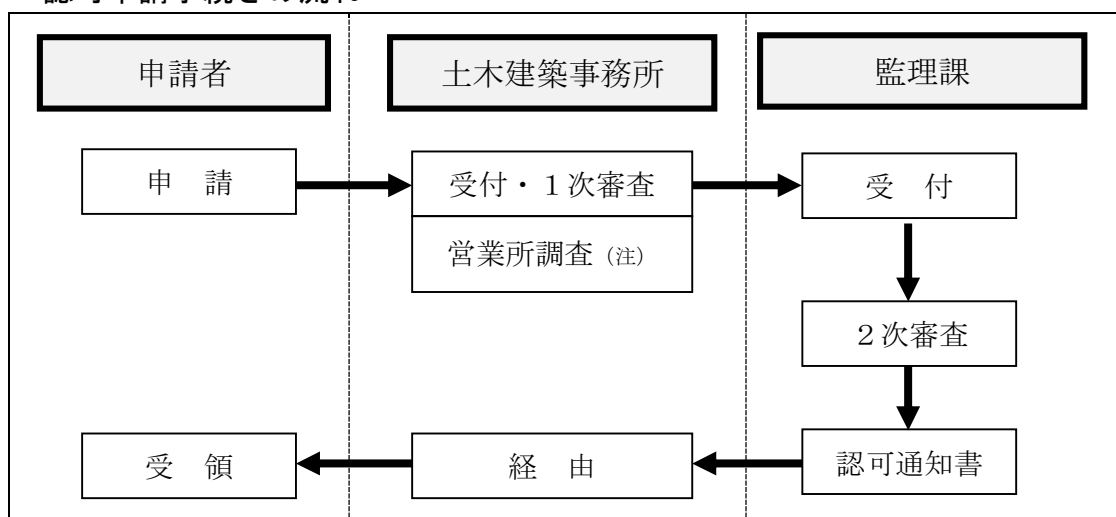
- 一部のみの相続は不可
- 可
- 同じ業種について、一般と特定の許可を同時に持つことは不可
（相続人が事前に土木（般）を廃業すれば承継可）

（2）認可の基準

認可を受けるためには、相続人が許可要件を満たすこと及び欠格要件に該当しないことが必要です。詳細は、P. 7を参照してください。

（3）認可の申請について

ア 認可申請手続きの流れ



（注）許可申請に準じて営業所調査を行い、営業所の要件を確認します。詳細はP. 20を参照してください。

イ 認可申請手数料

認可申請には、手数料は必要ありません。

ウ 申請に必要な書類等

（ア）申請書・添付書類

P. 167の表を参照してください。

認可申請書と添付書類一覧

山口県土木建築部

	様式番号	書類の名称	要◎ 否×		
		「省略可能な書類」欄の記号について ●…必須提出書類 ○…相続人が建設業許可業者である場合は省略可能 △…相続人が建設業許可業者であり、記載事項に変更がない場合は省略可能 ◇…該当者のみ提出 —…不要			
	山口県様式	認可申請書表紙	●		
申請書	第22号の10	相続認可申請書	●		
	別紙一	営業所一覧表	●		
	別紙二	営業所技術者等一覧表	●		
	—	被相続人と続柄を証する書類（戸籍謄本等）	●		
添付書類	第2号	工事経歴書	○		
	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○		
	第4号	使用人数	●		
	第6号	誓約書	△		
	い ず れ か	役員等	第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	△
			第7号別紙	常勤役員等の略歴書	△
		役員等 + 補 佐	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	△
			第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書	△
			第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	△
	—	組織図（全社的なものを含み、かつ、常勤役員等を直接に補佐する者の位置付けが明確なもの。）	△		
	第7号の3	健康保険等の加入状況（注1）	◇		
	—	建設業法施行規則第7条第2号イからハマまでに規定する届書を提出したことを証する書面（注2）	◇		
	第22号の11	誓約書（注3）	◇		
	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（注4）（注5）	●		
	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（注6）	△		
	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（注5）（注7）	△		
	—	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注8）（注9）	△		
	—	成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）（注8）	△		
	第18号	貸借対照表（個人）	○		
	第19号	損益計算書（個人）	○		
	—	登記事項証明書（注10）	△		
	第20号	営業の沿革	●		
	第20号の2	所属建設業者団体	△		
	—	納税証明書（納付すべき額及び納付済額）（注11）	○		
	第20号の3	主要取引金融機関名	△		
	—	申請者以外の相続人の同意書（注12）	◇		
	—	金融機関の預金残高証明書または融資証明書（注13）	●		

※認可申請の内容を確認するために上記の表以外の書類の提出をお願いする場合があります。

(注1) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、すでに適用事業所等に係る届出の提出を行っている場合のみ、提出が必要です。

(注2) 健康保険等の加入状況（第7号の3）を提出する場合は、以下の書面を添付します。

項目	提出資料
健康保険及び厚生年金保険	申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「標準報酬額決定通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類
雇用保険	申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え又はこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類

(注3) 健康保険等の加入状況（第7号の3）を提出しない場合は、提出が必要です。

(注4) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」についてはP. 16を参照してください。

(注5) 該当する者がいない場合でも「該当なし」と記載し、提出します（省略はできません）。

(注6) 建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等については、作成を要しません。

(注7) 該当者がいない場合は作成不要です。また、建設業法施行令第3条に規定する使用人のうち役員を兼ねている者については、許可申請書の住所、生年月日等の調書をもって建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等の調書に代えることが出来るため、作成を要しません。

(注8) 役員（非常勤含む）、法定代理人、建設業法施行令第3条に規定する使用人について提出が必要です。

(注9) 契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書に代えることができます。詳細はP. 25～27を参照してください。

(注10) 登記事項証明書

個人事業で支配人登記がなされている場合においては登記事項証明書、個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合に限る。）においては、その法定代理人の登記事項証明書について添付することになります。

(注11) 事業税の納税証明書を添付します。

(注12) 申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に、申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載、押印した誓約書の提出が必要です。

(注13) 一般建設業の許可を受けている被相続人に係る認可において、相続人の許可取得後の営業期間が5年未満かつ直近の決算書の自己資本が500万円未満の場合添付します。

(イ) 確認資料

確認資料は、許可申請等と同様に、以下の許可要件に関する確認項目について確認するための資料です。以下の確認資料を窓口申請時に提出または提示してください。

許可要件	確認項目	確認資料
常勤役員等	現在の地位	P. 29～30 のとおり
	建設業又は建設業以外の事業の経験	
	経験したときの地位、事務内容及び経験期間	
	現在の常勤性	
常勤役員等を直接補佐する者	経験内容	P. 30～31 のとおり
	経験したときの地位	
	経験期間	
営業所技術者等	実務経験の内容	P. 32 のとおり
	指定の資格	
	指導監督的実務経験	
	現在の常勤性	
	雇用保険への加入の有無	

(4) 認可申請書等の作成について

ア 提出方法

主たる営業所を管轄する県の土木建築事務所の申請窓口に申請書等を持参又は郵送により提出してください。

イ 提出部数

正本1部＋写し1部（土木建築事務所控え）

※ 提出するものとは別に、申請者控えとして提出するものと同じものを作成してください。

(5) 認可後の提出書類及び確認資料について

相続の認可を受けて建設業者としての地位を承継した時には、期限内に以下の書類を提出しなければなりません。

ア 提出書類及び提出期限

提出が必要な者	書類の名称	様式番号	提出期限
認可申請時に誓約書（第22号の11）を提出した者	・健康保険等の加入状況 ・建設業法施行規則第7条第2号イからハマまでに規定する届書を提出したことを証する書面（注）	第7号の3	承継の日から2週間以内

（注）以下の書面を添付します。

項目	提出資料
健康保険及び厚生年金保険	申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「標準報酬額決定通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類
雇用保険	申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え又はこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる書類

イ 提出部数

正本1部＋写し1部（土木建築事務所控え）

※ 提出するものとは別に、申請者控えとして提出するものと同じものを作成してください。

(6) 相続後の許可の有効期間

相続後に有することとなる許可の有効期間は、承継前の相続人及び被相続人に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、承継の日の翌日から5年です。

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」
知事」 については、不要のものを消し、山口県知事と記入すること。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は添類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
また、登記上の住所と事実上の住所が異なる場合は、2段書きで記入すること。
(例) (登記上の住所)
○○○○○
(事実上の住所)
○○○○○
- 3 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように記入すること。
数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「被相続人の死亡日」の欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。
- 6 04「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。
- 7 05「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者の地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土) 建築工事業(建) 大工工事業(大) 左官工事業(左) とび・土工工事業(と) 石工事業(石) 屋根工事業(屋) 電気工事業(電) 管工事業(管) タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	鋼構造物工事業(鋼) 鉄筋工事業(筋) 舗装工事業(舗) しゅんせつ工事業(しゅ) 板金工事業(板) ガラス工事業(ガ) 塗装工事業(塗) 防水工事業(防) 内装仕上工事業(内) 機械器具設置工事業(機)	熱絶縁工事業(絶) 電気通信工事業(通) 造園工事業(園) さく井工事業(井) 建具工事業(具) 水道施設工事業(水) 消防施設工事業(消) 清掃施設工事業(清) 解体工事業(解)
---	---	--

- 8 06「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について7と同じ要領で記入すること。
- 9 07又は18「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ㇿ又は ㇾのように1文字として扱うこと。
- 10 09又は20「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記載し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ㇿ又は ㇾのように1文字として扱うこと。
- 11 10又は21「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 12「支配人の氏名」の欄には、支配人すなわち営業主にかわってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載すること。

- 13 ①②「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は②②「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 14 ①③「相続後の主たる営業所の所在地」又は②③「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用い 〇〇〇①－①－①－①〇〇〇 のように記入すること。
- 15 ①④又は②④のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 〇〇⑧③－⑨③③－〇〇〇〇〇〇 のように左詰めで記入すること。
- 16 ①⑥又は②⑥のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「許可番号」の欄の 「大臣 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について、該当するコードを記入すること。（山口県知事許可は「35」）
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば 〇〇①②③④又は〇①月〇①日のように、カラムに数字を記載するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 17 ①⑦「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。
- 18 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

営業所一覧表

行政庁側記入欄	
区 分	項番 3 8 1 1
大臣コード 知事	
許可番号	項番 3 8 2 3
国土交通大臣許可(特-)第 5 10 号	
許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日	

(主たる営業所)

フリガナ		ホンテン													
主たる営業所の名称		本店													
営業しようとする建設業	8 3	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解													
		(1. 一般) 2. 特定													

(従たる営業所)

フリガナ		該当なし													
従たる営業所の名称	8 4														
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5	3 5				都道府県名					市区町村名				
従たる営業所の所在地	8 6														
郵便番号	8 7	3 5 6			電話番号							10 15 20			
営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解													
		(1. 一般) 2. 特定													

(従たる営業所)

フリガナ															
従たる営業所の名称	8 4														
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 5	3 5				都道府県名					市区町村名				
従たる営業所の所在地	8 6														
郵便番号	8 7	3 5 6			電話番号							10 15 20			
営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解													
		(1. 一般) 2. 特定													

記載要領

- 1 本様式には、全ての「営業所」について記載すること。「営業所」とは、工事請負契約を締結する権限を有する者がおり、営業所技術者等を配置している本店、支店等をいい、単なる作業所、現場詰所、連絡所は含まないことに留意すること。
- 2 太線の枠内には何も記入しないこと。
- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記載する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、はみ出さないように左詰めで記入すること。
- 4 従たる営業所がない場合は、分かるように「該当なし」と記入すること。
- 5 83 及び 88「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 6 85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、次の表により主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

市町名	コード	市町名	コード
下関市	35201	美祢市	35213
宇部市	35202	周南市	35215
山口市	35203	山陽小野田市	35216
萩市	35204	周防大島町	35305
防府市	35206	和木町	35321
下松市	35207	上関町	35341
岩国市	35208	田布施町	35343
光市	35210	平生町	35344
長門市	35211	阿武町	35502
柳井市	35212		

- 7 86「従たる営業所の所在地」の欄は、6により記載した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－(ハイフン)を用い、のように記入すること。

- 8 87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－(ハイフン)で区切り、例えば

のように左詰めで記入すること。

営業所技術者等一覧表

令和 7 年 2 月 1 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	タカシ コウジ 高杉 浩二	土-7、と-7、舗-7	13

記載要領

- 1 営業所は、営業所一覧表（様式第二十二号の十別紙一）で記載した順に記載すること。
- 2 「建設工事の種類」の欄は、相続認可申請書（別記様式第二十二号の十）別紙一「営業所一覧表」の業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に
る建設工事すべてについて、例えば「土ー9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（
内に示された略号とをー（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

- 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当【高校・大学等の指定学科卒業＋実務経験（5年又は3年以上）】
※参考 改訂25版建設業の許可の手引き（編著 建設業許可行政研究会）大成出版46頁及び163頁
- 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当【実務経験10年以上】
- 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当【国家資格者等】

・特定建設業の場合

- 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当【上記「1」＋指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）【一級の国家資格者相当と大臣が認定】
- 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当【上記「4」＋指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当【上記「7」＋指導監督の実務経験（2年以上）】
- 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当【1級の国家資格者等】

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- 3 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）（P. 190～195）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 7 年 2 月 1 日

申請者 山口県山口市滝町10番2号
山口土木
代表者 山口 太郎

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

山口県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

3 行政書士による代理申請について

行政書士による代理申請の詳細は、P.37～38を参照してください。

Ⅶ 許可申請・変更届出等に係るQ & A

常勤役員等

Q 1 更新の申請書で常勤役員等を変更し、変更届の提出を省略してよいですか。

A 1 認められません。

更新は「既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で申請する場合」（国のガイドラインより）であることから、更新の申請前に常勤役員等の変更届を提出してください。
なお、営業所技術者等の変更がある場合も同様です。

Q 2 常勤役員等は他社の役員と兼務が可能ですか。非常勤の役員との兼務は可能ですか。

A 2 常勤役員等は自社に常勤でなければなりません。他社の非常勤の役員との兼務の場合は、当該常勤役員等が建設業法上の本店に常勤していることが客観的に（確認資料等で）認められれば可能です。

Q 3 常勤役員等が置かれる営業所は本店以外でもよいですか。

A 3 認められません。

登記上の本店が建設業法上の本店ではない場合は、建設業法上の本店にあたる営業所に置かれなければなりません。

Q 4 常勤役員等としての経験年数に非常勤役員であった期間を含めてよいですか。

A 4 よいです。

Q 5 建設業許可のない営業所の所長であった者の経験はどのようにして証明すればよいですか。

A 5 委任状の他、組織図、営業所長を任命する辞令、営業所長権限を証明する書類、工事契約の締結決裁書等を提示してください。（添付の必要はありません）

Q 6 建設工事を発注する立場で、建設工事に関して見積、施工、技術職員の配置等を総合的に行っていた経験は、経營業務の管理責任者としての経験又は「経營業務を補助した経験」と認められますか。

A 6 認められません。

経營業務に関する経験は、あくまでも建設工事を受注する立場での経験のことをいいます。

Q 7 常勤役員等の証明者は建設業許可業者でなければなりませんか。

A 7 建設業許可業者が望ましいが、常勤役員等の経験を証明できる立場であれば無許可業者でも差し支えありません。ただし、建設業に関する経験を証明する場合は、建設業を営む者以外を証明者とすることは、原則として認められません。

Q 8 以前役員として勤めていた会社が廃業している場合、常勤役員等の証明者は誰になりますか。

A 8 証明者は廃業業者の元役員（被証明者本人を除く。以下同じ。）です。（ただし、元役員がいない場合は、証明者は当時の同業者となります）

Q 9 過去に他の会社が許可を受けた際に、同社の常勤役員等として経験内容等を確認資料で証明したが、別の会社の常勤役員等となる場合に再度確認資料を提示する必要がありますか。

A 9 記載内容（証明者を除く。）が同一である場合は、他の会社の申請等における常勤役員等（経營業

務の管理責任者等) 証明書又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(いずれも申請書の表紙等に山口県の受付印があるものに限る。)をもって確認資料に代えることができます。

Q10 個人の常勤役員等の証明者は、常に同業者等でなければなりませんか。

A10 新規申請は当該事業主本人に客観的な証明力がないので証明者は同業者となります。

Q11 許可をもたない個人事業主であった者が新たに法人を設立して申請しようとする場合、個人事業主時代の経験を申請会社が証明してよいでしょうか。

A11 証明する期間、その会社は存在していなかったため認められません。

Q12 取締役直属であり、建設業の請負に関与している役職にある者を経營業務の管理責任者に準ずる地位として認められる法人の規模はありますか。

A12 規模の要件はありません。

Q13 事業主補助の経験を「経營業務を補助した経験」として認める場合は、事業主の死亡又は引退に限られますか。

A13 死亡又は引退は条件ではありません。実際に事業主補助として必要な経験年数を経ているならば、個人事業主の子が独立して(親である個人事業主が廃業することなく)許可を申請できます。

Q14 個人事業主の補助経験で申請できる者は、個人事業主に限られますか。

A14 補助経験を持つ者が常勤の役員である法人としても申請できます。

Q15 以前勤めていた会社で5年以上建設業の財務管理の業務を行っていた者を、現在勤めている会社で常勤役員等を直接補佐する者とすることはできますか。

A15 できません。常勤役員等を直接補佐する者に必要な財務管理の業務経験、労務管理の業務経験及び業務運営の経験は、許可申請等を行う会社での経験に限られます。

営業所技術者等

Q 1 他の会社からの出向社員を営業所技術者等とすることができますか。

A 1 出向社員であっても、常勤性、専任性が確認できれば営業所技術者等として認められます。
(ただし、出向社員は工事現場に置かれる主任技術者、監理技術者にはなれません。)

Q 2 営業所技術者等は他の会社の社員・役員と兼務できますか。同一フロアーの会社ではどうですか。

A 2 他社の常勤社員・役員であれば同一フロアーでも認められません。
他社に非常勤であれば、自社の専任性が客観的に認められれば可能です。

Q 3 追加申請の場合、営業所技術者等証明書の業種は追加に係るもののみでよいですか。

A 3 追加業種に係る人についてのみ作成してください。
なお、既に他業種の営業所技術者等である者が申請業種の営業所技術者等も兼ねる場合は、追加に係るもののみではなく、今後担当する全ての業種及び関連する全ての資格を記載してください。

Q 4 熱絶縁工事のみの許可を得て営業していた建設業者が管工事の許可を申請するときに、過去に誤って熱絶縁工事として計上していた管工事(ダクト工事)を実務経験として申請してよいですか。

A 4 実際には管工事であったことが契約書等で確認できれば申請可能です。
その場合、直前5年間の営業年度終了後の届出について差し替え書類を提出する必要があります。

Q 5 営業所技術者等の間に施工した実績を実務経験としてよいですか。

A 5 認められます。

Q 6 附帯工事として施工した実績を実務経験としてよいですか。

A 6 工程表や作業日誌などで、附帯工事の業種別に工事期間が明らかにされている場合は、認められます。ただし、同じ期間について主たる工事の実績として計上することはできません。

Q 7 過去10年間に左官工事をしながら大工工事をしていた場合、10年間の実務経験で左官と大工の2業種の営業所技術者等となることができますか。

A 7 認められません。
業種によっては例外(類似業種での短縮)がありますが、1業種につき10年(2業種であれば20年)間の経験が必要です。

Q 8 短大や高専、専門学校の指定学科を卒業した後に必要な実務経験は何年ですか。

A 8 短大・高専→3年間(大学卒と同様に扱う)です。
専門学校 →3年間(ただし、専門士又は高度専門士を称する者でない場合は5年間)です。

Q 9 営業所技術者等が外国人で、営業所技術者等証明書と資格者証の名前が一致しない場合は在留カードの提示が必要ですか。

A 9 必要ありません。

Q 10 資格者証の名前が旧字体で記載されている場合は、営業所技術者等証明書も旧字体にしなければなりませんか。

A 10 新旧いずれでもよいが、以後の記載はどちらかに統一してください。

ただし、J I S 第一，第二水準以外の文字で一般に通常の字をあてることができる場合は J I S 第一，第二水準の文字を用いるようにしてください。（旧建設省による通達）

Q11 営業所技術者等の資格につき学歴を確認する必要がある場合、卒業証明書をとる必要がありますか。

A11 あります。ただし、提出できない正当な理由がある場合は卒業学科が確認できれば卒業証書の写しでもかまいません（原本確認は必要）。

Q12 資格試験の合格通知をもって資格者証に替えることができますか。

A12 替えることはできます。ただし、これは資格者証申請中における暫定的な扱いであり、資格者証が発行されてから直ちに原本を各申請窓口へ提示し、写しを提出してください。

Q13 以前勤めていた会社が廃業しており、その廃業会社における実務経験を証明する場合の証明者は、廃業会社の元役員でも構いませんか。

A13 構いません。

Q14 営業所技術者等が工事現場に出ることができる範囲はどこまでですか。

A14 国の「監理技術者制度運用マニュアル」に示された要件を踏まえ、県内（他県に隣接している土木建築事務所管内建設業者にあつては、県内及び他県の区域のうち当該管内に隣接する市町）の範囲内を基本として、営業所技術者等としての業務に支障がない限り、出ることが可能です。なお、主任技術者又は監理技術者について現場専任を要する工事については、営業所技術者等は基本的に、建設業法第26条の5に掲げる特例を除き、当該主任技術者又は監理技術者となることができません。

財産的基礎

Q 1 金融機関の残高証明は、どの時点のものでなければなりませんか。

A 1 申請日の1か月以内のものとし、証明書発行日現在の残高が記載されたもので確認します。なお、金融機関の決済等の都合で証明書発行日現在の残高ではない場合は、証明書発行日に可能な限り近い日（3営業日前程度）の残高であれば問題ありません。また、複数の金融機関、口座になる場合は、残高日が同一日の証明としてください。

Q 2 資本金300万円と預金残高200万円の合計500万円で要件を満たしていると認められますか。

A 2 認められません。（資本金と預金は、資産と資本（貸借対照表の右と左）であるため。資本金300万円のうち、銀行に200万円預けた場合でも、上記のようになり、500万円の資金調達能力があるとはいえない。）

Q 3 新規許可申請であっても、直前決算で自己資本が500万円を超えていれば一般の要件を満たしていると認められますか。

A 3 認められます。ただし、個人の場合は、簡易課税型でない青色申告業者であれば認められます。

Q 4 法人成り直後の、特定建設業許可の新規申請の場合、開始貸借対照表で4000万円の資本金が必要ですか。

A 4 開始の場合は通常内部留保がないので、4000万円の資本金が必要です。

Q 5 特定の財産的基礎について、直前決算で資本金1500万円、自己資本3500万円であったとき、決算後に資本金を500万円増資すれば、資本金2000万円、自己資本4000万円とみなすことができますか。

A 5 自己資本は、あくまでも直前の決算時の状態で判断するため認められません。
(資本金以外の要件は直前決算時で判断します。)

Q 6 許可切れ新規の場合、許可切れの直前5年間の許可期間をもって財産的基礎とできますか。

A 6 認められません。
許可切れの場合は、別に財産的基礎を証明するものが必要です。

その他

Q 1 本店では建設業の請負をしない場合、支店を主たる営業所として許可することができますか。

A 1 可能です。
その場合、常勤役員等、営業所技術者等とも当該支店に常勤していなければなりません。(代表者は登記上の本店勤務でも支障ありません。)

Q 2 別の会社と申請会社が事務所を兼用している場合、どのような形態であれば営業所として認められますか。

A 2 顧客がどちらの会社と話をしているのか分かる程度の独立性は必要です。そのためには、入り口を共用していても看板等で両方の会社が存在することが顧客に示されるとともに、内部では仕切などにより区分されていることが必要となります。

Q 3 営業所が公営住宅の中にある場合はどうですか。

A 3 「公営住宅の入居者は、当該公営住宅の用途を変更してはならない。」との規定があるため、原則として、認められません。ただし、「事業主体の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。」との規定がありますので、公営住宅の事業主体の長(市町村長等)の承諾を得ていれば認められます。(公営住宅法第27条第3項)

Q 4 許可要件のうち「許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実態を有する者」とは、毎年完成工事高があることが必要ですか。

A 4 必要ではありません。

Q 5 許可の有効期間はいつからいつまでとなりますか。

A 5 許可日から5年後の許可日に対応する日の前日までです。(曜日は関係ありません)

Q 6 追加+更新の許可日はどうなりますか。

A 6 実際に許可が下りた日となります。(更新日には合わせません)

Q 7 一般と特定のそれぞれに複数の許可日がある場合に、一般と特定を別の許可日で一本化更新することができますか。

A 7 一本化は既に許可を受けている建設業の全部について許可日を同一にする場合のみ可能です。

Q 8 特定を一般に切り替える般特新規の場合は、特定業種の廃業届が必要ですか。

A 8 同じ業種について、一般建設業の許可と特定建設業の許可を同時に持つことはできないため、廃業届が必要です。

Q 9 添付する納税証明書の税目は何ですか。

A 9 山口県知事許可の法人は「法人事業税」、個人は「個人事業税」です。

なお、申請書や届出書に添付する納税証明書は「納期未到来」の場合を除き、納付すべき額及び納付済額の記載のあるものとしてください。（個人事業税の納付すべき額と納付済額がいずれも0円であるために「滞納はありません」の表示となる場合を除く）

Q10 法人成り新規の許可番号は、個人の時と同じですか。

A10 人格が変わるので、許可番号は変更となります。ただし、譲渡及び譲受けの認可申請を行い、法人が個人事業主から事業を譲り受ける日までに譲渡及び譲受けの認可を受けた場合は、個人事業主として有していた許可番号を引き続き使用することができます。

Q11 許可切れ新規の許可番号は、以前許可を得ていた時と同じですか。

A11 違います。許可の有効期限が切れた場合は、改めて「新規」として申請していただくこととなりますので、許可番号は変更となります。

Q12 個人事業主で親が引退し、子がその後を継承する新規の許可番号は、親の時と同じですか。

A12 人格が変わるので、許可番号は変更となります。ただし、譲渡及び譲受けの認可申請を行い、子が親から事業を譲り受ける日までに譲渡及び譲受けの認可を受けた場合は、親が有していた許可番号を引き続き使用することができます。

Q13 自己所有のビルを新築した場合は完成工事高としてよいですか。

A13 請負契約ではないので計上できません。（但し、法人で役員所有の場合等はこの限りではありません。）

Q14 自社で土地を購入し、家屋を建築した後、販売するいわゆる建て売り住宅の場合、販売額を完成工事高に計上してよいですか。

A14 計上できません。

家屋を販売しているものであり、請負契約とはなりません。

Q15 特例有限会社から株式会社へ変更した場合、新規許可を取り直す必要がありますか。

A15 ありません。商号変更の変更届を提出してください。

Q16 住居表示の変更に係る住所変更の届出は必要ですか。

A16 必要となります。

解体工事業

Q 1 建築工事業の許可で、家屋等の解体工事は請け負えますか。

A 1 大規模な建築物（ビルや病院や学校等）を総合的な企画・指導・調整のもとに解体する工事は建築工事業の解体工事に該当します。また、総合的な企画・指導・調整を必要としない家屋等の解体工事は解体工事業に該当します。そのため、総合的な企画・指導・調整を必要としない家屋等の解体工事（軽微な工事を除く）は建築工事業の許可では請け負えず、解体工事業の許可が必要です。

建設工事の種類、建設工事の内容、建設工事の例示及び許可業種の区分(1/2)

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容	建設工事例示
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・ コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬工事、鉄筋組立て工事、コンクリートブロック据付工事
	ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くち打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事
	ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事
	ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事
	ホ その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施行アンカー工事、潜水工事
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材と取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水先便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリート、ブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事

建設工事の種類、建設工事の内容、建設工事の例示及び許可業種の区分(2/2)

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容	建設工事例示
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱設備する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）1 / 4

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業＋実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験3年）

「7〇」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																															
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	銅	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士		7			7						7																				
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）		7			7						7																				
	13	1級土木施工管理技士		7			7※	7	7	7※			7※	7	7			7	7※			7※			7※	7	7	7	7	7			
	1H	1級土木施工管理技士補					7※	7※	7※	7※			7※	7	7			7	7※			7	7※			7	7	7	7	7			
	14	2級土木施工管理技士		種別	土木	7			7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
	1J	2級土木施工管理技士補							7	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
	15	2級土木施工管理技士							7	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	1K	2級土木施工管理技士補							7	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	16	2級土木施工管理技士							7	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	1L	2級土木施工管理技士補							7	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	20	1級建築施工管理技士					7	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
	2C	1級建築施工管理技士補					7	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7			
	21	2級建築施工管理技士		種別	建築	7	7	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
	22					2級建築施工管理技士					7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	23					2級建築施工管理技士補					7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	2D	2級建築施工管理技士補					7	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
	27	1級電気工事施工管理技士								7												7								7			
	2E	1級電気工事施工管理技士補																				7								7			
	28	2級電気工事施工管理技士								7												7								7			
	2F	2級電気工事施工管理技士補																				7								7			
	29	1級管工事施工管理技士								7			7	7	7							7	7			7	7	7	7	7			
	2G	1級管工事施工管理技士補											7	7	7							7	7			7	7	7	7	7			
	30	2級管工事施工管理技士											7	7	7							7	7			7	7	7	7	7			
	3A	2級管工事施工管理技士補											7	7	7							7	7			7	7	7	7	7			
	31	1級電気通信工事施工管理技士																						7									
	3B	1級電気通信工事施工管理技士補																						7									
	32	2級電気通信工事施工管理技士																						7									
	3C	2級電気通信工事施工管理技士補																						7									
	33	1級造園施工管理技士					7	7	7	7	7			7	7	7						7	7			7	7	7	7	7			
	3D	1級造園施工管理技士補					7	7	7	7	7			7	7	7						7	7			7	7	7	7	7			
34	2級造園施工管理技士					7	7	7	7	7			7	7	7						7	7			7	7	7	7	7				
3E	2級造園施工管理技士補					7	7	7	7	7			7	7	7						7	7			7	7	7	7	7				

※解体工事の技術者資格要件について

- ・1級土木施工管理技士（コード13）
- ・2級土木施工管理技士（土木）（コード14）
- ・1級建築施工管理技士（コード20）
- ・2級建築施工管理技士（建築）（コード21）
- ・2級建築施工管理技士（躯体）（コード22）

①平成28年度以降の合格者は、その合格をもって解体工事の資格も有する。

②平成27年度以前の合格者が解体工事の資格を有するには、合格後解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

- ・技術士（建設・総合技術監理「建設」）（コード41）
- ・技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」）（コード42）
- ・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」）（コード42）

解体工事の資格を有するには、合格後解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）2/4

	コード	資格区分	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
建築士法	37	1級建築士	7	7			7		7	7									7													
	38	2級建築士	7	7			7		7										7													
	39	木造建築士		7																												
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	7			7		7					7	7									7							7		
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7			7		7			7		7	7									7							7		
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7			7																										
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）						7															7									
	45	機械・総合技術監理（機械）																					7									
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）								7													7									
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）								7																			7			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								7																7			7			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7			7										7																
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							7							
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7			7																			7							
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								7																						
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								7																			7			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								7																			7	7		
電気工事士法	55	第1種電気工事士							7																							
	56	第2種電気工事士							7																							
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）							7																							
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																					7									
	35	工事担任者（注1）																					7									
水道法	65	給水装置工事主任技術者							7																							
消防法	68	甲種消防設備士																												7		
	69	乙種消防設備士																												7		

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）3/4

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工		7																											
64	型枠施工		7	7																										
72	左官			7																										
57	とび・とび工				7																								7	
73	コンクリート圧送施工				7																									
66	ウェルポイント施工				7																									
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管								7																					
75	給排水衛生設備配管								7																					
76	配管（注2）・配管工								7																					
70	建築板金「ダクト板金作業」					7			7						7															
77	タイル張り・タイル張り工									7																				
78	築炉・築炉工・れんが積み									7																				
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7			7																					
80	石工・石材施工・石積み					7																								
81	鉄工（注3）・製錬										7																			
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注4）											7																		
83	工場板金															7														
84	板金・建築板金・板金工（注5）						7									7														
85	板金・板金工・打出し板金																7													
86	かわらぶき・スレート施工						7																							
87	ガラス施工																7													
88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																	7												
89	建築塗装・建築塗装工																	7												
90	金属塗装・金属塗装工																	7												
91	噴霧塗装																	7												
67	路面標示施工																	7												
92	畳製作・畳工																			7										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			7										
94	熱絶縁施工																					7								
95	建具製作・建具工・木工（注7）・カーテンウォール施工・サッシ施工																											7		
96	造園																										7			
97	防水施工																		7											
98	さく井																											7		

※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

【許可】有資格コード一覧（特定建設業） 1 / 4

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8世」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8o」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3							3	3	3	3										3							
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
11	1級建設機械施工管理技士	9			9							9																		
1F	1級建設機械施工管理技士補																													
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）				8																									
1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																													
13	1級土木施工管理技士	9		8	8	9	9	8	8	8	9	8	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	9	8	9	
1H	1級土木施工管理技士補			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
14	2級土木施工管理技士			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
1J	2級土木施工管理技士補			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
15	2級土木施工管理技士			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
1K	2級土木施工管理技士補			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
16	2級土木施工管理技士			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
1L	2級土木施工管理技士補			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	9				9	8	8	8	9
2C	1級建築施工管理技士補			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
21	2級建築施工管理技士			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
22	2級建築施工管理技士			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
23	2級建築施工管理技士補			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
2D	2級建築施工管理技士補			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
27	1級電気工事施工管理技士								9												8								8	
2E	1級電気工事施工管理技士補																				8								8	
28	2級電気工事施工管理技士																				8								8	
2F	2級電気工事施工管理技士補																				8								8	
29	1級管工事施工管理技士								9		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
2G	1級管工事施工管理技士補										8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
30	2級管工事施工管理技士										8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
3A	2級管工事施工管理技士補										8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
31	1級電気通信工事施工管理技士										8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
3B	1級電気通信工事施工管理技士補										8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
32	2級電気通信工事施工管理技士										8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
3C	2級電気通信工事施工管理技士補										8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
33	1級造園施工管理技士			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
3D	1級造園施工管理技士補			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
34	2級造園施工管理技士			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
3E	2級造園施工管理技士補			8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

※解体工事の技術者資格要件について

- ・1級土木施工管理技士（コード13）
- ・2級土木施工管理技士（土木）（コード14）
- ・1級建築施工管理技士（コード20）
- ・2級建築施工管理技士（建築）（コード21）
- ・2級建築施工管理技士（躯体）（コード22）

①平成28年度以降の合格者は、その合格をもって解体工事の資格も有する。
 ②平成27年度以前の合格者が解体工事の資格を有するには、合格後解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

- ・技術士（建設・総合技術監理「建設」）（コード41）
- ・技術士（建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理「建設-鋼構造及びコンクリート」）（コード42）

解体工事の資格を有するには、合格後解体工事の実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）2/4

	コード	資格区分	建設業の種類																														
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
建築士法	37	1級建築士	9	9			9			9	9									9													
	38	2級建築士		8			8			8										8													
	39	木造建築士		8																													
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9			9		9					9	9										9							9		
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9			9		9				9	9	9	9									9							9		
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9			9																											
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）						9															9										
	45	機械・総合技術監理（機械）																					9										
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）								9													9										
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）								9																				9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								9																9			9				
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9			9										9																	
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																						9									
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9			9																		9									
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								9																							
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								9																				9			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								9																			9	9			
電気工事士法	55	第1種電気工事士																															
	56	第2種電気工事士 【3年】																															
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】																															
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 【5年】																						8									
	35	工事担任者（注1） 【3年】																						8									
水道法	65	給水装置工事主任技術者 【1年】																															
消防法	68	甲種消防設備士																														8	
	69	乙種消防設備士																														8	

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）3/4

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工			8																										
64	型枠施工			8	8																									
6B	型枠施工（附則第4条該当）			8	8																									
72	左官			8																										
57	とび・とび工				8																								8	
73	コンクリート圧送施工				8																									
66	ウェルポイント施工				8																									
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																													
75	給排水衛生設備配管																													
76	配管（注2）・配管工																													
70	建築板金「ダクト板金作業」					8									8															
77	タイル張り・タイル張り工									8																				
78	築炉・築炉工・れんが積み									8																				
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8				8																				
80	石工・石材施工・石積み					8																								
81	鉄工（注3）・製錬 <small>せいれん</small>																													
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注4）										8																			
83	工場板金														8															
84	板金・建築板金・板金工（注5）					8									8															
85	板金・板金工・打出し板金														8															
86	かわらぶき・スレート施工					8																								
87	ガラス施工														8															
88	塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																	8												
89	建築塗装・建築塗装工																	8												
90	金属塗装・金属塗装工																	8												
91	噴霧塗装																	8												
67	路面標示施工																	8												
92	畳製作・畳工																			8										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8										
94	熱絶縁施工																				8									
95	建具製作・建具工・木工（注7）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										8			
96	造園																													
97	防水施工																		8											
98	さく井																										8			

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）4/4

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
61	地すべり防止工事					8																			8					
40	基礎くい工事					8																								
62	建築設備士																													
63	計装																													
60	解体工事																													8
36	種目																													
	登録電気工事基幹技能者																								8					
	登録橋梁基幹技能者					8																								
	登録造園基幹技能者																													
	登録コンクリート圧送基幹技能者					8																								
	登録防水基幹技能者																			8										
	登録トンネル基幹技能者					8																								
	登録建設塗装基幹技能者																		8											
	登録左官基幹技能者					8																								
	登録機械土工基幹技能者					8																								
	登録海上起重基幹技能者													8																
	登録PC基幹技能者					8							8																	
	登録鉄筋基幹技能者												8																	
	登録圧接基幹技能者												8																	
	登録型枠基幹技能者					8																								
	登録配管基幹技能者																													
	登録嵩・土工基幹技能者					8																								
	登録切断穿孔基幹技能者					8																								
	登録内装仕上工事基幹技能者																				8									
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										8			
	登録エクステリア基幹技能者					8	8				8																			
	登録建築板金基幹技能者								8								8													
	登録外壁仕上基幹技能者					8													8	8										
	登録ダクト基幹技能者																													
	登録保温保冷基幹技能者																								8					
	登録グラウト基幹技能者					8																								
登録冷凍空調基幹技能者																														
登録運動施設基幹技能者					8																									
登録基礎工基幹技能者					8																									
登録タイル張り基幹技能者												8																		
登録標識・路面標示基幹技能者					8														8											
登録消火設備基幹技能者																													8	
登録建築大工基幹技能者					8																									
登録硝子工事基幹技能者																	8													
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

備考

- 資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。
- （注1）電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であってその資格者証の交付を受けた後、電気通信工事に関し3年以上の実務経験を有する者。ただし、令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程（電気通信事業法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第2号の養成課程）を修了した者及び総務大臣の認定（電気通信事業法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第3号の総務大臣の認定）を受けた者に限られます。
- （注2）配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注3）鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注4）鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注5）板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注6）塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- （注7）木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。